

中大法曹

2017.11

No.28

特集 1

パネルディスカッション

「若き法曹の活動分野

～今から始める就活生活」

特集 2

弁護士任官者から見た民事弁護

中央大学法曹会

中央大学 校歌

石川道雄
坂本良隆
作詞
作曲

一 草のみどりに風薫る

丘に目映き白門を
慕い集える若人が
真理の道にはげみつ
栄ある歴史を承け伝う
ああ中央 われらが中央
中央の名よ光あれ

二

よしや嵐は荒ぶとも
揺るがぬ意気ぞいや昂く
春の驕奢の花ならで
みのりの秋やめざすらむ
学びの園こそ豊かなれ
ああ中央 われらが中央
中央の名よ誉あれ

三

いざ起たて友よ時は今
新しき世のあさばらけ
胸に血潮の高鳴りや
湧く歌声も晴れやかに
自由の天地ぞ展けゆく
ああ中央 われらが中央
中央の名よ栄あれ

中央大学 応援歌

中央大学学友会選定歌詞
古関裕而
作曲

一 憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる
あゝ中央の若き日に
伝統誇る白門の
闘い挑む旗揚げ
力 力 中央 中央

二

情熱と力の若人が
精鋭こそりふるいたつ
あゝ中央の若き日に
雄叫ぶ血汐 紅は
闘魂たぎる火と燃える
力 力 中央 中央

三

我らが誇り覇者の歌
燦たり栄光我が生命
あゝ中央の若き日に
今ぞ座らん覇者の座に
いざ勝どきを揚げんかな
力 力 中央 中央



平成27年度 第1回常任幹事会・幹事会 懇親会 (平成27年8月5日)



平成27年度 中央大学司法試験合格祝賀会 (平成27年10月27日)



平成27年度 第2回常任幹事会・拡大幹事会・懇親会 (平成27年11月24日)



平成27年度 第2回常任幹事会・幹事会・懇親会 (平成27年11月24日)



技術士会との交流会 (平成28年2月15日)



平成28年度 中央大学司法試験合格祝賀会 (平成28年10月25日)



平成28年度 第4回常任幹事会・幹事会 (平成29年5月24日)



平成28年度 第4回常任幹事会・幹事会 懇親会 (平成29年5月24日)

中大法曹会の拡充と発展をめざして	中央大学法曹会幹事長 大谷 隼夫	2
中長期事業計画の遂行に向けて	中央大学理事長 大村 雅彦	4
中央大学の将来像 —「中長期事業計画 Chuo Vision 2025」—	中央大学学長・総長 酒井 正三郎	5
復活に向けて	中央大学大学院法務研究科長 小木曾 綾	6
小さな積み重ね	中央大学法学部長 中島 康予	7
「中大法曹の幹事長」を終えて	中央大学法曹会前幹事長 山崎 司平	8

特 集

特集

1

パネルディスカッション 「若き法曹の活動分野～今から始める就活戦略～」		9
--	--	---

特集

2

【講 演】 弁護士任官者から見た民事弁護	講演者 弁護士 水野邦夫 先生	22
-------------------------	-----------------	----

委員会活動報告

人事委員会活動報告書	人事委員会委員長 横溝 高至	32
法職教育検討委員会活動報告	法職教育検討委員会委員長 山本 昌平	33
交流委員会活動報告	交流委員会委員長 根岸 清一	34
若手会員活動委員会活動報告	若手会員活動委員会委員長 秋定 和宏	37
広報委員会活動報告	広報委員会委員長 八木 清文	38
会則検討委員会活動報告	会則検討委員会委員長 石田 茂	39
募金実行委員会活動報告	募金実行委員会委員長 水庫 正裕	40
中央大学法曹会 平成27年度・28年度事業報告	中央大学法曹会事務局長 松田 啓	41

資 料

中央大学法曹会会則		46
中央大学法曹会執行部名簿(平成27・28年度 29・30年度)		62
中央大学法曹会役員名簿(平成27・28年度)		62
中央大学法曹会各種委員会名簿(平成27・28年度 29・30年度)		66
編集後記		68

中大法曹会の 拡充と発展をめざして



中央大学法曹会幹事長 大谷 隼夫

1 ご挨拶

私は、去る5月24日の中央大学法曹会総会において平成29年度、30年度の幹事長に選任されました。

昭和26年（1951年）発足以来、輝かしい伝統と実績を誇るわが法曹会の幹事長職は、私にとりまして身に余る重責であります。副幹事長、事務局長らをはじめとする執行部の方々と力を合わせ、会員諸兄弟姉からのご支援を得つつ、任期を全うしたいと存じております。

また、私がこれまで務めてきました法曹会の副幹事長、委員長等の経験や中央大学評議員、学員会副会長等の体験を通して学び感得したところを少しでも法曹会のさらなる拡充、発展に反映できるよう頑張りたいと存じます。

2 法曹会の幅広い活動

(1) わが法曹会の目的は、会則第2条に「会員相互の親睦をはかり、学校法人中央大学(以下「中央大学」という。)の興隆と司法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与することを目的とする。」と記され、第3条に「本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること 二 会報及び名簿の発行 三 研究会、講演会及び座談会の開催 四 その他必要と認める事業」と記されています。

法曹会は、この掲げた高い目的を実現するためにこれまで様々な活動をしてきました。

(2) すなわち、大学、学員会との関係では大学の理事、監事ら役員、評議員、商議員、あるいは学員会の会長、副会長、幹事等の選出にあたり法曹会員からの推せん、法学部、法科大学院へ

の実務家教員の輩出、エクスターンシップ制度、リーガル・クリニック制度への協力、優秀な学生に対する法曹会奨学金の給付、中大出身の司法修習生に対する就職支援活動、各種募金活動への協力等があります。

また大学問題委員会において大学運営の実状を調査検討し、その結果をとりまとめて法曹会として忌憚のない意見を大学に具申してきました。

(3) 法曹会員同士の親睦を深め、相互交流を活性化するために、かつて首都圏のみであった活動を全国に広げるべく、平成11年12月創立の札幌支部を皮切りに法曹会の地域支部作りが各地で展開されてきました。会員同士の活動により、支部内部で親睦を深めるとともに本部と支部との交流、支部相互の交流も行われています。

(4) 諸活動の中には、わが法曹会員の中から現役で活躍中の判、検事、得意な専門分野を持つ弁護士らを招いての講演会、パネルディスカッション、実務修習中の司法修習生を集めての懇談会、現役学生を対象とする法廷見学、ホームカミングデーに於ける無料法律相談会等々があります。

(5) さらに、南甲倶楽部など学員会の有力支部との意見交換会を開いてきたほか、交流委員会を中心に隣接士業と交流することでそれぞれの業務を相互に理解し、協力協調関係を築いていく取組を進めてきました。

隣接士業として、これまで司法書士、税理士、社会保険労務士、行政書士、技術士との会と交流を重ね、前年度からは不動産鑑定士の会とも交流が開始されています。

3 これからの重点目標

このように法曹会の活動は多方面にわたって展開されています。

その活動をこれから一層拡充，発展して行くにあたり，私は，次の3つを重点目標にしたいと考えています。

(1) 組織の強化と大学支援

法曹会の活動範囲が広がるにつれ，より多くの有能な会員に実働部隊の一員として加わっていただく必要があります。

また，大学，学会の各分野に法曹会から自信をもって推挙できる会員を確保しておかなければなりません。

大学は，平成28年度（2016年度）から取り組むべき課題として教育組織の改編・創設，キャンパス整備等を柱とする10年間の中長期計画を発表し，その実現に向けておりますが，とりわけ法学部の都心回帰，法科大学院の新校舎建設に向け奮闘の直中にあります。法曹会としては，これをただ見守るばかりでなく，必要とあれば何時でもバックアップできるだけの体勢にあるべきと考えます。

ベテランから若手まで，これまで法曹会の組織活動に従事されてこなかった会員の中にも優秀な方は数多くおられます。それらの方々に先ずは幹事に加わっていただきたいと思っておりますので，お声掛けしましたときは是非ご協力をお願い致します。

(2) 広報活動の徹底

法曹会の活動が前述のとおり広範囲にわたり，大学や学会の運営に大きな影響力を発揮していることが一般の会員にはこれまで余り知られてなかったのではないかと思います。

法曹会の活動を一般会員に知らせる手段としては，長年の間一年おきに交互に発行される会報「中大法曹」と「中大法曹ニュース」だけで，ようやく前々執行部によりホームページが開設されました。

会報の紙面には限りがあり，これに1年間の諸活動を詳しく載せることはとても無理です。それに若年層には紙媒体離れの傾向がみられます。ホームページを開設したことによって，会員の皆様により詳しい情報を早くお届けできるようになりましたが，さらにメール送信による情報発信も実現したいと思っております。

しかし，年齢が高くなるに連れ，パソコン，スマホになじめない会員が増える傾向にあるようで，FAX送信によることも考えています。

これまでのホームページはパソコン画面向けで，スマホやタブレット端末では見にくい難点がありましたので，これは早急に改善いたしました。

(3) グローバル化社会に対応できる法曹の育成

21世紀に入り，国境を越えた人の往来，物資の流れは急速に増加し，今や特に経済，社会の面では国境のないボーダレスの時代となりつつあり，それに伴い日本社会も国際化（グローバル化）が進みつつあります。

これは企業の海外進出や貿易取引の増加ばかりを指すことではなく，日本国内に在住して働く外国人の増加を意味し，そのことは同時に様々な外国人のものの考え方，文化，習慣がもたらされ，我々日本社会の構造や文化，習慣を変化させることにもなるのです。

このようにグローバル化する日本の社会においては，語学力と国際感覚を身につけた法曹の需要が，いわゆる渉外の分野にとどまらず，国内の様々な事件を扱う分野にも広がりつつあると言えます。

中央大学においては，グローバル化に向けての取り組みが真剣になされていると聞いております。

幸いわが法曹会には国際的に活躍されている会員が多くおられるので，その先生方には以前にも増して大学のカリキュラムに協力していただくことに加え，法曹会独自の講演会，セミナーなどを企画し，グローバル化社会に対応できるこれからの法曹の育成を支援して行きたいと考えております。

4 む す び

明日の中大法曹会をめざして，いろいろと述べましたが，語るだけでは意味がありません。皆様のご支援を得ながら，一つ一つ着実に実行に移したいと存じますので，叱咤激励の程をよろしくお願いいたします。

中長期事業計画の 遂行に向けて



中央大学理事長 大村 雅彦

私は、平成29年5月26日の理事会において、学校法人中央大学の理事長に選任されました。理事長には学外の卒業生の方が就任されるのが長年の慣行であり、教員からの就任は約半世紀ぶりになります。今回は、慣行にとらわれず、大学の実情をよく分かっている学内者が理事長をやるべきだ、という意見が理事選考委員会で大勢を占めたと伺っています。中央大学は2016年度から、10年間にわたる中長期事業計画「Chuo Vision 2025」をスタートさせており、私はその策定の際に委員長として関わった経緯から、同計画の遂行についても重要な役割を与えられたものと理解し、今後はいかにしてこの計画を推進していくかに専心したいと考えております。

私は学部時代を駿河台キャンパスで過ごし、法学部卒業の翌1978年に多摩キャンパスがオープンしました。1983年から多摩キャンパスで教育・研究の仕事に携わるとともに、2004年に市ヶ谷キャンパスで法科大学院を立ち上げたときは、その教育システムを作り上げる役割を担いました。過去3年間は常任理事として、深澤武久前理事長をサポートしてきました。長年中央大学にお世話になることにより、本学に強い愛着を抱いていると同時に、他方では、本学の現状に危機感を抱いております。

中央大学は130年を超える輝かしい歴史と実学の伝統を有しており、ことに日本の法曹界では本学卒業生がその大きな部分を占めてきました。翼賛選挙の無効判決を書いた吉田久大審院判事など、蒼々たる法曹の輩出は誇るべきことです。しかし、単に弁護士や公認会計士などの資格試験合格者数が多いことだけが中央大学の特色ではありません。創立者増島六一郎は明治初期にイギリスに留学し国際的に法律業務を行ったグローバル人材でありましたし、長谷川如是閑のような気骨のある言論人も生みだしました。現在では、グローバル企業の経営者、政界のリーダー、国家・地方公務員として活躍されている方々、スポーツ界の一流選手たち、さらには芸術・文化の分野の著名人なども輩出しています。このように本学がこの国を支える多様な

人材を各界に多数送り出してきた実績は、「實地應用ノ素ヲ養フ」という建学の精神の豊かな実りを示しており、中央大学は我が国有数の総合大学といえるでしょう。

にもかかわらず、近年、中央大学はどうも目立たないと言われます。箱根駅伝に出られなかったという卑近な例は象徴的で、どこに行っても卒業生から齒がゆい思いをしていると聞かされます。マスコミに取り上げられる話題が少なく、志願者数も伸び悩んでいるのではないかと指摘されます。思うに、本学は1993年に総合政策学部を開設して以降、法科大学院を始めとする専門職大学院の開設を除けば、多摩移転後、社会に目立つ大きな改革をしてきませんでした。今これを真摯に反省し、改革を実行する大学になっていかなければなりません。

そこで、前述の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を策定したわけです。これは、本学の伝統をきちんと維持しつつ、それに加えて、これからの時代に求められる新たな魅力を生み出していくことを目的としています。複数の新学部の創設、多摩および都心キャンパスの充実(法学部の都心回帰を含む)、スポーツ振興(駅伝復活など)、グローバル化推進(留学生の受け入れ・送り出し)などを柱とする10年計画です。どれも、今の中央大学にとって避けては通れない重要課題です。

今回私に与えられた仕事は、大学の魅力を向上させるために急がねばならない改革を、大学の実情を知っている人間として迅速に遂行せよ、ということだと思います。これを遂行するには、法人・教学が一体となり、学員の皆様のご協力を得ることが、是非とも必要です。大学をよくするにはどうすべきかの意見はさまざまですが、思いはほとんどの人が一緒のはずです。私自身、全身全霊をもって「Chuo Vision 2025」の実現に向けて尽力して参りますので、中大法曹会の総力を挙げたご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

中央大学の将来像

—「中長期事業計画 Chuo Vision 2025」—



中央大学学長・総長 酒井 正三郎

中央大学法曹会の皆さま方におかれましては、日頃より中央大学に対しまして、暖かいご支援、ご協力を賜っておりますことに、大学関係者を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

とりわけ、本学法学部ならびに法科大学院の教育・研究活動に対しては、一方ならずお世話をいただいております。

さて、この度は「中大法曹」へのご寄稿についてお声かけをいただき、誠にありがとうございます。せっかくの機会でありますので、現在本学が「オール中央」の体制のもと、もっとも力を入れて取り組んでおります「中央大学中長期事業計画 Chuo Vision 2025」について、ごく簡潔にそのエッセンスと進捗状況につきましてお伝えすることとし、あらためて皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

本学は2016年度を起点として、2025年度までの10年間に重点的に取り組むべき課題として改革基本方針「中央大学中長期事業計画 Chuo Vision 2025」を策定しました。ここに盛り込まれている改革の柱は四つです。本計画に取り組むことにより、社会からの要請に応え、世界に存在感のある大学を目指して一層努力して参りたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

計画の第1は教育組織の改編・創設についてです。ここでは、総合政策学部を発展的に改組することにより、ICT系、メディア表現系、多言語多文化系の複数の学部の新設を目指します。また高齢化や福祉など地域社会が抱える課題を解決するための政策形成や生涯スポーツを通じた健康づくりに関する学部、健康・福祉・スポーツ系の学部の創設を目指します。これについては、順調に推移すれば、2019年度より複数の新学部が発足する予定であります。

第2はキャンパス整備計画です。ここでは、都心に複数あるキャンパスを後楽園キャンパスに集約し、多摩と後楽園の二大キャンパス体制を構築して、両キャンパスの充実・発展を目指します。

また、文系学部の一部の都心移転を構想しておりますが、その第一候補を法学部とし、法科大学院と一体的に配置し「Law & Law」による教育効果の最大化を実現します。先般発表されました、地方創生の一環としての地方大学の振興に関する有識者会議の「中間報告」（2017年5月22日付）では、「東京の一極集中の是正として、東京23区内での大学の定員増は認めない」という方向性が打ち出され、これは2022年に「Law & Law」の都心回帰（後楽園移転）を計画している本学にとっては大変衝撃的なニュースでありました。

法学部の都心回帰は中長期事業計画の一番の目玉であり、多くの学員の方々からも熱望されている一大事業であります。「法科の中央」と言われる本学の命運を左右しかねないものでもあります。立法化の段階では、本学のように既に計画を社会に公表し、事業として進行中の大学については、例外扱いとするよう、私大連等を通じて文科省への働きかけを行っているところです。

第3はグローバル化の一層の推進です。ここでは国際通用性と専門分野の学修を両立させるカリキュラムの構築を目指します。学生の海外派遣については、10年後までに達成する目標値を年間2,200人、また留学生受け入れについては、10年後までに達成する目標値を1,000人とします。あわせて教職員構成の国際化にも努めます。

そして第4は、スポーツ振興事業に関する計画です。ここでは2020年東京オリンピック・パラリンピックに20人以上の本学代表選手（在学生・卒業生）を派遣するという構想を立てています。また、本学伝統の箱根駅伝については、5年以内に5位以内、10年以内に優勝を目指します。

最後になりましたが、中央大学法曹会の方々のご熱意とご努力に心から敬意を表しますとともに、今後とも中央大学との連携、ご支援を賜りますようお願いを申し上げ、貴会の益々のご発展と皆さまのご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

復活に向けて



中央大学大学院法務研究科長 小木曾 綾

2004年に72,800人を数えた全国の法科大学院志願者数は2016年には8,274人、実入学者も2006年の5,784人から2017年には1,704人となりました。都内の有名私立大学法科大学院の学生募集停止も先ごろ報じられたところですが、当初5,413人を数えた中央大学法科大学院（以下当大学院）志願者も、この数年は1,000人前後で推移しています。このような現状の原因には、法科大学院制度自体のものと当大学院固有のものがありますが、ここでは、当大学院固有の原因のいくつかとそれへの対策について述べます。

旧司法試験の最後の10年ほど、すでに本学は司法試験合格者数でほぼ5位に定着していました。当時、それについてどのような分析がされたのか筆者は知りませんが、このことだけを見ても、司法試験受験生を多く抱えさえすれば法曹を多数輩出し続けることができるとは限らないことが判るはずです。加えて、現行の司法試験制度は、旧試験制度と根本的に異なります。旧試験は、何度でも受験でき、最終学歴は法学部でしたから、法学部に多くの学生を抱え、受験生を増やすことによって多くの法曹を輩出するという途はあり得るものでした。不合格者の数や合格率は重要な指標ではなかったのです。しかし、現行制度は、予備試験は別にして、法科大学院の修了が司法試験の受験資格とされ、法曹になるためには、法学部を出たうえに学費を払って2～3年間さらに学ばなければなりません。そのとき、法曹を志す若者やその学費負担者は、240人の定員をもつ司法試験合格率3割の法科大学院と、85人の定員で5割が合格する法科大学院とどちらを選択するでしょうか。いわば顧客の視点からは、合格率こそが将来を保障してくれる、質の高い教育の指標であるとみなされることは明らかですし、それが事実です。また、向上心の高い学生ほど、周囲の学生との切磋琢磨を望むものです。司法試験合格者数が1500人台に限定され、法曹志願者も激減する中、学生を多く確保しようとするれば、法曹となる潜在的な能力の高い者のみを入学させるだけでは足りません。蛇足ながら、こ

れまでのように低い合格率のまま数で他校と競おうとすれば、学生定員は500～600人なければなりません、現行制度の下でそれは不可能です。

学生の当大学院在学中の成績と司法試験の合格に正の相関関係があることは検証済みで、無論、教育内容は不断に工夫改善に努めていますが、如上の状況に鑑み、2018年度からの当大学院の入学者定員は200人とすることとし、それを先取りする形で2017年度入学者選抜においても追加合格を出しませんでした。開設時から100人の減員で、大学経営的には異常な事態ですが、ここは、定員を下げて合格率を上げることによって社会の信任を取り戻し、もって合格者数を回復するという、教育機関として当たり前の姿に立ち戻らなければなりません。

当大学院のもうひとつの弱みは、法学部と別校地にあることと、築50年の老朽化した施設です。法学部の学生が同じキャンパス内にある法科大学院に進むのは極めて自然なことですが、本学ではこれができない地理的な事情があります。加えて、競合校はどこでも法科大学院開設時に新校舎を建設したのに比して、本学では水道管から濁った水の出るような（事実です）当時すでに築40年にならんとする老朽化した施設に法科大学院をおき、今般の中長期事業計画でロー＆ローの構想が打ち出されるまで結果的にこれを放置してきました（現在では水道管は数千万円をかけて取り換えられています。念のため）。

本学法学部から上位の他大学法科大学院に進学する学生は毎年約100人、この層が当大学院に進学すれば、中央大学は合格者数でも合格率でも全国1位の座を回復・維持できるでしょう。そのためには、法学部と法科大学院の都心展開が必須です。法曹会の先生方には日頃学生の教育や当大学院の運営に多大なご支援とご協力を賜り、篤くお礼申しあげる次第ですが、このような状況をご理解いただき、引き続きのご支援をなにとぞよろしくお願い申し上げます。

小さな積み重ね



中央大学法学部長 中島 康予

中央大学法曹会の皆様には、本学および法学部における教育・研究活動に多大なるご理解とご支援を賜りまして、この場をお借りし、心より御礼申し上げます。

昨年、中央大学法学部編『高校生からの法学入門』を中央大学出版部から刊行しました。この種の本としては異例の部数を重ね、『法学セミナー』(2017年2月号)の座談会記事、河合塾・高校生応援サイトでの執筆者紹介など大きな反響を呼んでいます。

法学部編と謳っていますが、民法がご専門の遠藤研一郎教授が尽力され、憲法の橋本基弘教授と柴田憲司助教、民法の高田淳教授、商法の三浦治教授、民事訴訟法の秦公正教授、刑法の曲田統教授、刑事訴訟法の安井哲章教授、そして、労働法の川田知子教授という魅力的な執筆陣がそろいました。目次を覗いてみますと、「何のために『法』はあるの?」と題する序章に始まり、「『遅刻したらトイレ掃除1週間』は効果的?—犯罪と刑罰」、「『彼と付き合う』を分析する—契約の拘束力」、「他人の悪口をいうことは自由なの?—表現の自由」、「おまえのものはおれのもの、おれのものはおれのもの—所有権の本質」、「自分たちのことは自分たちで決める—選挙権と国民権、議会制民主主義」、「いじめを軽くみるな!—刑法的思考の第一歩」、「なんでお母さんが株式会社の会議に出るの?—会社組織の法」、「働きがいのある人間らしい仕事とは?—雇用社会と法」、「山本君、ケガしたってよ—損害の賠償責任」、「友だちとケンカ—紛争処理と法」、と続き、終章の「結局、『法』学ぶことの意味って何?」で締めくくられています。

附属高校で本書を課題図書に指定したり、入学前教育に活用することを始めました。いわゆる「競争的入試」を経て入学した学生の方が、法曹や国家公務員総合職など「難関試験」に挑戦する意欲が高いという傾向については本紙で既にご紹介した通りです。裏返せば、附属高校の法曹志望度が高くないということになります。大学入学前に、法学の学びの特徴や楽しさ・意義を知ってもらい、何とか法曹志望者を増やしたいと始めたとりくみです。

また、高校訪問や模擬講義の際に本書を寄贈し、法学部の広報を展開しています。先日も、入学センターの職員がある高校に赴いた折、1冊差し上げたところ、丁寧な返礼を頂戴しました。必ずしも法曹志望の生徒が多くない高校だが、「市民」を育てるという任務を果たすために、まずリーガルマインドを育てることが重要だと考えているとのこと。本書が、原理原則をやさしく解き明かしているの、教員・生徒間で話題にしやすい、新しい発想や観点を獲得・定着させやすい素晴らしい本だとお誉めの言葉を頂戴しました。高校訪問という「営業まわり」はつらいこともありますが、このような経験は励みになり、足どりも軽くなることでしょう。

さて、本年度、コース制を導入した2014年度カリキュラムで学んだ学生が4年生になりました。そこで、教務委員会のもとに、カリキュラムの検証を行うワーキンググループを立ち上げました。卒業後の進路がはっきりしないこのタイミングで検証を始めることについては時期尚早ではないかと意見もありましたが、時間との勝負となっている折から、抽出した課題については必要に応じて迅速に対応したいと考えております。

人口の大都市圏への集中、地方における若年人口の減少、地元志向・自宅通学志向が強まるなか、定員管理の厳格化や東京23区内における大学学部定員増を認めないなど、私立大学をターゲットに、政府が繰り出す教育政策等の外的環境は一層厳しさを増しています。上述のような地道で小さな取り組みの積み重ねを大事にしながら、他方で、外的環境に切り込み、選ばれる学部にならなければなりません。法曹会のみならず、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

「中大法曹の幹事長」を終えて



中央大学法曹会前幹事長 山崎 司平

この「中大法曹」は従前は2年ごとの5月の末に発行されていました。発行責任者は、2年目の終わりの幹事長でした。つまり本来ならば私が発行責任者となるべきでした。今回は大谷幹事長の名で発行されますが、発行時期が遅れたことや編集の責任は、ひとえに山崎司平執行部にあります。まずは、発行時期が遅れたこととお詫び致します。

発行時期が遅れた理由の1つは、今年5月26日から学校法人中央大学の理事長が交代されたことです。「中大法曹」には理事長に文章を寄稿して頂くのを常としてきましたので、新理事長の決定後までは、原稿を依頼することが困難な状況にありました。私は、発行時期をずらすことを執行部に提案し、八木広報委員長にもお願い致しました。

発行時期が遅れた大きな理由は、中央大学法曹会の会則の変更を目論んでいたことにあります。平成28年11月の臨時総会と平成29年5月の定時総会に出席された会員はご存知ですが、この「中大法曹」は全国5000人の会員にお配りするものですから、会則変更の顛末をお知らせしておく義務もあると考えますので、書ける範囲で、ご報告することとします。会則変更のうち、幹事の人数枠の拡張と、関係諸団体交流委員会の名称を「交流委員会」に変更する会則変更は、平成28年11月の臨時総会で、提案通り議決して頂きました。難航したのは代表者の名称の変更問題でした。

中央大学法曹会は、中央大学の同窓会の支部の一つとなっています。中央大学の同窓会は「学会」という中大独自の名称となっていますが、年次支部・地域支部・職域支部等の3種類があります。本年8月1日現在で、卒業年次ごとの年次支部が62、一定の地域単位で組織される地域支部が124、そして職域・職種・その他支部が57で、合計243支部を数えています。職域支部には、中央大学法曹会の他には経済界の南甲倶楽部、国会議員の国会白門、学

員体育会等が有力支部として活動されています。法曹関係では研究団体で職域支部を構成されている会が8つあります。いわゆる学研連関係の支部と法曹会支部とは、連邦制ではありませんから、上下関係に立つものではありません。このことを強く主張される先輩もおられますが、中央大学法曹会は、全国5000人を広く見回しているものとして、やはり、職域支部の中で雄たる存在であると自負しています。

私は、「中大法曹の幹事長」になって、強い違和感を覚えました。政治の世界では与党にも野党にも幹事長がおられるので、世間では幹事長＝番頭さんというイメージが強かったからです。学会には前述の通り240を超える支部がありますが、「幹事長」が代表者の名称であるのは、わが中央大学法曹会だけです。他の支部では、幹事長は、わが会の「事務局長」にあたる役職の名称になっています。他の支部に行ったときも私を紹介するのに苦労された例が多くありました。代表者の名称変更が総会で可決された場合には会則の細かな修正をする必要が出てきますので、「中大法曹」の発行を遅らせる決断をしたのですが、2度の総会では有力な会員から反対意見が出て、残念ながら代表者の名称変更は可決されませんでした。名称変更が問題になった歴史的事実を明らかにしておく意味で、この文を纏めました。

この2年間、会員の皆様や執行部を構成してくれた方々は勿論のこと、各界で色々とお世話になりました。有り難う御座いました。

特集

1

パネルディスカッション

「若き法曹の活動分野 ～今から始める就活戦略～」

平成28年8月3日(水)

東京會館

法曹人口の増加に伴い、就職活動が厳しくなると言われて久しいところです。そのため、法科大学院修了生や在學生は、司法試験に合格する前から就職活動の心配をしなければならないような状況です。

以上のような状況を踏まえ、中央大学法曹会では、平成28年度第1回常任幹事会・幹事会の開催（平成28年8月3日）に際し、中央大学法科大学院同窓会との共催で「若き法曹の活動分野 ～今から始める就活戦略～」と題して、法科大学院修了生及び在學生向けのパネルディスカッションを実施しました。中央大学法科大学院卒業の会員の中から5名のパネリスト（裁判官1名、検察官1名、弁護士3名）に参加していただき、内輪の会合だからこそ言える日常業務や就職活動の本音を語っていただきました。

本稿は、当日のパネルディスカッションの様態を再現したものですので、現在の就職活動がいかに厳しいものであるかを実感していただければと思います。

司会：それでは、中央大学法科大学院同窓会との共催企画「若き法曹の活動分野 ～今から始める就活戦略～」のパネルディスカッションを始めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、新65期中央大学ロースクール修了の弁護士の亀井俊裕と申します。よろしくお願いいたします。実はパネルディスカッションと銘は打ちつつ、できれば、ご活躍の先生方に詳しくお話をうかがっていきたくて思っておりまして、順に先輩方に個別にお話をうかがうという形で、ひととおり私から質問をする形で進めて参りたいと思っています。時間としては大体1時間程度を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

早速、中身に入って参りたいと思います。お手元にパネルディスカッションについての自己紹介の書かれたペーパーがございますので、そちらをお持ちの方はご覧いただければと思います。

まず、安重洋介先生からお話をうかがって参りた

いと思います。安重先生は新63期でして、中央大学ロースクールを修了後、弁護士としてご活躍されております。現在、茨城県内の法律事務所にて勤務をされております。勤務というか、事務所の代表弁護士をされておられます。東京からほど近い関東の隣県でどのような弁護士活動をされているのか、非常に興味深いお話が聞けるのではないかと考えております。それでは安重先生、よろしくお願いいたします。

安重：弁護士の安重と申します。私からは、私の就職活動がどういうものだったかということと、弁護士登録をしてから現在に至るまで、現在の仕事の状況などを順番に15分程度でお話させていただきたいと思っております。

まず、就職活動についてお話しします。司法試験に合格しますと全国の地方裁判所に配属がされますが、私は第1希望ではなかった岐阜県の配属になりました。ですので、その後は岐阜県弁護士会に登録となっております。どこに配属されるかについては、若手の

特に独身で特に理由がない方に関しては遠くに飛ばされる可能性がありますので、人気の東京は難しいのかな、というところですよ。

もっとも私は、出身は茨城県で、中央大学を卒業し東京も長かったので、東京で就職活動をしようと、上京して事務所訪問をしました。司法修習中は給与制でしたがお金がなかったので、深夜バスを利用して、名古屋発東京着のバスに乗りながら、事務所訪問を続けていましたが、なかなか就職が見付からなくて、最終的には、弁護修習先の先生に拾っていただきました。

次に、いわゆる即独についてお話しします。私は、即独はやめたほうがいいと非常に感じております。というのも、やはり一度、現場はこう動いているんだということとか、実際訴状の書式などについては、誰かボスの先生について確認するということとは短い間であっても必要ではないかと、思っています。従って、どのぐらいの期間は別にして、即独というのは難しいのではないかと感じています。

就職活動はなかなかうまくいかなかったのですが、今、振り返って何が大事かと思ったときに、やはり謙虚さというのが大事だったのかな、と非常に感じております。司法試験合格して意気揚々としている段階ですと、なかなか我が強いと言いますか、例えば自分にもあるのですが、やはり勤務弁護士として正確にボスから言われた仕事をするという面からすると、採用に当たっては馬車馬のように働けとは言いませんけれども、言われたことを的確にする、正確に間違いなくするという能力が非常に重要ではないかと思っております。

私は現在、仕事が回らなくなっていて、修習生欲しいな、と思うこともあります。我が強い方よりは、正確に私の言ったことを、保険会社業務が多いですけれども、やっていただける方がいいなと思っております。募集しております。

それで、岐阜県で弁護士登録しまして、確か加藤新太郎先生にお聞きしまして、いい弁護士なるためにはどうしたらいいか、という話をしたら、割と筋のいい事件をするよというお話をいただきました。筋のいい事件とは、普通の方が普通に暮らしていて、普通に紛争になってしまった事件を多くすることが重要であると。「なる程」と思ひまして、俗に言う筋が悪いという、証拠が事実についてこないという事件ばかりやっていると、どこかで無理をしまうことがあるので、順調に成長するためには筋のいい、普通の方がトラブルに遭ってしまった事件をやるように、と言われておりました。私もそのように思います。もっとも、私の所属した岐阜県の法

律事務所はなんでも受ける、という立場の先生でしたので、なかなか筋のいい事件とあうことは難しかったですが。それはそれとして、いい経験になっていると思います。

現在の業務ですが、先ほど申し上げましたけれども、保険会社案件が非常に多いです。要は交通事故の加害者側ですね。被害者の方はもちろんたくさんあるのですが、それよりも保険会社から、保険会社窓口は対応が限られるということで、対応する数を多くしてくれとか、あるいは通知を出してクレームを弁護士に来るようにしてくれ、盾になってくれ、という事案が非常に多いのかな、と感じています。

案件としては、保険会社業務、訴訟になっているもので40前後ぐらい。外案件までも含めると倍近くあるのかな、と。私は茨城県の田舎の町弁ですので、もちろん刑事事件も行います。今、大体4、5件ぐらいで、今4件。覚せい剤3件と、あとは過失運転致死ですね。詐欺事件も少しあります。

それから、行政的な教育委員という認定をされております。この間、定例会議というものがあって、皆さんで議論していくというのがなかなか大変で。先日は、市内の小中学校を全校回るということで、私は全部回れなかったんですけど、それでも16校、幼稚園、小学校、中学校を回りました。

あとは委員会活動についてお話しすると、法人後見ということで、最近成年後見の受任が増えています。人は亡くなりますので、法人はなくなることありますが死にませんので。法人という形で社会福祉協議会が主体となって見ていこう、という制度ができておりまして。その法人後見が適当かどうかを判定する委員をやらせていただいております。

田舎の弁理士業務の実情についてお話ししますと、これは法曹の能力とは別なんですけども。茨城県は、非常に縦長でございまして、車が必須です。私の事務所の場所は茨城県神栖市ですが、最寄り駅まで徒歩だと非常に時間がかかる場所にありますので、何をするにも車が必要です。一番近いのが、水戸地方裁判所麻生支部という管轄で、裁判官が常駐してなくて、週に非常勤の裁判官が3日だけ来るところでして、車で大体35分ぐらいかかります。東京まで出てくるのが1時間10分ぐらい、水戸まで行くのが1時間半ぐらいで、東京まで出たほうが早いです。東京の弁護士と違うのは、そういう点が一番です。なので、あまり運転免許持っていないという方、もし田舎で考えてらっしゃるのであれば、弁護士の能力と同じぐらいとまでは言いませんけれども、自動車運転免許は必ず必要だと思います。全部タクシーで移動してもいいのかも知れないけど、なか

なか経費もかかりますので。その点は、田舎でやるには非常に重要というところです。

司会：安重先生、どうもありがとうございます。

続きまして、周藤崇久裁判官からお話をいただきます。周藤裁判官は本学法科大学院のコースマスターにおりまして、修了後、司法試験に合格され、66期で裁判官として任官され、現在は行政の専門部でご活躍されております。それでは周藤裁判官、よろしくお願いします。

周藤：よろしくお願いいたします。東京地裁で裁判官しております周藤と申します。パネラーの中では私は修習期が一番若いと。恐らく、就活事情という点について一番近いところを経験したので、ある程度リアルというか生々しいというか、そういう話もできるかな、という気がしています。

経歴についてですが、私は大学を2年留年しています。大学に行くのが気まずくなった時期がありまして。それで大学ずっと行かないまま試験を受けたらおまえ誰だって言われて。そのまま語学を落として留年してしまい。あと1年はロースクールの浪人ですね。東大の法学部だったので、東大のロースクールを受けようと思ったら、学校成績が結構いるようなので。ちょっと恥をかえりみず自分の学部時代のGPAをばらしめると、僕1点台だったんです。大体A, B, C, DでAが4でBが3でCが2でDが1だと思って。僕は不可を含めずに1点台だったので、ほぼ可っていう恐るべき成績で東大のロースクールを受けて落ちるっていうことをやってきました。

中大のロースクールは幸いにも学部成績をあまり考慮しなかったようで引き取っていただいて、そこで心機一転、頑張り直しました。それで何とか裁判官になれたというところがあるので、だいぶ普通の裁判官とは毛色が違う感じがします。僕の同期に聞いても、どこどこ大学の首席だ、みたいな話をしているのもいて、なんだこいつらと思いながら見ているのですが。

そういう感じなので、どこかで1回こけたからといって別に大したことはないので、そこはこけてない方も当然この中にいらっしやると思いますし、失礼な話ですけど、仮にそうだったとしても全然気にせず、頑張れば、裁判官になれます。

就職活動についてお話しますと、僕は5月に司法試験が終わった後、6月末か7月あたりに弁護士事務所から内定をいただきました。当然幾つか並行して受けてはいたのですが、内定をいただいて時点で他の事務所は辞退して、内定をいただいた事務所で

研修という形で修習までの間ずっと働かせていただきました。

その後、福岡で修習をしました。私はもともと弁護士志望でして、裁判官はくはないかな、ぐらいの感覚で福岡地裁に修習に来たんですけど。裁判修習が最初のほうにありまして、そこで会った裁判官の方々がとても魅力的でした。この人たちと一緒に働きたいな、ということを強く思っ。幸い向こうからも誘っていただけたというのがあります。まあ、相当悩んだ末ではありますが、弁護士事務所の内定をお断りしました。

なので、修習後の就活は特に経験していませんので、他の同期がどんな感じだったかが僕の就活の知っているところです。

僕の福岡修習のときの同期の中に、2回試験が終わってやっと決まったっていう人がいます。これは66期の話で、4年前の話ですが、恐らくそんなに変わってないのではないかな、という気はします。

ここから先は、先輩の助言みたいな話になります。早く就活が決まった人が偉いわけでは全くないので、そこは自分が決まっていなかったら決して自分に実力がないとか、自分に魅力がないのではないかみたいな感じで思い始めると、いいことはないので、そこは本当に焦る必要はないと思います。

私は、働いて3年目でして、大体同期の同業者とちょこちょこ飲んだりしますが、必ずしも遅く決まった人がいい働き方をできてないかっていうと、そうではないです。特に、福岡修習は大きく二つの属性がありまして、東京で来年決まって福岡修習に遊びに来てる人と、地元九州の人が福岡に就職するために来てる人です。その二つの属性の人たちがいて、どう考えてもいけ好かないわけですよ、東京から遊びに来てるやつらは。二つの属性の人たちが今どっちが売れてるかっていうと、人によります。必ずしも東京のほうが楽しそうかって言われたら分からない、ということになります。

僕が、楽しそうに働いてると思うのは、弁護士の先生で、修習中に色々な先生と仲良くなって、色々な人とつながりを増やして、それで就職を決めた人です。その中には、なんかちょっと駄目になったって転職、事務所を替えるとかいう人もいますが、その人も含めて、やはり色々な人と仲良くなって就職活動を進めていった人が、とてもいい働き方をしているなという印象があります。

ほかに、この中に裁判官志望の方がおられたら、ということで、裁判官の話をさせていただければと思います。

今、僕は民事労働部に最初配属されて、東京地方

裁判所の左陪席として2年やった後、行政部に配属されて、皆さんが行政法でやっているような取消訴訟とか義務付け訴訟とか、そういうことを専門にやる部に配属しています。で、弁護士の内定を蹴って裁判官になったことについて、後悔は全くありません。本当に裁判官の職務は楽しいです。

大きく二つとっていて、これは恐らく人によるとは思いますが。僕が弁護士を見て一番うらやましいと思うのは、裁判官の言う話じゃないかもしれませんが、弁護士は当事者と直接接触をする点です。良いことも悪いことあるだろうし、恐らく悪いことのほうが比較的ちょっと多めなのかなという気もしなくもないんですけど。それでもやっぱり一番頼りにされて感謝される対象になることは、とても魅力的なことだろうな、と思います。裁判官として一番魅力的なことは、紛争があるときに、それを終わらせるイニシアチブを取れるところかな、という気がします。裁判に来たものを自分の力でいろいろ考えて、先生がたいろいろしながら、終わらせる主導権を取れるというところの魅力はとても大きいと思います。

もう一つ、私は弁護士事務所で研修として働いていたので、二つの場所にいた経験からすると、裁判所はとても自由ですね。いくらでも議論になるまでけんかができるので、上司がこんなこと言ってるけど何言ってんだみたいな話をしても全然大丈夫です。僕は、最近おまえちょっと態度でかいよねって言われつつあるのですが、態度でかいよねって言われても気にならないので。あとは弁護士事務所には営業の喜びというものもあるんだろうな、とは思いますが、でも、裁判所はよくも悪くも営業はないので。自分が正しいと思うことについて、それを理論的に公表してそれをプレゼンできるということがとても楽しいと、僕自身は感じています。

刑事事件はやっていないので、刑事事件の楽しみというのはちょっとまだご説明できないですけども、民事についてはそういうところがあって。難しい事件を和解させることはとてもやりがいがあります。

裁判官になるためにというか、修習でどういうことをすれば任官しやすくなるのかについて色々な方から聞かれますが、修習は頑張りましょうというのは前提です。それはもう気長に頑張りましょうとしか言いようがない。ただ、どれだけ辛抱強く負けずに考えるかっていう話になるので、それはもう先天的な努力じゃないような気が個人的にはしています。なので、そこはもう考えれば考えるほど、いろんな可能性を無視せずに考えれば、それはいい経験になると思うので、そこは頑張ってるほかないと思

います。

もう一つ大事なところは、もちろん裁判所に限らずだと思うのですが、担当の教官と仲良くなりましょう。指導担当の人と仲良くなって、分からないことがあったら、何でも聞いたら怒られますので、ちゃんと自分でここまで調べてきたけれどどうですか、という疑問をぶつけて、それで全然駄目だよと言われることもあるでしょうし、よく調べてきたねってこともあるだろうし。何もしないのは本当にもったいないです。で、そこはそのときで、今例えば東京修習を希望だって人が多いと思うんですよね、就職活動の関係で。それが当たらなかった場合はやることもあると思うのですが、東京修習はいいところいっぱいあると思うんですが、地方、僕は福岡だったので地方というほど地方ではないですけども、周りの話を聞く限りにおいて、仮に自分の希望が外れて地方になったとしても、そこは一番のメリットは指導担当が、裁判官、弁護士たちと非常に近い、ということがとても大きなことだと思います。僕は修習時代に福岡と福島と山形行っただけですけど、かなり濃厚な人間関係を築けるっていうのは、とてもいいことだと思います。そこは、東京の人が東京に行ったで、もちろん自分のしたい弁護士事務所への就職活動が有利だというメリットもいっぱいあると思うんですけども。仮に地方修習になったとしても、それはそれで存分に楽しんでやっていただければいいんじゃないかな、という気がします。

というところで、割と説教くさい話で大変恐縮なんですけれども。きょう私がお話ししようかなと思ったことは以上です。

司会：周藤裁判官、ありがとうございました。

では続きまして、永野亮先生からお話をうかがいます。永野先生は本学法科大学院を修了後、司法試験に合格されました。65期の司法修習を経て、現在は東京で不動産関係中心の事務所で弁護士として勤務されており、事件を多数扱っておられます。また、ご自身のラジオ番組を持ってらっしゃって、非常に多岐にわたるご活躍をされております。それでは永野先生、よろしくお願いいたします。

永野：ただいまご紹介にあずかりました、現在中央大学法科大学院の同窓会の会長をさせていただいております、弁護士の永野と申します。

まずは、私が在学中の就職活動についてですが、私は中央大学の法学部の出身で、中央大学の法科大学院に進学したという、根っからの中大生です。ただ、私の就職活動の関係では、中央大学という多数の法

曹を輩出している大学の力を借りることが残念ながらできませんでした。学生さんは聞いたことがあると思うのですが、中央大学には学研連と呼ばれていて、学術連盟があるんですけれども、司法試験を目指す中央大学の生徒さんっていうのは大体そこどこかにくみしているようなことが多いのです。しかし、私は大学で部活をやっていたもので、学研連に所属していなくて、法職多摩研究室っていう研究室のほうに、大学のやっている研究室のほうに所属していました。法職多摩研究室というのは、大学の在学中は席を与えてくれたりとかゼミを組んだりとかというのはあるのですが、OB、OGとのつながりというのはないので卒業したらそれでおしまい、というような状況でした。その当時、ロースクールの修了生が今回みたいに中央大学の同窓会の先輩がたと関わる機会というのがとても少なく、中央大学から中央大学法科大学院に進学した、生え抜きの中大っ子である私であっても、中央大学法科大学院を修了した後に法曹会の諸先輩がたお話しをするという機会はほとんどありませんでした。在学中は、法曹会の方とお話をすることはありませんでした。なので、弁護士の知り合いっていうことになる、中央大学の法学部のときにゼミを持っていた先生とか、あとはロースクールの教授の先生であったりとか、私みたいにフォローアップで来たりする実務課の教諭とか、そのあたりの知り合いがいたという状態でした。

もしこの中に、学研連とかに中央大学のときに所属していたという学生さんがいらっしゃるようだったら、卒業後もOB、OGのつながりっていうのがあるので、今は司法試験を受ける時期とか関係なく、できるだけ顔を出すようにしていただければと思います。疎遠になっているとか、学部のほうはどうしても予備試験に力を入れているような傾向がありますけれども、そういうことは抜きにして顔をつないでおいたほうが、絶対よいのではないかな、と思っています。

私の話に戻りますと、ロースクールを修了して司法試験が終わった後に、さてどうするかな、という感じで就職を考え始めました。大規模事務所だったらサマー・クラークとかサマー・インターンとかお聞きになったことあると思うのですが、そういうのに行って司法試験終了後すぐに就職活動するとか、そういうような活動っていうのは私はやっておりません。私の妻がロースクールは違いますが、大規模事務所に勤めていますので、今回のパネルディスカッションにあたり、どういうふうにしていわゆる四大とかに入ったのかと聞いたところ、とにかく学部とロースクールのGPA、あとはインターンに参加するとい

うことに尽きるんだ、ということをおっしゃっていました。修了生の方にとってはもうロースクールのGPAは変えることできないわけですが。今、私が見ている2年生の学生もいらっしゃるの、もしそういう大きい事務所を目指していらっしゃるっていうのであれば、GPAを取られるほうがいいと思っています。

さて、話を戻しますと、私の頃は、択一の発表後から大体ホームページ上で中規模の事務所が説明会とか募集要項とか出し始めているような時代でした。ただ、中規模の事務所というのは大体東京か大阪ですね。これらの事務所というのは、大体皆さん中規模事務所だと名前が聞いたことあるなというような事務所です。ということになると、他の諸先輩がたに聞いてみても、あの事務所ね、とか、だれだれ先生も行ってるよ、とかっていうふうに、事務所の労働環境とかも分かりやすく、働くにはやはり自分の見通しのたてやすいような事務所なので、安心することができるんですね。

で、これらの事務所の採用フローっていうのも、学校の成績だったりとか、あとは微妙な話ですが学閥とか、あとは年齢等を重視した書類審査になります。で、インターンがあるところも今はあるようです。大学やロースクールでそういう中規模とか大きい事務所とかに行ってる先生で、教える先生がいらっしゃるということであれば、それは事前にお話をお伺いしておくということもあり得と思います。まだ某事務所にいらっしゃる先生が、中央のロースクールに来ていらっしゃるんでちょっと話を聞いておこうっていうのはあり得ると思うんですけれども、やはりそのぐらゐの事務所になってくると、そこから一本釣りっていうのはなかなか珍しいパターンなのかな、と思っています。やはり採用フローっていうのは決まっているので。そこの中に乗せた状態で選んでいくことになるのかな、と思っています。

私は、在学中はとにかく1回で受からないといけないっていうことを目標にしていたので、当時の私としては、民事とか刑事とか家事とか、色々できる弁護士になりたいなと思っていたので、なかなか特に大きい事務所とか考えていませんでした。中規模の中でもセクションが分かれている事務所とかも結構あったので、ロースクールのGPAについてはそこそこいいぐらゐの状態でしたけれども、飛びぬけていいわけでもなかったもので、自分の求めている弁護士像との関係でもそこまで気にしなくてもいいかなという形で、結局中規模の事務所はあんまりエンタリーしなかった記憶です。

他方で、大学の頃、お世話になった先生とか中央大学だとエクスターンシップっていうものがありま

すから、それでお世話になった先生には司法試験の終了後にはできる限り連絡をして、事務所にご挨拶に伺った記憶があります。当然、その時期に先生に会うことによって、じゃあ君採用って決まるわけではないですけども、合格した際は再度ご挨拶に伺わしていただきますとか、そういうふうに言って顔をつないでおくってということも、今にしてみれば結構大事だったのかな、と思っています。何よりも一緒に飲み連れて行ってくれたりとか、ご飯は何かおいしいもの食べさせてくれるとか。そういうことってやはり学生にとってもいいことなので、積極的に行っていただけだと思います。

結局、合格発表までは、私は希望していたような「何でもやりませ」というような感じの事務所というのはそもそもネット上で募集がないので、あまり就活で具体化したことはなかったと思います。ただ、合格発表から修習までの間というのは、かなり就活としては活発になってくると思います。事務所の説明会もたくさん開催されるようになりますし、合格祝賀会の合間をぬって、積極的に行くようにしていただければと思います。

合格後は事務所に伺いご挨拶させていただければと言っていた先生の所は、礼を尽くしてすぐに分かったら連絡をするとか、そういうことは重要だと思います。弁護士の募集については、「ひまわり求人ナビ」という、ネットで出てくるのですが。これは猫も杓子もエントリーするので、すごく狭い状況になります。一つの事務所が募集している中でも100や200ぐらいやっばり募集が来ちゃうので、相当狭き門になると思っています。

私は65期ですが、60期から64期ぐらいの新司法試験の合格者は東京だと小さい事務所を含めてどこかしらに入れなきゃいけないというので、大体60期から63期ぐらいがごそって入ってきて、64期はどこかないかなというところに入れてもらうという形。65期とかはもう牌がないのであればというような状態で、いわゆる就職難の状態でした。

皆さん70期ないしは今学生さんとなると、もう少し下がってくるわけですが、そのぐらいになるとちょっと事情が異なってくると思っています。というのは、弁護士も60期代前半になると、登録してもう10年近くなってくるわけですけども、そういう弁護士は新たに独立していて、新たにアソシエイト入れたりという話が出てくるわけなので、そういう事務所の需要というのが出てくるのかなと思っています。例えば、60期代前半の先生で、ロースクールのゼミとかフォローアップに来てらっしゃる先生がいるのであれば、そのゼミとか取っているのでは

ら積極的に話をした方がいいのではないかと考えています。私の同期でも1人、ロースクールにフォローアップで来ていた先生の事務所に行くことになった人もいますし。そういうパターンも十分考えられるのかなと思います。

ともあれ私はというと、結局大学のときにお世話になっていて、都度飲み連れて行ったりしてもらっていた先生から、修習前に、実は最近では就職も厳しいから、どこも行くことないのだったらうちに來たらどうかというお話をいただいておりますので、修習前に一応行く所が決まっている状態でした。ただ欲張りな話なのですが、自分としてはもうちょっと他の選択肢も検討したいなという気持ちがあったので、その旨もお伝えして。

東京の就職を考えている皆さんについては、修習後の就活についても、やはり東京は有利なところはあるのかな、ということをお伝えしておきます。というのは、就活というライン上に乗って東京の先生と会うというものではなくて、東京の修習は、弁護士修習とか、今、私の席の隣にも修習生来てますけれども、修習の中で触れ合って、いろいろ会合とか何か弁護士の先生と知り合う機会というのが多いので、そうなる弁護士の人ナビとかで募集しているというのではなくて、うまが合う人があれば、結構人手が足りなくなっているから、入るのであればちょっと来なよという人も、私の感覚では相当数いると思います。だから、結構人数の少ない事務所はひまわり求人ナビに出すかということ、あまりそういうことはなくて、どちらかというと知っている人、人となりが分かっている人を入れたいなという気持ちがあるのではないかなと思っています。これに対して地方修習になると、確かに東京まで就活で出てきにくいとか、募集している事務所の情報が入ってこないというデメリットがあることは間違いないと思います。ただ、さっき周藤さんもお話されていましたが、地方には地方の良さがとてもあります。地方については、就活以外の面では地方の修習のほうが面白かったという印象を少し持っているところですね。就職関係のビハインドが少しあるとしても、地方であるメリットはあると思います。

話を戻すと、修習を開始してからはひまわり求人ナビという求人が出るので、私のほうも求人が出たと思ったら書類を送って、1次が通るのであれば東京に行く、というような形を取っていました。当時は企業内弁護士の募集もあったので、企業内弁護士もいいかと思って幾つかの企業にエントリーをした記憶があります。それは、何でもできる弁護士って言うたではないかということの将来像と逆行し

ているのですけれども、修習に行くと本当にいろいろな経験をすることができるので、検察官のお話があったりとか、広島弁護士にならないかというお話があったりとか、そういう迷っている中で決めていくことになるので、その中の一つとして企業内法務もどうかと思って、出した記憶があります。

だから、今にして思えば考えが変わる可能性もあったので、決め打ちせずに中規模の事務所とか専門性の高い事務所とか、それも司法試験終了後にすぐに検討しておくべきだったのかもしれないな、と思っています。企業内法務については小松先生からもお話いただくので割愛します。

他方、地方の就職状況はどうか。東京大阪以外となると、実家があるとか学生のときにはその大学に通っていたとか、そういうプラスがあるとやはりその地盤弁護士さんと話をつなぎやすいし、もちろん同じ大学だからとか、どこどこ町に住んでいるというので話をつなぎやすいと思います。ただ、弁護士会全体として会合とか、それとあと飲みに関連していってくれる機会とか地方はものすごく多いので、真摯にアピールしていくと必ず弁護士会が対応してくれると思っています。地方の弁護士会は、基本的にやさしいので。新規参入できる可能性がないと言いますが、東京大阪に比べるとやはり断然、地方のほうが働きやすいだろうと思います。私の修習の同期が広島で働いていますけれども、大体午後6時に終わってカープ戦を見に行くとか、そういうことやったりもしているけれども、別に給料としては変わらないとか。家賃が安いですから、地方でやるっていうのも、選択肢としてはよいのではないかと思います。

地方の事務所については、ただ、内定を出す時期が結構遅いです。結構ギリギリ、集合修習に行く前ぐらいに出すようなイメージがあります。

そろそろ時間の関係があるので、まとめに入りますけれども。2点だけ。ひまわり求人ナビで募集するという話になってくると、それでは100とか200とかかなりの応募数がある中で、それを勝ち抜いていかないといけなくなるので、やはり面接をやっている中で5位以内に入るんだけどねという話だと受からないです。その中で1番にならないといけないうことになる、やはり自分で光るところって結構出していかないといけないと思います。だから、時には自分はこういう人間です、というエッジを効かした面接というか自身のアピールというのが大事なのかな、という気がしています。もう1点だけ。ひまわり求人ナビとかに載っていない事務所というのも、私自身の経験としてかなりたくさんあると思っ

ています。そういう人たちが何を求めているのかということは、4年目の私の感じ方としては、やはり人となり分かっているかどうか。この人と一緒にやって、しかも入れるときに、この人を入れて一緒に働けるかどうかということを、よく見ていると思います。だからこそ、弁護士登録をして委員会とか派閥が一緒の人というのを入れたい傾向があるのです。だから皆さんは、最初に就職をしようとするときに人となり分からないとなると、そこにビハインドがあるわけですが。そういうときこそやはりいろいろ飲み会には顔を出したりとか、できるだけお話をすることによって、しっかり自分の人となり伝えていただければと思います。なので、今日こういう機会、パネルディスカッションで諸先輩がたもいらっしゃっているので、そういうときにしっかりお話を聞いているという姿勢も、就活戦略としては大事なと思っています。私のほうからは以上です。

司会：はい、ありがとうございました。

では引き続きまして、花見検事からお話をいただきます。花見検事は本学法科大学院の未修コースに在籍されまして、修習期は新64期で現在、検察官として、東京地検立川支部にご勤務されております。それでは花見検事、どうぞよろしくお願いいたします。

花見：ただいまご紹介にあずかりました、検事の花見と申します。どうぞよろしくお願いいたします。参考までに今いらっしゃってる学生さんで、在学生の方と修了生の方がどれくらいいるのか把握したいのですが、ちょっと挙手で教えていただけますか。まず在学生がまず何人ぐらいいらっしゃるでしょうか。結構いらっしゃいますね。では、修了生の方、何名ぐらいいらっしゃいますか。いらっしゃいますね、ありがとうございます。結構スーツを着ているか着ていないか、で見分けができそうですね。ちょっと皆さん、今まで3人の方かなりボリュームーな大変充実したお話しされて、ちょっと疲れて来てるのではないかなと思うんですけど、私のお話をお付き合いいただけたらと思います。

まず、この場において皆さんにお伝えしたいと思っているのが、大きく分けていくつかあるんですけれども。一つ目が、出会いを大事にしてほしいということです。今も皆さんそれぞれの選択をされた方、お話しされていたかと思うんですけども、最初からこの道しかないって決めるのは、ちょっともったいないじゃないかなと思っています。それぞれの先生がたがお話しされていたように、始めは他の選択肢

も考えていた中で、例えば修習だとか、それ以外のところも通じて、人との出会いの中で、最終的にこの道を進みたいというもの見つけていく、といった方が大変多かったと思います。

実は私は、ロースクールにいる頃から検察官になりたいと思っていたのですが、同時に検察官以外の選択肢もよく見てみよう、と考えていました。今こうやって振り返って考えてみても、修了生のときの弁護士ってこんな仕事とか、裁判官はこんな感じとか、検察官はこうだとか。実際仕事始めてみると、ああこうだったのかと。それは試験のときはまだまだ分かってない部分もあったな、というところがあるので。

そういうのがあれば、私の個人的なお勧めとしては、まずロースクールを修了してから修習が始まるまでの期間、それから修習期間ですね。せっかくですのいろいろな出会いを大事にして、その中でいろいろなものを見ていただいて。実務修習ではいろいろな仕事のいろいろな方、またいろいろな考え方、そういったものを見ていただいて、その中で最終的にやっぱり自分はこういうふうになりたいな、というものを見つけていただけたらなと考えています。最初から選択肢を狭めてしまいますと、やっぱり自分が選んでいるもの以外に対する知ろうという積極的な取り組みがちょっと甘くなってしまったり、これはいいやって嫌ってしまったり。それは非常にもったいないと思います。特に私が修習に行って感じたのは、私は検察志望だったので、だからこそ修習のときに他の分野っていうんですか、裁判所や弁護士、それぞれの修習でしっかり見ていこうと、そういう気持ちで取り組んでいました。そういう経験が、今でも実は仕事をしていく上で非常に役立っています。

弁護修習で見てきた、先生がたに教えていただいた仕事ぶりがあるからこそ、例えば弁護士の先生と電話でやりとりをする際に、この点どうでしょうか、と話をしやすかったり、きっと先生のお立場もあると思うので、とかですね。この、お互いに対する理解があってこそ、またその相手に対する信頼関係といますか、もちろん立場上、意見が戦わせねばいけない主張が食い違ふとか、そういったこともありますが、その根底には相手に対する理解、相手に対する尊敬の気持ちがあってこそだと思うんですね。そういったことを身に付けるためには、やはり選択肢を絞らないで、出会いを大事にしてどんな修習、もしくはそれ以外の場所で積極的にいろいろな話を聞いてみたり、いろいろなものを吸収してみようという姿勢が大事なのではないかと考えています。

それから私がお伝えしたいのは、失敗を恐れなくてほしいということです。なんか、今までの先生が

たから就職大変だというお話もありましたけど。確かに就職活動というのはかなり大変なものでもありますし、それがプレッシャーであるというのはそのとおりではありますが、同時にそのときでしか見られないもの、そのときしか経験できないものというのをぜひ大切にしてほしいと考えています。

経歴見ていただけると分かるかと思うんですけども、私は、ロースクールを修了してから、一度司法試験落ちています。私は、択一試験が本当にすごく苦手で、択一試験はこの世からなくなればいいぐらいの気持ちでした。私が最初に受験した年は、択一試験と論文試験の点数の割合が1対4から1対8に変わった年でして、論文の比重が大きくなった、そんな年でした。私の時代が来たと、択一は小さくなったと思って論文の勉強ばかりやってたら、択一試験に落ちてしまいました。

そのときにはロースクール、もちろん大学時代から検察官になりたいな、という気持ちを持っていたので、司法試験に落ちてしまったことは非常にショックでして、だからもう1浪したら検察官は厳しいのかな、と落ち込んでいた時期もありました。

私が頑張ろうと思えたのは、ちょうど今ぐらいの時期ですかね。司法試験が終わって、択一の発表があって落ち込んだ時期を経て、大体夏頃のまさに中央大学のロースクールで、こういった検察官、裁判官、弁護士の先輩がたから話を聞く機会がありました。そのときに検察官の先輩で、1浪してそれで受かったよ、それで検察官になったよっていう先輩がいたりとか、いろいろな方がいらっしゃってですね。失敗したから人生終わりかと、そういうわけではないんだと、それで元気をいただいて、またゼロからスタートという気持ちで頑張るかな、と元気をいただいた記憶があります。

むしろ試験を一発合格したかとか、そういったものを求めている事務所もあるのかもしれませんが、それよりも私の個人的な考えなのですが、その後どれだけ成長していく伸びしろがあるのかとか、あとはそういうふうに伸びていく素養があるのか。例えば謙虚さなんていう言葉がありましたけれども、謙虚に学んでいく姿勢があるのかとか、先輩もしくはボスから指導を受けたときに、それをぐんぐん吸収しようとする意欲があるのかとか、そういった将来性のほうがむしろ長い目で見たら大事なのではないかと、思いますし。あとは本人の人柄に関わってくるものもあるかと思いますが、相性についてさっき皆さんおっしゃっていましたが、そういったものもあるかと思っています。

ある検察教官から聞いた話です。検事になりたい

と熱い希望を持っている修習生がいたのですが、修習のときに、失敗をしまいと非常に硬くなってしまって、伸び伸びと修習ができなかった、らしいです。残念ながら最終的に、その修習生は教官からの内定をもらえなくて、別の道を進むことになったのですが。その駄目だよ、となってからの彼が、非常に伸び伸び急にできて、非常に魅力的なキャラクターになってきたと。もっと最初からそうであってくれよと、そんな話も聞いたことがありました。

ですので、就職活動とかはあるときには、皆さんそれぞれの個性ですとかそれぞれに良さがあるわけですね。そういったことを、失敗をしてはいけないという肩肘を張るより、伸び伸びと自分らしさを大事にしつつ、自分のいいところを最大限にアピールするようにし、ちょっといまいかなってところがあるんでしたら、それは改善しようと思っているのだと。私これからまだまだ伸びていくんですよと、そういったような姿勢で取り組むと、やっぱり魅力的な人材として採用する側に見えるのではないかなと思います。

法曹三者にも共通だと思うんですけど、この人と一緒に仕事したいなと思えるかどうかという、もちろん就職活動をする若い皆さんからもそうだと思いますし、逆に、法曹三者側からしても一緒に仕事をしたいなと思える子に、ぜひ来てほしいわけです。ですので、皆さん自分らしさを大事にして、失敗を恐れることなく、伸び伸びとやっていただいたらいいのではないかと考えています。

怖い話が続いたので、もっと元気の出る話があったいいのではないかと、そういう話をさせていただきました。

で、具体的に私の就職活動について簡単にご紹介いたします。ちょっと時間が押しているのですが、簡単にですけども。まず私はちゃんと就職活動したのは試験に受かった年の話なので、その年の話としてお話をさせていただきます。

まず、司法試験の受験が終わりまして、しばらく勉強やる気しない、という脱力期間を経た後、夏の期間は、中央大学のロースクールや勉強会で勉強しました。その間も就職活動もしなければいけないものだという頭はあってですね。当然、検察官であっても弁護士の事務所内で内定をもらったほうがいいということは教官から言われたことも、聞いたこともあったので事務所とか。あとは企業訪問ですね。そういったものについてどんなものかなと思って、ちょっとまったりしていました。あんまり身が入ってなかったのもあったのですが、夏頃から情報収集という感じで就職活動を始めました。夏頃には、弁護士事

務所によっては就職説明会というものがあつたりとか、あとは、確か東京は東京の弁護士三会共同の就職説明会があつたと記憶しております。ちょっとすみません、少し前の記憶なので若干おぼろげなのですが。確かその説明会では弁護士事務所だけではなくて、それ以外にも企業法務について人材を求めるという形でブースを出しているものもありまして。そのときにそもそも企業法務って何と。そういったぐらいから私はスタートしたのですが。

そういった場を利用して、こんな業務、こんな分野があるのだということについてまず勉強する機会がありまして、そういったものを皆さんどんどん活用すればいいのではないかなと思います。で、私はそのときに法テラスの業務についても説明を受けまして、それまで法テラスについて、なんか聞いたことあるな、ぐらいだったんですけども、この仕事のあり方もあるんだなっていうことを知って、非常に魅力を感じたということがありました。

もともと私は検察官志望だったというお話をしましたけれども、ロースクールのインターンシップ制度があるかと思いますが、実際正確にはインターンシップ制度の枠組みを利用させていただいて、弁護士事務所に、それから官公庁に出向させていただいたことがありました。その中で出会った弁護士の先生は非常に素晴らしい、法曹としても素晴らしいし、人柄も尊敬できる素晴らしい方に出会って、こんな先生がいっちゃうような弁護士っていうのも素敵じゃないかと。ちょっと弁護士にくらっと気持ちが動いたこともあります。それでもやっぱりはいかな、という気持ちもあつて就職活動、説明会を受けてみたりですね。

そういう中で法テラスの業務、そのときに私も就職活動始めたときには就職難ということが非常に叫ばれている時代でしたので、なんかちょっと嫌だなと個人的に思っていました。ちょっと窮屈な感じがしました。弁護士の仕事として、弁護士として仕事するのであれば何がやりたいかというのであれば、私はもともと困っている人を助けたいと。法的な知識、専門性を生かして、人のために役に立ちたい。そういった気持ちがありました。にもかかわらず、就職活動だと、都市部でないと就職活動がないとか、地方がうんたらかんたらとかですね。私がやりたいことはこれじゃないよと。なんかそんな窮屈な気持ちがある中で、法テラスっていうのは全国津々浦々、ひまわりとも共通するかと思うのですが、弁護士とかものすごく多分、過疎地に資格を持つ弁護士が行って、その地域で働くと。まさに、人に求められて仕事をするなんて本望じゃないかなと、そうい

う気持ちでいました。

就職活動で、採用してほしいのになかなかうまくいかなかったとかそういうのではなくて、本当に必要とされる場所で仕事ができるって素晴らしいのではないかと。そういうふうの魅力を感じて、法テラスにスタッフ弁護士の採用面接を受けました。そこで採用面接で内定をいただくことができて、確かそれは司法試験に受かった年の11月か12月ぐらいだったかな、というふうに記憶しています。

ただ、スタッフ弁護士の内定をもらった後もやっぱり弁護士になりたいという気持ちもある、弁護士に魅力を感じる一方で、検事になりたいという気持ちもあるわけです。これは検察官希望と、それから裁判官希望の修習生これも悩みだと思うのですが、本音を言ってしまうと採用してもらえないのではないかなと。そんな悩みもあって、実際に検察官志望だと伝えてしまうと、確実にうちに来てくれるような修習生欲しいから、ちょっと採用できませんっていう話も現に聞いていましたので、そこがかなり悩みどころですね。

また、ここに行きたいと思うような弁護士事務所っていうのは、やはりそこにいらっしゃる皆さんが魅力的で、先生がたに迷惑を掛けたくないという気持ちもあるのでまさにジレンマなわけです。少なくとも、私がこれだけは守ろうと思っていたのが嘘はつかないということでした。最終的に、もちろん弁護士希望だった修習生の方が、最終的に志望を変えて検察官、裁判官になると場合もあるという点では、自由な世界ではあるのですが、私は検察官という希望がありましたので、もしも検察官になりたいのか、希望はあるのかと聞かれたら、そこはうそをついてはいけなく考えていました。これは内定をいただく、もしくは前段階で採用面接をしていただいて、忙しい中お時間を割いてくださっている弁護士の先生がたへの、学生側からできる仁義なんじゃないかと、そういう思いでいました。ですので、そういう意味ではなかなか実際に検察志望ですと答えて、それで、じゃあそうであればと、何か能力とか人格に問題があるわけではないんだけど、申し訳ないけれどもうちは採りません、というふうにお話しいただいたこともありまして、これもう仕方がないですね。

でも、そんな中でもやっぱり私が心掛けていたのは、いつ誰に見られても恥ずかしくない就職活動をしなければいけない、という気持ちでいました。これは私があとあと検察官に任官する上で、関わってくる内容をちょっとお話をさせていただきます。

さきほど私は法テラスのスタッフ弁護士の採用面

接を受けたとお話をしましたが、そのときは中野にあった法テラスの本部に行って、そこで幹部の皆さんの面接を受けるんですけども、その面接官の中に実は検事がいました。まさかそこに検察官がいると全く思っていないので、全然知らずに過ごしていたのですけれども。後から聞いてみたら、実は検察庁から出向で普通の弁護士事務所ということもありますし、あとは企業ですとか官公庁、その他関係機関ですね。出向する機会があります。そこにいた検察官の方が実は私の検察教官のお知り合いの方で。狭い世界で怖いな、と思いましたね。どこで本当、誰に見られているか分からないものだ。

また検察教官の捜査能力は高く、どこから情報を集めてくるのが驚くぐらい、ありとあらゆるところからこの子検察官希望らしいけどどんな子なの、みたいな情報をすごいところから集めてくるんですね。捜査能力高く怖いですね。それで、そのときにも後から検察教官から教えられたのですが、実は法テラスの弁護士の内定もらったって聞いたけど、実は知り合いがいたんだよね、と。背筋が凍りましたね。でもそのときに、悪い人じゃなかったよ、という話をいただいて、危ない。それで誰に見られても恥ずかしくない就職活動は大事な、と思いました。

これは検察官、民間に限らず、例えば弁護士とかへの就職においてもそうなのではないかと思います。例えばあの子うちに来ているけどどうなのとか、先生同士も情報交換をしているという話も聞いたことがあります。どこにもいっぱい志願書を出して、第1志望ですと。うちにも来たよ、みたいなそんなうわさが出回っていると。そんな話も聞いたことがあって、恐ろしいなと。法曹界のネットワークって、広いようで狭い世界だなと。それでやはりさっき嘘はつかないというお話をしましたが、あとは礼儀を尽くすということも大事な心構えではないかな、と考えています。

検察官任官の話に、話を戻させていただきます。検察官任官を希望される方は、やはり実務修習での成績、もちろんロースクールの成績や司法試験での成績というのも考慮されることではありますが、やはり実務修習の成績が非常に重視されるので、そこは気合を入れていただけたらと思います。特に検察起案と、それから刑裁起案ですね。私、刑裁起案は良かったです。刑裁起案、検察起案の成績が特に重要だとみんな言われています。

あとはその実務修習時ですね。実際に修習をしている様子も非常によく見られてるな、と感じています。また、さきほど誰に見られても恥ずかしくない、という話をしましたがけれども、特に修習生って言うのは、

多分どこの修習生もそうですが、非常によく見られています。あの子どんな子だろうとか、笑顔でちゃんと挨拶できる子だとか。本当、いろいろなことが生活のことから仕事に対する取り組みとか、いろんなことを非常に見ていただいているんだな、と感じています。それだけ修習生に対するまなざしが温かいのだと思うと共に、やはりきちんとしていないといけないのだと。他の人に対してはちょっと態度が違うな、とか。

例えば、検察庁で言えば検察事務官という職種の方がいますが、検察官は検察事務官と一緒に仕事をします。検察事務官は立会事務官と言って、捜査や公判を担当する検察官と2人1組でパートナーを組んで、検察事務官と。あとはそれ以外のことですね。令状とか、書類関係の細かい話で、検察官の業務を支えてくれる検察事務官の方がいらっしゃいます。そういった検察事務官の方への態度も、非常によく見られています。検察官に対しては礼儀正しいのに、検察事務官に対しては失礼な態度を取るとか、なんかちょっと偉そうな態度を取ってるとか。そういうことがあったら、やっぱり見透かされてしまうんですね、きっと。法曹三者っていうのは、皆さんどなたも人を見るプロ集団だと思います。ですので、そういった人によって態度を変えるとか、そういうのも全部見られた上で評価されるものだと。そういう意識を持つことで、多分明日から挨拶の仕方も違うのではないかと思います。

私が検察官になるかどうかでことで最終的に決め手になったのは、私は立川支部ですね。東京の立川支部で修習をさせていただいたんですが、そこでの出会いがやはり大きかったです。私が任官する前、修習生のときは、ちょっとあまりいい話ではないんですが大阪地検の不祥事が起こった次の年の最初の修習生でした。あのニュースで詳しいことは知らなかったのですが、検察庁って怖い所なのかな、と思ひまして、トップダウン方式のそういったちょっと窮屈な組織なのかな、と心配になった記憶があります。もしも検察官として仕事をやりたいというふうにしてロースクールで司法試験の勉強も頑張ってきたけれども、もしもトップダウン方式で窮屈な世界であれば、自分の信念も曲げなきゃいけないような業界であれば思い切って仕事を変えようと、そういった気持ちでいました。

検察修習の際は、フラットな視点で見ようと思って、私は第1クールが検察修習だったのですが、検察修習を迎えました。ふたを開けてみたら、非常に風通しがいい組織だな、と非常に驚いたことを覚えています。

また、修習生がそれぞれ事件を持たせてもらって、指導担当の指導を受けながら捜査をしてみたり、修習生ってつまりペーパーじゃないですか。まず、その法曹として司法試験2回試験も受かっていない、完全に卵とかひよことかいうか、それぐらいの本当駆け出しの、そんな未熟な存在だというふうに当時思っていたのですけれども。そんな修習生の意見を、真摯に決裁官の方は聞いてくれました。この事件についてこうこう理由があって、こうでこういうところがあるのでこういうふうにしたいと思います、というふうに持って行ったときに、なんて言われるかなとすごいドキドキしていたんですけども、決裁官は優秀だなんてはんこ付いてくれたんですね。このときにちょっと感動しまして。ちゃんと自分がこういうふうにしたいと、いろいろな事案を見て、これがテストなんじゃないかと思えば、こういうふうにしたいな、とちゃんとその説得材料をそろえていけば、その判断を尊重してもらえるものだと。相手が決裁官だって関係ない。その風通しの良さに感動しました。

やっぱり検察官で出会った検察官が非常に魅力的で、人柄も素晴らしくてですね。忙しいにもかかわらず、いつも笑顔で対応してくれた先輩ですとか、あとは検察事務官も非常に私はよくしていただきました。

話し出すと止まらないので、また詳しくは懇親会で。そんな感じでやはり修習のときの出会いで、最終的にここで仕事をしたいという希望が生まれたこともありますので、ぜひそういった気持ちで皆さん伸び伸びとこれから頑張っていただきたいと思います。私からは以上です。ありがとうございました。

司会：ありがとうございました。続いて最後のパネリストの先生でございます。小松先生からお話をいただきます。小松先生は63期として、法律事務所にご所属になられた後、住友林業株式会社にて在籍されまして、今そちらでお勤めされています。それでは小松先生、よろしくお願いいたします。

小松：63期の弁護士の小松です。本日はよろしくお願いいたします。もう残り時間がないのですが、今まで何度かやって初めてなのですけど、卓越した前の先生がたのお話しいただけて、非常に良かったなと思います。で、お話したいことはたくさんあるのですけれども、15分程度で、ポイントだけお話したいと思います。

まず就活のことですけれども、いろいろあるのですが、簡単に私の経験をお話すると、私は就活を

司法試験を受けた直後からすぐに始めました。その後、最終的に内定いただいたのは、その次の年の2月なので、修習を始めてすぐぐらい。それまでの間に、事務所を最終的に53か所受けました、私は。その間に、正直四大事務所とか他の所、大手も全部受けました。別に入れたら入れたでまた考えようかな、とかいろいろ思ったのですが、まあ入れるわけないんだと思いつつもやりました。その間何を考えていたのかというと、私は実際にその期間を使って、やっぱり面接の練習とか、いろいろな先生がたの働き方を知るとかね。あと、弁護士の業界ってこういうふうになってるいるんだと知る大事な機会だと思って、これを活用しない手はないな、と。そういうつもりで動いていました。

実際それは、本当に私には結果的に良かったかなというふうに思います。きょう私が皆さんにお伝えしたかったことのひとつとして、先ほど先生方の話と全部共通しているのですけれども、いろいろな先生がたとのつながりを持っていただきたい。本当、まずこれ一番尽きるのかなと思います。私も就活を始めた頃を思い出すと、やっぱり弁護士の仕事が全く分かりませんでした。弁護士になろうとしているのに、弁護士の仕事も具体的によく分からなかった。企業法務といっても、企業法務って何をやっているのかなと。ある事務所に行って、企業法務やりたいですって1回言ったら、じゃあ何やりたいのって突っ込みを入れられて何も答えられない自分がいました。今思い出すと、本当に恥ずかしいなと思います。

で、やっぱり企業法務っていてもいろいろな種類のものがあって、一般にしているいろいろなものと。それぞれの先生がたがそれぞれの考えでいろいろなお仕事をされてる。そういうことをやっぱり直接、面接とか事務所訪問する中で知る機会がある。逆に、この機会じゃないと他の事務所なんて見ることはできません。他の事務所に入っている、他の先生がたがどういう仕事しているなんて聞けるこんな恵まれたチャンスはない、というぐらいのつもりで就活をやっていたらいいのではないかと思います。

本当にその他、面接もいろいろしごかれて練習になりましたし、何よりも履歴書が1カ月ごとにより筋肉質になっていく。いろいろ言われて直していきます。半年たつと、履歴書が本当に自分で見て、なんでこんなに違うんだよ、っていうくらい変わります。だからそういう準備期間に必要だと思います。だから、今合格発表待ちをされている方々も、まだ時間があるわけですから、その期間を無駄にしないでしっかり使ってやっていただきたいなと思います。

あともう一つ、それにちょっと関連するのですが、スピード感を持ってやってほしいということですね。これ私は、いろんな先生がたからいろいろと話をよく聞いていますが、なぜか分かりませんが、中大の学生さんたちはちょっとのんびりしている傾向があるというのをよく耳にします。私、大学は他大なので、いろいろと話を聞くのですけれども、やはり何となく、合格発表まではのんびりくらしのんびりやろかな、そういうイメージで動かれてる方が多いかもしれませんけれども。先ほどの私の話に戻りますけれども、やはりその間が本当に全てを決めるというぐらいのつもりでやっていただけたら、私は本当にいい結果が出るのではないかと思います。

あと、もう一つ就活でお伝えしたかったのは、まず先ほどの4人の先生がたの話で共通しているところがありますけれども、私の感覚では、これ初めていうのですけれども、王道と王道じゃない入り口両方のチャンネルを使ってほしい。当然ひまわり求人とか弁護士会の就職説明会とかありますけれども、そんなに期待できない。決まってく人も当然いますけれども、それはそれで置いて。そうではない、個人的な人脈であるとか、知り合いのつてを伝って、いろんな先生がたとつながっていくというつながりをちゃんと使って、同時並行でやっていただきたい。で、そうするとやっぱりいつか入ってくる情報がどこかでカチッと合わさったりとかして、そういうことだったと思っていろんな人のご縁がつながってくるって、そういう中でやっぱり自分の生かされる場所っていうのが決まってくると思いますので。面倒かもしれませんが、面倒くさがらずにそういうふうな意識でやっていただくといい結果が出るのかなと思います。

就活の点はそのぐらいにしておいてですね。で、あと私は今日はインハウスの話でっていうことで、きょうは皆さんにインハウスはどういう仕事をしているのかということをお伝えしたいということで、マイクを握らせていただいています。去年もお話をしてるので、もし共通に聞かれてる方はダブってしまうかもしれませんが、少し違う話を踏まえてみましょう。

まず、インハウスを目指した理由ですけれども、私はもともと事務所にいましたけれども、法曹動機は会社に入ることがもともとの前提でいました。ただ、いろいろな考えもあって、最初は法律事務所に入ってちょっと経験を積んでから、会社のほうに入ろうということで、今回自分はこういうステップを踏んで今に至っています。

仕事の内容っていうのはどういうのがあるのかと

いう点ですけど、多分皆さんあまりイメージがないと思いますけれども。これ、いろいろなインハウスの先生がたの話を聞くと、本当に三者三様で、みんな全然違う仕事の仕方をしています。私の場合は、例えば、契約書の作成とかチェックとか、そういうのはあまり数としてはないです。仕事として多分、1割ないぐらいですね。あるとすれば、例えば普通にお客さんのトラブル解決とかですね。あと、示談業務だとか、お客さんの所に直接行ってやる、そういうのもあれば、あるいは業法関係と言って、いわゆる会社に関係する建築手法とか建設用法とか派遣業務とか、そういういわゆる業務法の管理をやるとかですね。あと例えば、労務関係の業務もありますし、あとは普通に調停業務とか裁判業務もありますので、それも普通に関与していく。調停業務とかは、私も実は裁判所に行ってやることも普通にあります。

それ以外に、特に特殊な案件っていうのもあって、通常受け入れない、ちょっと突発的な事件が起きると、それに関する法的なリーガルオピニオンを役員から直接求められたりとか、そういうことが日常的にあります。特に私はこういうほうの仕事が本当に5割くらいなので、年がら年中社長室とか役員室に呼ばれて、こういうことをちょっと話したりして、皆さん議論して会社の意思決定をするということを見せてもらっています。これ、非常に勉強になります。経営判断の中のど真ん中に自分を置いて、その中でリーガルのにどういうふうに見えなきゃいけないとか、もう格闘している日々です。

あとそれ以外にも、例えば営業さんと一緒になって、新規のプロジェクトをやりたいというときに、それをゼロから入って一緒に会計の話などをチームとなってやる。そのあたり法務の一員として入って、一つプロジェクトを完成させていくという、こういうような業務もあります。

あとそれ以外にも、不祥事案件が仮に起きたとして、そういう行政との間の調整ですとか、あとは起きてしまった不祥事に関する再発防止策を作ったりとか、その話のあたりは当然人材に育成とかありますので、各支店で回って研修をしに行ったりだとか、例えば研修の材料を作ったり、そんなことも今やっています。

それ以外にも、例えば公共事業に絡むときにそれぞれの都道府県に行っているいろいろな折衝したりとか、あとは、学生の皆さんはあまり聞いたことないかもしれませんが、ISOというのがあるんですけども、認証の企画ですね。ISO9000、14000と、そういうものの導入とか維持メンテナンスの通常DTCを回す中でのやるべきことを、法務の観点か

ら支えていくということもやっています。

それ以外にもあとは予備活動的な話もあって、業界に関わる話としては、当然建設業とか建築士法とか去年大改正があったんですけども、それに向けて当然国交省の役人のかたがたと折衝して、業界としての要望を出していくとか、そういうこともやっています。

あと、私の会社で言いますけど、全然違う事業部には、私住宅事業部というんですけども、住友林業って会社はもともと林業なので、そういう山林とか木材建材の流通とかそういう仕事をしていますけれども、そういう世界的な観点からの違法伐採の禁止、森林認証とかそういう絡みの仕事を今させてもらっています。そういうような形で、ちょっとまだ今半分ぐらいしかたっていないですけども、そういういろいろな多種多様な仕事をさせてもらってる。

とにかく会社は中にいると楽しいです。いろいろなものが見えてきて、外にいるのとは見え方が全く違うんです。だからやはりいろんな経験してまた会社に入る、また外に出ていく。私も今後どういうふうにするかいろいろ悩んでますが、そういう部分で中から見の見え方と違うというところで、これ最後一つだけ皆さんに伝えたかったのは、やはり私は外の弁護士としてやってたときは、各事案がやはり点と点でしか見えなかったんです。事案ごと、全部点です。で、中に入るとそれが全部つながって線で見えてくる。それはビジネスの流れの中で乗って見えてくる。それはやっぱり社内弁護士、インハウスの醍醐味なんじゃないかなと思いますので、もし皆さん興味があるようであれば、そういう世界も弁護士の世界でもそういう世界があるのだ、ということ幅広く持っていて、就活の準備をきっちりとやっていただきたいなと思います。

話したい内容の半分も話せてないですけども、ちょっと時間がきましたので、私からは以上とさせていただきます。ありがとうございました。

司会：小松先生、どうもありがとうございました。

では、お時間が超過しましたがけれども、パネリストの皆さまから大変熱がこもったお話をいただきまして、誠にありがとうございました。この後、懇親会に参加いただけるという先生がたもいらっしゃいますので、ぜひそこでご質問等していただければと思います。

それでは、「若き法曹の活動分野～今から始める就活戦略」と題したパネルディスカッション、ここで終了とさせていただきます。

特集

2

【講 演】

弁護士任官者から見た 民事弁護

講演者 弁護士 水野 邦夫先生



平成28年11月22日(火)

法曹会館

1 自己紹介

(弁護士、裁判官としてやってきたこと)

水野と申します。修習期は司法研修所29期でございます。裁判官に任官したのが平成14年ですけれども、それまでの間、約25年、弁護士をやりました。所属していた弁護士会は東京弁護士会でございます。やっていた事件は、別に取り立てて変わったようなことはしておりません。企業および個人の民事事件、商事事件、それから、刑事事件等も若干やっていたというような、ごくありふれた弁護士でした。ただ、比較的、弁護士会の活動に関わる事が多くて、1年目から、東京弁護士会の調査室の嘱託をやらされたり、その後、日弁連のほうで司法改革の仕事であるとか、あるいは、平成10年施行の民訴法の改正の対策委員会などに関わっておりまして、司法の問題であるとか、民事裁判の問題ということには、以前から関心を寄せていたところでございます。

それから、平成8年から10年までは、日弁連で事務次長を仰せつかりまして、務めておりました。ちょうどこの頃、司法研修所の研修の期間を、それまで2年だったのを1年半に短縮するということが持ち上がっておりまして、そのための法曹三者協議会が開催されていたわけですが、その下支えの仕事等をしておりました。

ちょうど平成10年、日弁連事務次長を退職する直前の頃、その三者協議会が、前年まとまったんですけれども、その頃から自民党が、司法の問題に関

心を寄せるところとなりまして、私も日弁連の事務方として自民党本部に、毎週のように呼ばれて通うなんていう経験をしました。

そうこうしているうちに、ご承知のとおり、司法制度改革審議会が発足いたしまして、これが意見書としてまとまったのが、平成13年でした。事務次長の仕事の流れで、そちらの関係の仕事も若干はしていたわけですが、ちょうど意見書がまとまったということもありまして、私も50歳を迎えるという年代に差し掛かって、これを契機にして、何か一つ新しいことにチャレンジしてみようかというような気持ちになって、思い切って裁判官を志望いたしました。いわゆる弁護士任官ということで、裁判官になったわけですね。

最初に配属されたのが東京地方裁判所でありまして、通常部民事26部で、右陪席としてスタートしたわけですね。最初は合議事件だけ渡されていたんですけれども、2カ月ぐらい経ってから私の前任で、相右陪席でいた人が急きょ異動ということになりました。その方が持っていた単独(週2開廷)の事件を全部いきなり渡されて、やや戸惑ったわけなんですけれども、ただ、私としても早く、できれば単独事件やってみたいという気持ちもあったもので、これは一つのチャンスだということで、単独事件を、その頃から始めました。

その後、1年10カ月ぐらいして、「部総括をやってみろ」というふうに言われて、民事48部、これも通常部ですが、そこで4年間、部総括をやらせていただきました。

その後は横浜地方裁判所で、医療集中部である第5民事部の部総括を3年間やりまして、それから、山形地方・家庭裁判所所長、仙台高等裁判所部総括、最後が東京高等裁判所部総括、こういう経歴でございます。

従って、地裁の単独事件をやったのは、東京、横浜を通じて、約9年間ということになるわけですが、本日は、主にこの単独事件をやっていた頃の経験を踏まえて、また、私の弁護士時代の経験も踏まえて、幾つか気付いた所を申し上げてみたいと思っております。

お話の内容は、理論的な話ではございません。どちらかというと、実務の、こまごました問題について、気付いた所を申し上げるところでございます。

まず、民事裁判の現状をどう見るかについて、私の考えを申し上げてみたいと思います。

2 民事裁判の現状について

民事裁判の現状については、弁護士の先生方も、色々なご意見をお持ちと推察しておりますけれども、現在、裁判所の中で民事裁判の現状についてどんな話が出ているかということを、まずご紹介したいと思います。

私は、最後のキャリアが東京高裁の部総括でしたので、その管内からいろんな地裁の判決が上がってくるわけですね。そういった管内の地裁判決を見た感想ですが、もちろん大変優れた判決もたくさんあります。ただ、一方で、事案の真相にあまり迫っていない、表面的な判断で結論を下すという判決もやや目立つかなという印象を受けておりました。

東京高裁では、ほぼ1カ月に1回、各部の裁判長が集まって、裁判長懇談会という会議をやっていますが、この懇談会でもそういうことが話題になっておりまして、多くの裁判長が、今私が申し上げたような認識を共有していました。

例えば、一例を挙げると、主張に沿う書証がないということで、直ちに当該主張を認めないということで判断を示している判決。ご承知のとおり、例えば、親族間の事件なんかでは、いちいち書面を残さないで、口頭の約束にとどめていることも多々あるということは、皆さんご承知のとおりだと思うわけですが、そうだとすると、合意を直接立証する証拠がないとしても、当事者間で今日に至るまでどういう行為が積み重ねられてきたのかとか、その背景事情とか、さまざまな間接事実を総合して、その事実からどういう各当事者の意図が読み取れるか、

どういう意思で当事者が行動していたのかということまで掘り下げて、その上でその合意の認定ができないかどうかということを、本来は検討しなければいけないと私としては思っていたところなんですけれども、審理の中では、これらの間接事実が十分に現れているにもかかわらず、判決ではこれを全く検討していないというような例もありました。

これは裁判官の側の問題ですけれども、翻って、代理人弁護士の活動はどうかということにも少し触れたいと思います。先ほど申し上げた、高裁の裁判長懇談会では、地裁段階で、やるべき人証調べが十分に行われていない事例が結構あるねということが、話題になっています。私の部でも、私は平成28年10月に退官しましたが、10月までに、今年だけで全部で5、6件の人証調べをしました。これらの人証調べは、全て地裁段階でやろうと思えばできたという事例です。

高裁で人証調べをした事例のうち、半数ぐらいの事例では、結論が逆転をしております。で、その多くが、一審段階では、どちらも代理人からの人証の申し出がされていないというケースでありました。

さらに、高裁段階でも、裁判所のほうから積極的に促さないと、代理人が人証調べを申請しないというケースが複数ございました。これらは、いずれも当事者本人尋問なので、推察するに、人証調べをすると事実を固められてしまって、かえって不利だというふうに、代理人としてはお考えになったのかもしれないと思いますが、少なくとも、立証責任を負う側が人証調べもせずに立証を果たそうとする、これはいかなるものかなと思った次第であります。

実際に法廷に呼び出して聞いてみると、その当事者の人となりっていうのは、よく分かるわけです。また、こちらの考えで問題点について突っ込んで聞いてみると、あまり合理的な説明ができないというようなこともありまして、結論が逆転するというケースもあったわけです。

一時期、あるいは今でもそうかもしれませんが、裁判官のほうからは、人証調べをする段階では裁判官も心証を固めていると。だからもう、人証調べなんかやってもそう結論はひっくり返らないんだというようなことが語られることが多かったように記憶をしております。

皆さんの中にも、そういう話を聞いた方がいらっしゃると思いますが、確かに、この点は一面の真実ではあるんですね。地裁の裁判官は常に仮定的に心証をとりながら裁判を運営しておりますので、双方の準備書面とか書証が出し尽くされたという段階では、そういった心証形成は、仮定的といえども、か

なり明確になってきている事件が多いとは思いますが。しかし、それでは人証調べが無用かという点、決してそのようなことはない、私は考えております。法廷で、当事者や証人の生の話を聞くと、事件の背景も含めて理解が深まるということは、自分も何度も経験をしております。

また、事実認定について何の疑問もないという事件はめったにないわけですし、一応の対立がある場合には、当事者がなんでこのような行為をしたのかという点について、疑問を感じる事が幾つかありました。そのような事件で尋問をして、なんだ、こういうことだったのかというようなことで、目からうろこが落ちるという経験をしたことが何回もありました。

そういうことで、結論は人証調べの前の仮定的な心証と変わらないケースのほうがむしろ多いということは言えるんですけども、やればやっただ、当事者の裁判に対する納得度というのは確実に高まるということとも言えると思いますし、この人証調べをきっかけにですね、和解の話になっていくということも多々ございました。

もちろん、むやみに人証調べをすべきだということを言っているわけではございません。必要の範囲で合理的な人証調べをすべきであることは当然なんですけれども、今申し上げたような点を考慮して、少なくとも事実関係について当事者間に争いのある事件では、色々と背後に事情があるということは分かるんですけども、特別な事情がない限りは、代理人も積極的に人証申請をすべきではないかというのが、現状を踏まえての私の意見でございます。

だからといって全て採用されるとは言えない。これは当然ですけども、どうせ結論は変わらないといったような理由で、人証調べに消極的である必要はないと、私としては考えています。

皆さんの中には、そんなことはないというふうに言われる方もあるかと思いますが、裁判所から見た一般的な傾向ということでお聞きいただければと思います。

3 弁護士から裁判官になって 改めて気づいたこと

この辺が、裁判の現状についての私の意見ですが、次に、弁護士から裁判官になって気付いたことに移っていきたいと思います。

私は、14年前に、弁護士から裁判官になりましたが、裁判官になってあらためて気付いたことは、裁判官

の扱う事件の量の多さということです。先ほど申し上げた、私が最初に単独事件、週2開廷引き継いだときの未済事件は、大体170件ぐらいだったというふうに思います。当時の東京地裁としては、大体普通ぐらいだったと思います。いくら繁盛している弁護士の先生でも、170件の事件を抱えておられる先生というのは、まずいらっしゃらないんじゃないかなと思いますが、その後、東京および横浜の部総括をしていたときも、単独事件を週2開廷分は常に持っておりまして、未済事件数が一番増えたのが横浜にいたときで、瞬間的には230件ぐらいにまで到達したことがあったというふうに記憶しております。ちょうどこの頃、いわゆる過払金バブルの時代でございまして、これだけの事件数を抱えていると、まずは事件の一つ一つを頭の中にインプットして、明確に記憶するというのは、私のような粗雑な頭の持ち主では不可能です。

弁護士の頃はですね、例えば、「タナカさんの事件ですよ」というふうに事務局に言われたら、依頼者はこんな顔して、こんなことを頼んできたんだという感じがすぐにぱっと頭に浮かんできたんですが、裁判官になって、書記官から「原告タナカさんの事件ですよ」と言われても、はて、どんな事件だったかなというふうに、すぐには頭に浮かんでこないわけです。よほど印象に残る事件は別にして、そういう状態でありました。

もちろん、各事件ごとに裁判官は手控えを作成しております。そこに事件の内容の要点を書き留めて、さらに期日ごとの進行の状況であるとか、次回までの宿題とか、そういったことを書き留めておくんですけども、これによって記憶が喚起されたとしても、詳細なことまではすぐには思い出せないというのが、偽らざる実情でした。

あと、これも当然のことですけども、裁判官は基本的には受け身の立場です。当事者から書面や書証等によってしか事件についての情報は得られない。これも強く感じたところです。弁護士であれば、依頼者を呼び、関係者を呼び、場合によっては事件の現場に行き、積極的に情報収集をすることができますが、裁判官はそうはいかないわけですし、当事者から与えられた書面とか書証によってしか情報を得られない。だから、こういう状況の下では、裁判官に情報をインプットするという意味では、書面がいかに大切なものかということをおあらためて感じさせられた次第です。

自分が弁護士時代には、結構丁寧な書面は書いていたつもりですけども、やっぱりそういう点の自覚というのは足りなかったなと、思い至った次第です。

この点は、恐らく、裁判官という仕事を一度やってみないと、本当の意味での実感というのは感じられないと思いました。また、先ほど申し上げたような多数の事件を抱えて、次々と事件の記録を検討しなければならないということで、開廷日の前日に記録を検討するというのが、大抵の裁判官仕事のやり方になっていると思いますけれども、先ほど言ったような未済件数の状況の中では、多いときには1日で10件以上の事件記録を検討しなければいけない事態になっていたわけです。そうすると、代理人からの提出書面は、当然その内容が正確なものである必要はあるわけですが、そういった状況にある裁判官にとっては、読みやすく、また、その書面を読めば、現状において何が問題になっていて、どのような主張をしているのかということが、すぐに分かる。要するに、読みやすく、かつ説得力のある書面であるということが必要ではないかと思った次第です。

なかなか裁判官の置かれている状況については、ご理解いただけないかもしれませんが、要は、読み手の側に立った主張、立証の必要性ということを申し上げたいわけですし、こういう観点から、書面提出の前にもう一度点検をして、直すべきは直していただくと、主張、立証がスッと裁判官の頭の中に入っていくということは言えると思います。細かい点については、また後で申し上げたいと思います。

4 第1回期日前に 問題になることについて

裁判官になってあらためて分かった、第一審の民事訴訟事件を担当する裁判官の仕事の流れについてご説明しながら、代理人の弁護士の皆さんにご理解いただきたいポイントを幾つか申し上げたいと思います。

裁判官の目の前に記録が上がってくるというのは、通常は、第1回期日の指定のための押印を求める時点です。その前に、事件受付担当の書記官と、配点先の部の担当書記官が、訴状の内容等を検討しておりまして、何も問題ない場合には、第1回期日指定の段階で初めて裁判官は記録に目を通すということになります。その前の段階でよく問題になるのは、訴訟の目的物の価格であるとか、送達の問題であるとか、訴状物の特定といったことです。

訴訟の目的物の価格というのは、訴状にある印紙の額に関わってきますので、依頼者を背負っておられる代理人としては、なかなか大変な問題ではないか

と思います。金銭請求であれば何の問題もないのですが、例えば、不動産関係訴訟になるとですね、どこまでが訴訟の目的であるか、見解が分かれることもあるでしょうし、さらに、非典型的な事件ですね、例えば、不作為を求める事件等では、この訴額をどう見るかは難しくなると思います。

いずれにしても、印紙を貼って訴状を出すときには、なぜこのように算定したのかという根拠と、算定にかかる資料を出していただくとありがたいです。逆に、いったん納めた印紙代の還付を求めたり、追納したりすることについて、依頼者に対する説明が困難な場合もあると思います。そういう場合には、裁判所と協議の上納付するというふうに記載していただければ、受付の段階は一応通ると思いますので、配転先の部の書記官と協議をしていただくと。その上で、協議の結果に従って貼っていただくという方法もありかなと思っております。

あとですね、印紙と関連して、訴訟救助の申立てがされることがありますが、これを認めるかどうかは裁判官の裁量ですので、もしかすると、かなり裁判官によって個人差があるかもしれません。

私は、原則として、生活保護を受けられる収入しかないような場合には認めるという基準で考えておりました。

また、勝訴の見込みなきにしもあらずという要件については、本当に認める余地がないということが、もう訴状を見ただけで明らかという場合には、この要件を満たさないとして却下をしていましたけれども、それ以外の場合には、やってみないと分からないということもあるわけですし、基本的には、この要件で却下するということはあまりしていませんでした。仮にも、弁護士が代理人に付いて提起した訴訟の場合には、この要件を満たさないということは、あまりないのではないかと考えておりました。

あと、収入に関する資料ですが、ちょっと細かい話になって恐縮です。よく、法律扶助の決定が出たということを疎明資料にして、救助の申立てをする代理人の先生が多かったのですが、これについては裁判官によって、やはり対応が分かれると思います。個人的には、やはり端的に収入を示す書面を出していただけないかなと考えておりまして、一度はお願いをしておりました。例えば、非課税証明書とか、その他、収入を証する資料を端的に出してください。出せないからには、その理由を明らかにしてくださいと申し上げておりました。

時間の関係もありますので、次に、訴状、答弁書、準備書面について申し上げたいと思います。

5 訴状の記載について

訴状の記載ですけれども、裁判官としての訴状のチェックは、仮に、被告欠席の場合に、欠席判決ができるかという点を中心に行っていました。その場合に意外に盲点になるのは、遅延損害金の問題なんです。これも細かい話で恐縮です。遅延損害金については、利率であるとか、月額の賃料相当額であるとか、その起算日とかですね、いろんな問題があるわけですが、この点が必ずしも十分に検討されていない。その根拠が不明確なまま訴状に記載されているということが、少なからずあったように思っております。

裁判官のほうも、ここは意外に見落としがちなポイントでありまして、私個人も、弁論終結後になって、実は問題があったということを気付くということも経験しております。あるいは、極端な場合は、控訴審にいたって問題が顕在化するということもあるわけですし、ぜひこの点は注意を払っていただきたいところです。

それから、不法行為や不当利得を請求原因とする訴状の場合には、請求を理由あらしめる要件としての事実の記載が不十分なことが少なからずあったように思います。

特に、過失を原因とする不法行為においては、注意義務の特定がまず問題になりますが、そのためには、注意義務の発生前提となる事実が、必要にして十分な範囲で記載されていることが求められるわけです。予見可能性を基礎づける事実、結果回避可能性を基礎づける事実、結果回避義務を基礎づける事実、注意義務の程度を基礎づける事実、そういった、前提となる事実を意識的に検討した上で、それを注意義務に結びつけることを、訴状にきちんと記載していただくと、大変分かりやすく、その後の争点整理にも資する上、率直に言って、裁判所としても、検討の跡が見えると、好印象を抱くということは事実だと思います。

不当利得についても、その法律上の原因がないこと、利得、損失、因果関係等が問題になりますが、それぞれについてこれを基礎づける事実を十分に検討していただくと、スタートの心証を引きつけられるということは事実上あるんじゃないかなと思っております。この点は、ぜひご検討いただければと思います。

6 答弁書の記載について

次に、答弁書ですけれども、答弁書では、まず請求原因事実の認否をしていただくこととなりますが、その場合に、認否の仕方を工夫していただくと大変助かります。多くの先生はお気付きと思うのですが、相手方の出した訴状や準備書面をいちいち参照しながら読み返す苦勞をさせられる答弁書を出される方がいらっしゃるわけですね。請求原因第1項のかつこ1は認めるっていうと、この請求原因かつこ1、どこにどんなこと書いてあったか、いちいち訴状をめぐりながら読んでいかなきゃいけないです。

甚だしきは、その第1文は認め、第2文は否認、第3文は不知とか、いろいろ、第1文っていうのはどこまでなのかとかですね、というようなことを、いちいち、チェックしながらやっていかなきゃいけない。それはそれで、非常に正確な認否で間違いはないということは確かですけれども、できれば、形式的な認否をするにとどめず、書面で、自己完結的に、否認の理由も含めて、争点を浮かび上がらせるような工夫をしていただくと、読み手の側の裁判官としては非常に助かりますし、被告として譲れない争点はどこにあるかということが自ずと浮かび上がってくるような工夫をしていただくと、また心証形成の上でも大きなポイントになってくるのではないかと思います。

7 準備書面の工夫について

次に、準備書面ですけれども、これも同じようなことを繰り返し申し上げて恐縮ですけれども、先ほど申し上げたような事件数の多さですので、ぜひ読み手の立場に立って読ませる工夫をしていただければと思います。

例えば、この準備書面ではどのような主張をするのか、サマリーを冒頭に記載していただくと頭に入りやすいことは間違いありませんし、後に判決議案をする際には、そのインデックスとしての機能を果たすということにもなるし、主張の検討漏れを防ぐということにもなるわけです。

同様に、文中に適宜小見出しを付けていただくと、同じく分かりやすく、検討漏れを防ぐということにつながると思います。

また、事件によっては、図表であるとか、あるいは相続人の関係図、登場人物の相関図、取引関係図、現場見取り図等を、既に書証などで明らかになって

いる場合でも、理解を促進するために、準備書面に添付をしていただくというのが効果的なケースもあります。また、準備書面に書証を引用されるのは、それはそれで結構ですけれども、先ほど申し上げたように、甲何号証の何ページに何が書いてあると言われても、またそれを見ながら、いちいち参照していかなきゃいけないわけですし、できればですね、繰り返しをいとわず、準備書面の中に自己完結的に分かるように記載をしておいていただくと、大変ありがたいと感じました。

あと、書面の長さですが、これも、あくまでも一般論ですが、長ければいいというものではないと思いました。1日に何件も記録を検討しなければならない立場の裁判官としては、率直に言って、目の前に何十ページもの準備書面が現れると、あらためて気力を振り絞って読むというのが偽らざる実感でありまして、できれば、10ページ以内ぐらいに収めていただくと大変助かります。

それから、これも裁判官になって気付いたことですが、特に東京地裁で特に目立つのですが、依頼者向けのポーズなのかもしれませんが、実に品格のない攻撃を、相手方当事者のみならず、相手方代理人に対しても仕掛けてくることを、少なからず目にするがありました。「笑止千万である。」とかですね、「代理人としての資格を疑う。」とかですね、そういった、極めて激しい言葉で相手を非難される。読んでる側としては、実に鼻白む思いがするわけですし、あまりにも言葉が踊りすぎていて、逆に説得力を欠いてくる。弱点を言葉の激しさで補っているのかなというような気すらすることがあります。あまり品格を欠く言葉遣いというのは、ここにいらっしゃる先生はそのような書面は書かないとは思いますが、後輩に向けては、ぜひそういうことも指導していただければと思った次第です。

8 書証・証拠説明書について

次に、書証についてです。書証については、証拠説明書が非常に重要だということを、あらためて申し上げておきたいと思います。最終的に判決を書く際には、証拠説明書をよく参照しまして、この書証から何が認定できるということを、いちいちチェックしながら、漏れがないかということを確認をしていくわけでありまして、主張との関連が、証拠説明書によって明確になってると非常に助かります。心証形成の役にも立つということでもあります。

あと、書証について最近目立つのは、長大なメー

ルがドサッと、書証として出てくるということがあります。これは、自分に都合のいいメールだけつまみ食いして出すと、相手方から攻撃されるということも慮ってということもあるのかもしれませんが、逆に、二律背反でして、あまりにも長大なメールの書証が出てくると、一体どこがポイントになるのかがよく分からなくなってくる、ぼやけてくるということもありますので、どこを特に見てもらいたいかということですね。例えば、アンダーラインなり、マーカーを引くとかですね、あるいは、場合によっては解説をしていただくと。このメールにはこういうことが書かれていると。特にメールの場合には、当事者間でしか分からない言葉を使っている場合もありますよね。会社間の取引でもそうですし、個人間でもそうだと思うのですが。その場合には、特に留意してもらいたいようなことがある場合にはですね、この言葉は、このような状況の下で、こういうふうな意味で使われているんだということを証拠説明書や準備書面で解説をしていただくと、非常に分かりやすくなることもありますので、メールの書証については、特にご留意をいただきたいと思っていますところ です。

9 陳述書について

次の、陳述書についてですが、陳述書の役割については、人証調べの合理化であるとか、反対尋問の準備に資するなど指摘されていますが、少なくとも人証調べをする事件では、陳述書への署名などを求めるのが不可能な証人、第三者証人のような場合は別ですけれども、基本的には出していただくということが定着しております。私は、以上のような役割に加えて、陳述書を、果たしてこの人証を採用すべきかどうかという人証採否の資料としても使っております。つまり、この証人はどのような証言をするのであろうかということを陳述書によって確認をしたうえで、あえて証人として呼ばずとも、まあ大体陳述書に書いてあることで立証としては足りるのではないかという場合には、人証としては不要ではないかという形ですね、不採用とすることもありました。

したがって、人証決定をしてから陳述書を出してもらうという形にはしないで、人証調べの申請をするまでには、陳述書を出してくださいということをお願いしていたわけです。この陳述書という証拠は、私は非常に心証形成の上では役に立つというふうに思っております。なぜかという、民事裁判の事

実認定というのは、双方が提示するストーリーの比較ということになるわけですね。このストーリーと、客観的な証拠であるとか、争いのない事実など動かし難い事実との整合性がどの程度あるのか。それから、ストーリー自体の合理性がどの程度あるのかということ、比較対照しながら心証形成をしていくわけですが、特に当事者本人の陳述書は、端的に当事者のストーリーを提示する証拠といえます。そういう意味では、この陳述書というのは、人証調べ前の、双方のストーリーの比較検討、その上に立った仮定的心証の形成にとっては不可欠なものと言えます。

すなわち、今申し上げたような検討に耐えられる、できのいい陳述書であれば、スッと頭に入ってくるといいますか、心証形成がそちらに傾くということが多々あったように記憶しております。

私は、人証調べをする前には、必ず陳述書は記録から抜き出してコピーをして手元に置いていました。そして、その陳述書コピーには、人証調べに入る前に、証人または本人から聞きたい疑問点であるとか、あるいはその陳述書に書いてある内容と、先ほど言ったような客観的な証拠や動かし難い事実との整合性に問題があるなと思った場合には、そのようなポイントについて書き込みをして、それを見ながら尋問に臨んでおりました。

そういう意味でも、陳述書というのは非常に重要な役割を果たしています。最近では、さすがに見かけなくなりましたが、ひところは、準備書面を引き写して、原告は、というのを、私は、というふうに変えただけの陳述書であるとか、あるいは、当事者が手書きで書いてきたものをそのまま出してくる代理人もいらっしゃったことはありました。

しかし、先ほど申し上げたような、この陳述書の重要性から見ると、そのような陳述書では不十分なことは明らかでありまして、やはり当事者からいったん陳述書が出されたとしても、代理人としては、十分に内容を吟味していただいた上で陳述書を出していただくと、大変ありがたいと感じました。

10 人証調べにおける 尋問の在り方について

次に、人証調べについてであります。人証調べの重要性については、先ほど民事裁判の現状についてのところで、既に述べたところであります。人証調べの成功の鍵は準備にある。もうこれは、どなたもおっしゃることですけれども、それは間違いなく、裁判

官をやっていると感じました。

例えば、主尋問でも、問いと答えがかみ合わない例というのがあったわけで、これはやっぱり、原因は準備不足だったのではないかなと思った次第です。準備の仕方ですが、中には、完璧なりハーサルをしているなどというふうに感じられる証人もいますわけですね。例えば、銀行などの金融機関関係の証人であるとか、あるいは警察官とか公務員とかですね、そういう方々が証人として出てくる場合、これは、かなり完璧にできあがった尋問をされます。完璧にできあがっているだけに、本当に記憶に沿った尋問をしているのかなというふうに疑問を感じたことも率直に言ってございました。

自分が弁護士時代にどういう準備をしていたかにつきましては、当然、テストが可能な場合には、テストをしておりまして、1回目のテストでは大まかな尋問事項を作って、どのような答えをするかチェックをした上で立証趣旨に添った答えが引き出せるように、質問の仕方を調整しました。2回目のテストでは、前回調整した質問をぶつけて、本番を想定したりハーサルをしました。3回目のテストは、これは必要に応じてなんですけれども、2回目のテストの結果を踏まえて、さらに微調整をした質問による最終リハーサルをするということもありました。ここにいらっしゃる先生がたは、大抵そういうことはしておられるのではないかと思います。そうは言っても、証人の場合は、証人の個性とか、当方との利害関係とか、いろんな問題があって、多数回の打ち合わせが望めない場合もあります。一方、当事者本人の尋問の場合には、少なくともこのぐらいの準備はできると思います。それでも本番になると、緊張のあまり流れに乗れない証人とか当事者もいたわけですね。

このようなことがないように、質問に対する答えも代理人が準備するというのも、中にはあると、聞いております。あらかじめこういう質問をするので、こういうふうにご答えてくれということを、全部プリントアウトして、あらかじめ証人に渡されるというケースですね。

ある意味、これをされると完璧な尋問になるわけですが、一方で、先ほど申し上げたように、裁判官から見ると、そこは記憶した答えを読んでいるのではないかと、やや不自然さを感じる尋問になることも事実として、こういう証人が、あるいは当事者が反対尋問で崩されると、心証は、一挙に不利方向に傾くということは注意すべきであると思った次第です。この辺は、別に、こうしたほうがいいのかという正解があるわけじゃなくて、あくまでもケー

スパイケースだとは思いますが、その辺も念頭に置かれて、準備をされるのがよろしいと感じております。

あと、反対尋問についてですが、自分も弁護士時代にさほど成功体験があるわけではないわけですし、非常に難しい問題なんですけども、やはり、準備が大切なんじゃないかなと思います。

先ほど申し上げたような、裁判官として尋問に臨むときにした準備ですね、つまり陳述書を読み込んで、客観的証拠等動かし難い事実との整合性のチェックであるとか、あるいは、ストーリーとしての不自然さが見られる点のチェック、これは最低限必要ですし、そのほかに私が裁判官としてやっていたのは、書証時系列という一覧表の作成です。これは甲号証も乙号証も一緒にして、時系列に並べて、一覧表にしたものです。一覧表の作成後、その時系列の中に各書証がどのように位置付けられているかということ念頭に置いて、当事者の主張のどちらが、この時系列によく適合しているかという点をチェックするということをしておりました。裁判官としてこれらの準備をしたうえで尋問に臨んでいたわけですが、当事者の代理人としても、反対尋問の前にこのぐらゐの整理をしておくですね、証人や当事者から予想しないような答えが出てきたときも、素早く対応ができるのではないかなと考えた次第でありまして、すでになさっていらっしゃる先生も多いかと思うんですが、あえて申し上げておきたいと思います。

困る尋問の例については、時間の関係もありますので、項目だけ申し上げます。

一つは、時間を守らない尋問。特に、中心的争点について、いつまでたっても入らないで、周辺の事実ばかり聞いていて、例えば、30分の主尋問の時間なのに、20分経過しても争点についての尋問に入らないというようなことになると、裁判官としては、果たしてどうしたものかと。注意をしたほうがいいのか、それとも、これから佳境に入るのだから黙って聞いていようかなと、迷われることも多々ありました。

それからもう一つは、威圧的な尋問ですね。書証を示すときには、証人の脇に立って質問するというのも必要であると思うのですが、書証を示すわけでもないのに証人の横に立って、上から質問を浴びせかけるといって、これはあまりいい感じは、裁判官としては受けません。

それから、あとは、早口な尋問であるとか、小声の尋問であるとか、要するに、聞き取りづらい尋問。やっぱり、大声でゆっくりと質問をしていただけると、裁判所としてもその尋問についていきやすい。さらに言えば、これは尋問をする前には必ず、当事者の

側には注意することですが、問いと答えをかぶせないでくださいと。録音したり、速記官が前にいるので、かぶせられると聞き取りづらくなったり、速記が取れなくなりますので、かぶせないでくださいという注意を、必ず私からしておりましたが、代理人自らが尋問に対する答えをしている最中に、質問をかぶせてくるというのは、非常に、なんて言うんですかね、裁判所としては困る。やっぱり、最後まで聞きたいところを中断させるというのは、当事者代理人のお立場もあるかとは思いますが、できればやめてほしいと思った次第です。

あと、尋問を聞いていて感じたことは、前提事実を明確にした上での尋問をしていただきたい。例えば、証人があることをこういうふうに言いましたというような証言をした場合に、いつ、どこで言ったのか、どういう場面で言ったのか、誰に対して言ったのか。証言から自ずと明らかである場合もあるのですが、そうでない場合もあるわけです。尋問する側として、不注意で聞かずに答えを引き出してしまうということもあるのですが、故意に誤解を招くことを意図して、前提を明確にせずに聞いてくるという場合も見受けられるわけですし、こういう場合には、相手方代理人から異議が出る場合もありますし、裁判所から後で補充して聞くということもあるのですが、故意にそういう誤解を招くというようなことを意図するような尋問は論外としても、できるだけ、いつ、どこで、誰が、誰に対して、どういう場面で言ったのかということ、前提を明らかにした上で答えを引き出すという質問をしていただくと、非常に分かりやすくなると。大変、なんか初歩的なことを申し上げているようで、ここにいらっしゃる先生にこういうことを申し上げるのは、大変恐縮な感じがするのですが、往々にしてそういうことがありましたので、この場で申し上げました。

11 和解について

あと、和解についてです。和解については、依頼者との関係で、非常に淡泊な代理人が増えているのではないかと感じております。要するに、説得をしようとしません。説得というのがいかに困難なのかというのは、私も弁護士をやっておりましたので、痛いほどよく分かってはいるのですが、ただですね、裁判の現状がどうなっているかという説明をしているのかすら疑わしいというような代理人も中には見受けられまして、この辺は、弁護士業界の実情との関係があるのかもしれませんが、昔とは変わっ

てきているのかなという印象は受けております。

揚げ句の果て、代理人のほうからは、「裁判官のほうから話をしてください。当事者を連れてきますから」ということを言って来られる方もいらっしゃるわけですね。こちらとしても、当事者を呼んで説得したいという場合もあるわけですから、こういう言い方をされるのが決して悪いとは申し上げないのですけれども、代理人としても、必要な情報提供であるとか、このまま判決になったらこういうふうになって、メリットはこうで、デメリットはこうだというくらいのことは説明をしていただけないかなと。その上で、裁判官として、裁判の現状はこうなんだから、こうなされたほうがよろしいのではないですかと言わせていただけると、当事者の理解も促進できるのではないかと思った次第です。

私も、弁護士時代に、和解について、説得しすぎたことによって、依頼者との関係が悪化したという経験も多々ありましたので、今申し上げたような代理人の対応というのも理解不能とまでは言えませんが、依頼者の真の利益を実現するという立場に立てば、100かゼロかというよりも50で収めてですね、紛争を早期に解決するというメリットを伝えていただくことが、弁護士としては必要ではないかと思った次第です。

12 控訴審における弁護活動について

時間が押してきました。控訴審における弁護活動について申し上げたいと思います。最後の勤務地が東京高裁、その前が仙台高裁で、いずれも控訴審の裁判長をやりましたので、気付いたことを幾つか申し上げますと、ご承知のとおり、現在の控訴審の審理は、1回の期日で結審というのが原則となっているわけです。これは、地裁において適切な争点整理が行われて、必要な証拠調べが行われているということが前提でありまして、そのような前提のもとでは、地裁の審理の結果に基づいて、高裁としての判断を示せば足りるという考えに基づくものであるわけです。

従って、地裁でそのような審理がなされていないというときには、前提条件が満たされていないのですから、1回で結審をすることはできない。私は、少なくとも、1回結審を自己目的化して、何が何でも1回結審をするという姿勢では臨んでおりませんでした。

しかしながら、困るのは、控訴理由書が期限に提出されないために、1回結審ができなくなるという

ことでした。

その控訴理由書の内容から、原判決の結論がひっくり返りそうもないというときには、反論を記載した答弁書は終結後に出していただいても結構ですということで、1回で終結ということにしていた場合もありましたけれども、一応の反論を求めなければいけないというときには、結局、やむを得ずもう1回期日を指定するということになってしまいます。これは、決して好ましい事態とは考えておりませんでしたし、裁判所の心証としても、期限前に控訴理由書を出せないというのは、よっぽど主張に苦勞しているのかなというような印象を与えますので、依頼者との関係とか、その他いろいろな事情があるにしても、提出期限は、やはり順守していただいたほうがいいのではないかと思います。

なお、例えば、控訴審から代理人が付いたなどの事情があつて、事件の内容が複雑で、検討を要するといったような事情があるときには、提出期限の延長を認めないわけではありませので、具体的な事情をおっしゃっていただいて、延長の申し出をしていただければと思います。

それから、控訴審で新たな主張や証拠が提出されたとき、相手方から時期に遅れた攻撃防御方法であるとの主張が出てくることが何回かありました。

主張については、これについて新たな証拠調べの場面を期日を重ねなければならないという場合には、時期に遅れたものかどうかを検討することになります。

一方、証拠の取調べについて言えば、第1回期日までに出示されていれば、そこで調べれば、取調べは終わりですので、訴訟の遅延を招くものではないとして、却下するというところまではめったにしておりませんでした。

人証の申し出については、あくまでも証拠調べの必要性の観点から考えておりました。取調べが必要な人証であれば、先ほども採用例があったというところで申し上げましたけれども、採用方向で考えますし、多くの場合には必要性なしということで、不採用としていたのが実情であります。

控訴審の裁判長としての事件の検討の仕方についてですが、まずは、一審判決を通読することから始めておりました。判決の内容、事実認定の仕方、法律論等におかしな点がないかどうか、ここでチェックするわけです。このように、判決を通読すると、記録を読まずとも、なんかこの事件おかしいなと。怪しい事件というのは、自ずと浮かび上がってきたように思います。

そういったような事件で、裁判所の問題意識にはまった控訴理由書が出てくると、心証はかなり控訴

人側に傾くことになるわけでありまして、控訴理由書の作成は、まずは一審判決を読み込んで、その弱点を徹底的に分析するということから始めることをお勧めしたいと思います。

また、控訴審での和解をお考えの場合には、一審での和解経過は、往々にして記録上は明確になっておりません。従って、一審での和解経過を具体的に書いていただくということをお願いしたいと思います。東京高裁では、期日指定の際に一審の和解経過について記入する欄がある照会書を書いていただくということになっておりますので、そこに記入していただくのが一般的であるわけですが、それ以上に込み入った話がある場合には、主任の陪席裁判官に直接電話をしていただいてもよろしいと思いますので、この点は、ぜひ積極的に情報提供をしていただければと考えておるところです。

与えられた時間が1時間ですので、申し訳ありません。最後の、弁護士任官についてということも申し上げたいと思っていたのですが、この次の懇談会の席で、できれば申し上げさせていただくということで、私に与えられた時間は過ぎようとしておりますので、この辺で終わりとさせていただきます。大変雑ばくで、かつ失礼なことも申し上げたと思いますけれども、お許しいただいて、責めを塞がせていただきたいと思います。今日のご静聴どうもありがとうございました。

(了)

人事委員会活動報告書



人事委員会委員長 横溝 高至

中央大学法曹会人事委員会は、幹事長の諮問に基づいて、法曹会が学校法人中央大学、中央大学学生会、その他に推薦する候補者の人選を行うことを目的とする委員会である。委員長には慣例として、前年度法曹会幹事長が就任している。

本年度、当委員会は、各種推薦候補者につき最適な人材を推薦し、執行部は当委員会の推薦に基づき、下記のとおり推薦した。

なお、中央大学理事長には、平成29年4月29日開催された理事選考委員会において、大村雅彦氏(前常任理事)が理事長に選任され、同年5月15日開催された理事選考委員会において、常任理事5人が選任され、法曹会からは林勘市氏(前常任理事)が、常任理事に再任された。

1 学校法人中央大学関係

(1) 評議員会議長

推薦日 平成29年4月30日

坂巻 國男

(2) 理事

推薦日 平成29年5月15日

石田 茂 若江 健雄 山 崎 司 平

(3) 監事

推薦日 平成29年5月25日

大澤 成美

(4) 選任評議員

推薦日 平成29年3月31日

石田 茂 大谷 隼夫 水津 正臣

行方 美彦 奈良 道博 根岸 清一

山岸 憲司 山本 孝宏 若江 健雄

(5) 理事選考委員会委員

推薦日 平成29年3月30日

坂巻 國男 飯沼 允 横溝 高至

山崎 司平

(6) 評議員会議長・副議長選考委員会委員

推薦日 平成29年4月5日

山崎 司平

2 中央大学学生会関係

(1) 学生会会長

推薦日 平成28年4月1日

永井 和之

(2) 学生会副会長

推薦日 平成28年4月1日

瀬川 徹

(3) 学生会会計監事

推薦日 平成28年4月1日

井内 顯策

(4) 学生会常任幹事

推薦日 平成28年4月1日

石田 茂 坂巻 國男 根岸 清一

横溝 高至

(5) 学生会幹事

推薦日 平成28年4月1日

坂巻 國男 石田 茂 稲田 寛

石渡 光一 大澤 成美 大高 満範

厚井乃武夫 小関 勇二 鈴木 康洋

水庫 正裕 森田 憲右 山岸 憲司

横溝 高至 山本 隆幸 若江 健雄

寺本 吉男 窪木登志子 八木 清文

根岸 清一 土井 隆 松田 啓

柳澤 泰 山川 典孝 山崎 司平

(6) 学生会会長候補者選考会委員

推薦日 平成28年3月2日

横溝 高至 山崎 司平

(7) 学生会副会長候補者選考会委員

推薦日 平成28年3月2日

横溝 高至 山崎 司平

(8) 学生会幹事・会計監事候補者選考会委員

推薦日 平成28年3月2日

横溝 高至 山崎 司平

法職教育検討委員会活動報告



法職教育検討委員会委員長

山本 昌平

法職教育検討委員会では、法学部の学生の希望者に、東京地方裁判所の刑事裁判法廷を傍聴して頂き、刑事裁判手続きの流れを学んでもらう機会を提供しています。

生の事件を目の前で傍聴することで、裁判官、検察官、弁護士法曹三者の役割や、刑事訴訟法や刑事訴訟法規則で定められたルールがどのように適用・運営されているのかについて、実感できる貴重な機会となっております。

平成27年度は、10月28日（水）、平成28年度は、11月2日（水）に開催されました。

当日の運営スケジュールを概説しますと、例年どおり、午前9時に、霞が関の弁護士会館に集合し、事前に当法曹会の弁護士から、第一審の公判手続きの流れの資料に基づき簡単な説明を受け、班別に分かれて、東京地方裁判所の刑事法廷まで同弁護士が引率し、午前10時から傍聴を開始します。そして、1時間ほど傍聴し、弁護士会館に戻った後は、意見交換の場を設け、班ごとにテーブルを設置し、その場で参加者に意見・感想を述べてもらい、また、講師に対して質疑応答などを実施し、午後1時に解散という流れとなっております。

以下では平成28年度を例に説明致します。

平成28年度は、34名の学生が参加して4班に分かれ、6名の講師、法学部事務職室職員3名の合計43名の体制で実施致しました。1班あたりの学生数は8名～9名程度となっております。

参加者は、全員が法曹の希望者というわけではなく、民間企業や公務員に内定している学生もあり、本企画を通じて我が国における裁判所の担う紛争解決機能、特に刑事手続きがどのように運営され、また、社会の中でどのような役割や責務を担っているのかを学ぶことができる貴重な機会となっております。

傍聴した裁判は、1班が道路交通法違反事件における冒頭手続、2班が詐欺事件における証拠調べ・結審、3班が覚せい剤取締法違反事件における冒頭

手続、4班が詐欺事件における冒頭手続でした。班によっては、時間の許す限り他の事件もさらに傍聴してもらいました。

傍聴後の意見交換の場では、参加した学生一人一人に意見や感想を述べてもらいました。皆さんそれぞれ、はっきりとした意見や感想を述べており、真摯に傍聴し、また、事件や被告人、被害者それぞれ立場を理解しようと努めていることがうかがわれました。そして、「法曹を目指すモチベーションになった」「裁判官、検察官、弁護士の役割を実感できた」「生きた裁判に接し、今後の社会人としての経験に役立てたい」などの感想も出されました。

本企画は、法律専門家である弁護士が裁判傍聴に引率し、傍聴直後の意見交換や質疑応答の機会を設け、また、その際、弁護士自らの経験などを聞けたりと、法学部の学生にとっては、生きた教材を学ぶことができ、また、法曹のやりがいや職責を学べる貴重な機会となっております。今後も本企画を継続し、一人でも多くの学生に参加して頂き、この体験をそれぞれ活かしてもらいたいと思います。

以 上

交流委員会活動報告



交流委員会委員長 根岸 清一

1. はじめに

平成27年5月から始まった山崎執行部のもと、当委員会では、多くの他士業と交流会を開催しました。この交流会は、平成19・20年度の奈良執行部の時代からはじまったものですが、年々、数を増やし、平成28年度は、6つの士業（中大会計人会、行政書士白門会、中大技術士会、社会保険労務士白門会、司法書士白門会及び不動産鑑定士白門会）と交流会を開催するまでになりました。交流会の目的は、関連他士業との交流により人脈を築くとともに、主に若手の業務の拡大を図ることを目的としております。

2. 平成27年度の活動状況

(1) 中大技術士会との交流会

開催日 平成28年2月15日(月)

①講演会

- ・時間：午後6時00分～午後7時00分
- ・場所：ユニゾ御茶ノ水ビル2階
- ・講師：嶋田貴文弁護士
「マンションの工事の瑕疵を巡る問題
－免震ゴム偽装を例として－」

②交流会

- ・時間：午後7時15分～午後8時30分
- ・場所：聖橋 鳥福

当日の参加者

	講演会	交流会
法曹会	26名	23名
技術士会	24名	22名
計	50名	45名

(2) 行政書士白門会との交流会

開催日 平成28年2月24日(水)

①グループディスカッション

- ・時間：午後6時30分～午後8時00分
- ・場所：中央大学駿河台記念館550会議室

②交流会

- ・時間：午後8時15分～午後10時15分
- ・場所：がブリチキンお茶ノ水店

当日の参加者

	グループ ディスカッション	交流会
法曹会	15名	15名
行政書士会	12名	13名
計	27名	28名

(3) 社会保険労務士白門会との交流会

開催日 平成28年3月2日(水)

①講演会

- ・時間：午後6時00分～午後7時30分
- ・場所：中央大学駿河台記念館550会議室
- ・講師：
(前半)山下清兵衛弁護士
「法律事件に関する法律事務」
(後半)加藤博義社会保険労務士/
菊地久仁社会保険労務士/
永井康幸社会保険労務士
「弁護士と社会保険労務士の連携事例」

②交流会

- ・時間：午後7時30分～午後9時00分
- ・場所：中央大学駿河台記念館1階
プリアール

当日の参加者

	講演会	交流会
法曹会	21名	24名
社会保険労務士会	25名	25名
計	46名	49名

(4) 司法書士会白門会との交流会

開催日 平成28年3月17日(水)

①講演会

- ・時間：午後6時00分～午後7時30分
- ・場所：中央大学駿河台記念館360会議室

- ・講師：山田八千子教授
(中央大学法科大学院)
「債権法改正の意義と課題」

②懇親会

- ・時間：午後7時30分～午後9時00分
- ・場所：中央大学駿河台記念館1階
プリオール

当日の参加者

	講演会	交流会
法曹会	19名	20名
司法書士会	11名	11名
計	30名	31名

3. 平成28年度の活動状況

(1) 中大会計人会との交流会

開催日 平成28年9月14日(水)

①講演会

- ・時間：午後6時00分～午後7時
- ・場所：中央大学駿河台記念館320会議室
- ・講師：小峯健介弁護士
「相続分野に関する民法改正」

②懇親会

- ・時間：午後7時30分～午後9時00分
- ・場所：てけてけ 御茶ノ水店

当日の参加者

	講演会	交流会
法曹会	19名	13名
会計人会	11名	11名
計	30名	24名

(2) 行政書士白門会との交流会

開催日 平成28年11月24日(木)

①グループディスカッション

- ・時間：午後6時00分～午後7時30分
- ・場所：中央大学駿河台記念館620会議室

②交流会

- ・時間：午後7時30分～午後9時00分
- ・場所：矢まと 御茶ノ水店

当日の参加者

	グループ ディスカッション	交流会
法曹会	12名	12名
行政書士会	13名	13名
計	25名	25名

(3) 中大技術士会との交流会

開催日 平成28年12月7日(水)

①講演会

- ・時間：午後6時00分～午後7時00分
- ・場所：中央大学後楽園キャンパス
- ・講師：國島旭技術士
(機械部門、総合技術監理部門)
「私が経験した問題解決方法
(PL案件/公共事業/交通事故)」

②交流会

- ・時間：午後7時00分～午後8時00分
- ・場所：後楽園キャンパス5号館地下
生協食堂

当日の参加者

	講演会	交流会
法曹会	10名	10名
技術士会	17名	16名
計	27名	26名

(4) 社会保険労務士白門会との交流

開催日 平成29年2月9日(木)

①講演会

- ・時間：午後6時00分～午後7時30分
- ・場所：中央大学駿河台記念館550会議室
- ・講師：
(前半)植本剛社会保険労務士
「弁護士と協働した労働事件等の3事例」
(後半)平沢郁子弁護士
「東京都労働委員会」
加藤由美弁護士
「社会保険労務士の方からよく質問される
最新判例」

②交流会

- ・時間：午後7時30分～午後9時00分
- ・場所：中央大学駿河台記念館1階
プリオール

当日の参加者

	講演会	交流会
法曹会	21名	22名
社会保険労務士会	25名	22名
計	46名	44名

(5) 司法書士白門会との交流会

開催日 平成29年4月3日(月)

①講演会

- ・時間：午後6時00分～午後7時30分
- ・場所：中央大学駿河台記念館360会議室
- ・講師：松井秀樹司法書士(リーガルサポ
ート成年後見センター前理事長)

「成年後見についての司法書士会の組織的な取り組み」

②交流会

- ・時間：午後7時30分～午後9時00分
- ・場所：中央大学駿河台記念館1階
プリオール

当日の参加者

	講演会	交流会
法曹会	13名	14名
司法書士会	16名	16名
計	29名	30名

(6) 不動産鑑定士白門会との交流会

開催日 平成29年4月11日(火)

①グループディスカッション

- ・時間：午後6時00分～午後7時30分
- ・場所：中央大学駿河台記念館620会議室

②交流会

- ・時間：午後7時30分～午後9時00分
- ・場所：てけてけ御茶ノ水店

当日の参加者

	グループ ディスカッション	交流会
法曹会	14名	13名
不動産鑑定士会	16名	12名
計	30名	25名

4. 今後の計画

今後につきましては、引き続き、これまで交流会を開催している他士業との交流を続けるとともに、まだ交流会を開催できていない団体（南甲倶楽部、白門弁理士倶楽部など）とも交流会を開催できるよう努めたいと考えております。

次期執行部におきましても、各団体との交流会を積極的に開催してまいりますので、先生方、とりわけ若手の先生方の積極的なご参加を期待します。

なお、当委員会の名称ですが、平成28年11月の臨時総会において、これまでの「関係諸団体交流委員会」から「交流委員会」に名称変更いたしましたので、この点もあわせてご報告させていただきます。

以 上

若手会員活動委員会活動報告



若手会員活動委員会委員長

秋定 和宏

はじめに

平成27年度及び平成28年度の若手会員活動委員会の委員長を拝命しておりました秋定和宏でございます。若手会員活動委員会は、若手会員にとって有益な企画をし、その実行に取り組み、もって若手会員の活動及び本会の組織の充実を図ることを目的としております。

ここでいう「若手会員」とは、同委員会規則によると、本会会員のうち毎年4月1日時点において司法修習終了後15年以内の法曹をいうとされています。私も、弁護士登録が平成13年ですから、この委員会の委員長を拝命したときは若手会員だったことになります。

活動内容

従来から中大法曹会では、執行部のリーダーシップのもと、中大法曹会が行う幹事会や叙勲受賞者祝賀会などの際に、主として若手会員を念頭においた研修や講演を行ってきております。また、関係諸団体交流委員会においては、隣接他業種等の関係諸団体と交流会を催し、そこでは多くの若手会員の参加が得られていると聞き及んでおります。

若手会員活動委員会の今後

これまで若手会員活動委員会は、執行部や関係諸団体交流委員会と共同作業のごとく活動してきたように記憶しておりますが、近年では、先ほど申し上げましたように、執行部や関係諸団体交流委員会が単体で企画・実行することが多くなり、その分、当委員会の関与する度合いが減少してきているように感じております。そこで、現状としましては、若手会員活動委員会が、今までとは別に、当委員会独自の特色ある企画を実行していくことが求められているように思います。

とはいえ、今までの委員長報告に述べられていましており、若手会員は、おおむね業務に直結する企画に対しては参加意欲が高い傾向があるとされ、逆に業務に直結しない企画に対しては参加意欲が低い傾向があるようです。このような状況に加え、ご承知のとおり各弁護士会やその派閥においても若手会員向けの企画が数多く実施されています。当委員会も、これまでの企画以外にどのような企画を行うのが若手会員のニーズにあうのか色々と考えて参りましたが、なかなか良い知恵が浮かばないというのが率直なところですが、私自身がほぼ若手のようなものなのですが、自分自身、どういった企画であれば参加しようと思うのかを考えてみても、悩んでしまう部分もあります。私の能力不足のため、なかなかこれといった企画を見いだせず、ご迷惑をおかけしております。この場を借りてお詫び申し上げます。

おわりに

平成29年度執行部の事務局次長の先生方のお名前を拝見しますと、多くの若手会員が執行部に参画しておられます。そのような若手の先生方から率直なご意見を伺い、また、執行部のご助言やご協力を賜りながら、若手会員活動委員会も特色ある独自の企画を考えていくことができるのではないかと思います。

広報委員会活動報告



広報委員会委員長

八木 清文

1. 広報委員会の役割

広報委員会規則には、広報委員会の目的について、「本会の会報・ニュース等を編集・発行し、本会員らに配布し、その他本会の広報活動を行うこと」と規定されています。中大法曹会は、昭和26年発足以来、輝かしい伝統と実績を誇る団体で所属会員は5000名を超えておりますが、組織が大きくなればなる程会員相互の絆や帰属意識というものは薄れがちになるものです。広報委員会の役割は、各会員に相互の絆や帰属意識を持って頂くために中大法曹会の活動状況をお知らせすると共に、その活動への参加を呼びかけるという重要な使命を有していると認識しています。

2. 中大法曹ニュースと冊子中大法曹の発行

中大法曹会では、会員の皆さまへの広報ツールとして、隔年毎に「中大法曹ニュース」と冊子「中大法曹」を交互に発行しております。昨年度は、中大法曹ニュースの発行年度に当たっており、平成28年7月ようやく10号をお届けすることができました。広報委員会では掲載記事がマンネリ化しないように腐心しているのですが、10号に限って言えば、山崎司平前幹事長の「法学部の都心展開」に関する論稿をはじめとして、諸先生方のご協力を得て、興味深い記事が掲載出来たと自画自賛しております。本年度は、冊子「中大法曹」の発行年度に当たっており、私のこの報告も同冊子28号に掲載されていることと思います。

本来であれば、この冊子は、8月初旬の第1回常任幹事会でお配り出来る筈でしたが、本年5月末に中央大学の新理事長に大村雅彦先生が就任されたことなどもあり、発行が遅れてしまったことをお詫び申し上げます。

3. ホームページの活用

中大法曹会ニュース及び冊子「中大法曹」は、上記のとおり隔年発行ですから、委員会の活動報告や行事予定などをタイムリーにお伝えすることはどうしても難しくなります。そこで、新たな広報ツールとして、平成25・26年度執行部が、中大法曹会のホームページ(<http://www.chuo-u-hoso.org/>)を開設しております。このホームページは、ご覧頂ければお分かりのとおり、中大法曹会の紹介や幹事長挨拶のほか、行事案内、活動報告、支部報告、法科大学院同窓会報告などが掲載されております。これを閲覧頂ければ、中大法曹会の活動内容が分かるだけでなく、行事へも参加し易くなるので利用価値は絶大だと思います。ただ、情報をタイムリーにアップデートしていくのは容易ではなく、執行部と広報委員会の連携の重要性を再認識しております。今後も継続して、ホームページの効果的な活用方法を議論して参りますので、良いお考えがあれば広報委員会までお寄せ頂ければ幸いです。

以 上

会則検討委員会活動報告



会則検討委員会委員長

石田 茂

1. 活 動 状 況

法曹会幹事長の役職名変更、幹事及び東京3会所属の幹事候補者の定員変更、及び関係諸団体交流委員会の委員会名の変更の3点に関する会則変更の協議を実施いたしました。

このうち幹事長の役職名変更及び幹事等の定員変更は、山崎司平幹事長から当委員会に書面による諮問を受けたものであり、平成28年3月16日に第1回会則検討委員会を開催して審議いたしました。またこの委員会において、関係諸団体交流委員会の根岸清一委員長から、同委員会の委員会名の変更のご提案（「交流委員会」への変更）があり、あわせて協議しております。

2. 検 討 状 況

- (1) 「幹事長」の役職名変更は、他の学員会団体における代表者の名称が「会長」、「代表幹事」であるものが多く、「幹事長」は代表者を示す名称として一般的とまでは言えないという問題意識を前提としたものであり、具体的には「代表幹事」等への変更を検討いたしました。
- (2) また、幹事及び東京3会所属の幹事候補者の定員変更は、法曹会の会員数が増加しているなか、実質的に法曹会の活動に参加する会員を確保する、という観点から検討しております。
- (3) さらに、関係諸団体交流委員会の名称については、これまで同委員会では土業等の学員会支部との交流を中心としていたところ、今後の活動においては、土業以外の学員会支部との交流も検討対象となること、「関係諸団体」の名称は、交流対象となる他支部によい印象を与えない懸念があること、との問題意識から、委員会名称の変更を検討いたしました。

3. 会 則 変 更

会則変更案のうち、前記(2)幹事候補者の定員変更、及び(3)委員会名称変更は、平成28年11月22日の臨時総会で決議を受け、(2)については、会則第5条3号で定めた幹事の員数を1000名から2000名に、幹事候補者選出規程第2条にある幹事候補者を、東京弁護士会所属会員中につき250名とあるのを500名に、第一東京弁護士会所属会員中につき125名とあるのを250名に、第二東京弁護士会所属会員中につき125名とあるのを250名に、それぞれ変更いたしました。また、(3)については、「関係諸団体交流委員会」の名称を、「交流委員会」に変更しております。

他方、(1)の役職名変更については、昨年11月22日開催の臨時総会、及び平成29年5月24日開催の定時総会の2度にわたり議案を提示しましたが、名称変更の可否及び変更後の名称内容について様々な意見があり、会則の変更は見合わせることにいたしました。

以 上

募金実行委員会活動報告



募金実行委員会委員長

水庫 正裕

1. 活 動 状 況

中央大学の募金推進事務局を通じて中央大学駅伝強化募金への協力依頼があり、募金実行委員会を開催したうえで、法曹会会員への募金協力要請の方法を検討しました。

募金の内容は、既存の大学施設にある陸上競技トラックの外周部にクロスカントリーコースを設置する資金を補助することを目的としており、法曹会の幹事及び常任幹事約500名に対し、1口1万円の募金を呼びかけるFAXを送信して、協力を検討いただける会員に関係資料を郵送いたしました。

2. 募 金 結 果

大学の募金推進事務局の把握しているところでは、平成28年1月の時点で、64名の会員が前記方法による募金に応じたとのことでした。その他、法曹会用の振込用紙を用いないで募金した会員も複数確認しておりますので、大学当局が希望していた募金額は達成したものと考えております。

3. 平成29～30年度の活動について

大学では、中長期事業計画の事業支援、及び教育研究活動、学生支援等を目的として、「白門飛躍募金」の名称で募金活動を行っていることは、ご承知のとおりです。上記の中長期事業計画には、都心キャンパスの整備として、現在の後楽園キャンパスに法学部を移転する計画も含まれております。この事業は、司法試験における中央大学の躍進に大きく寄与すると期待されており、法曹会にも大きく関わる事業として、積極的に支援して参りたいと考えております。募金活動の詳細はあらためてご連絡する予定ですので、ご支援ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

中央大学法曹会 平成27年度・28年度事業報告



中央大学法曹会事務局長 松田 啓

平成27年度・平成28年度は、中央大学の大きな転換点となる重要な年度でした。

何よりも重要なのは、平成27年、大学から、創立130年を機に、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」が発表されたことがあります。

その基本方針は、①学部増設による総合大学としての魅力向上、②二大キャンパス体制の形成、③グローバル化の推進、④スポーツ振興事業とされています。この中で、法曹会が最も関心を寄せるのは、②の二大キャンパス体制の形成であり、ここには、2022年の完成を目標に、法学部と法科大学院を一体的に後楽園キャンパスに移転、配置することです。

法学部を都心に戻し、法科大学院と一体的な教育を行うことは、多くの法曹会員が望んでいたことだと思います。法曹会としても、中長期事業計画の実現には、協力していきたいと考えております。

ただ、現在のところ、まだ、容積率の緩和等、行政との調整中であり、完成予想図等計画内容が、発表されていないため、常任幹事・拡大幹事会、総会において、中長期事業計画は法学部の都心回帰が柱であることのアナウンスに止め、募金呼びかけ等、具体的な活動は始めておりません。

他方、最近のことですが、政府は、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017(案)」において、23区内は、原則として大学の定員増を抑制するとの方針を示しております。

以上、中長期事業計画は、始まったばかりですが、すでに、困難に直面しております。

法曹会としては、今後とも、さらに、中長期事業計画の実現に向けて協力していかなければならないと思います。

さて、前置が長くなりましたが、事業報告に移ります。

まず、常任幹事・幹事会については、平成27年度より、常任幹事・「拡大」幹事会と称し、従前は、幹事・常任幹事に案内をしていたのを、一般会員に

も参加を促し、それにともない、東京三会のみならず神奈川、千葉、埼玉の会員にも案内をするようになりました。その結果、数名ずつですが、神奈川、千葉、埼玉からの参加者も見られるようになりました。

ただ、残念ながら、参加人数の大幅な増加は、見られませんでした。参加人数の拡大は、今後も課題です。

また、平成28年11月には、臨時総会を開き、①代表者の名称変更、②幹事の定員変更、及び③関係諸団体交流委員会の名称変更を審議しました。②幹事の定員変更については、幹事の員数を1000名から2000名(このうち、東弁 250名から500名へ、一弁、二弁125名から250名へ)へ変更し、③関係諸団体交流委員会は、交流委員会へ、名称を変更しました。①代表者の名称変更については、臨時総会では結論が出ず、平成29年度の総会においても審議しましたが、幹事長のままでよい、変更するとしても会長とすべきだ等、会員それぞれの思いもありましたので、継続して検討することとなりました。

交流委員会は、毎回、参加者も多く、ことに若手の参加が目立ちました。また、これまで交流してきた中大技術士会、行政書士白門会、社会保険労務士白門会、司法書士白門会、中大会計人会に加え、平成28年度から、新たに、不動産鑑定士白門会との交流会も始まりました。

また、南甲倶楽部、体育会、国会白門支部の懇親会等にも出席し、連携を保っています。

大学問題委員会においては、中央大学の大きな問題の一つに財務があるとして、鈴木康洋元監事、根岸清一理事(当時)を講師として、勉強会を行いました。

ホームカミングデイでは、無料法律相談を行い、法科大学院生も、平成27年度は2名、平成28年度は3名参加しています。

また、司法試験の合格祝賀会は、大学と共催で行っていますが、これまで、法学部、法科大学院別々で行っていたものをあわせて、開催することとし、平

成27年は、182名、平成28年は、136名の合格者が出席し、盛大に開かれました。

大学、学員会の人事関係については、基本的に推薦する会員が、各役員等に就任し、坂巻國男先生が、山岸憲司先生に替わって評議員会議長に就任されました。

しかし、理事長については、再任されるものと思っていた深澤前理事長の体調不良による予定外の交代での準備不足もあって、候補者の推薦に至らず、また学員会長についても、候補者の推薦をしたものの

やはり準備不足もあり当選を果たせませんでした。

大学、学員会において、法曹会の果たすべき役割は、従前に増していることからすれば、人事においても、その役割を果たすことができるような配置をすべく、さらなる努力が必要だと思っております。

最後に、繰り返しになりますが、法学部の都心回帰のためには、法曹会の力が必要となりますので、今後とも、会員の皆様のご協力を宜しくお願いいたします。

中央大学法曹会 平成27年・28年度 事業・活動報告

自 平成27年6月1日
至 平成29年5月31日

平成27年	
5月22日	平成27年度定時総会
5月28日	国会白門 懇親会出席 (山崎幹事長出席)
6月22日	平成27年度 第1回執行部会
6月27日	社会保険労務士会白門会 懇親会出席 (山崎幹事長出席)
	学員体育会 懇親会出席(山崎幹事長出席)
6月28日	行政書士白門会学員会 支部昇格5周年記念講演会, 懇親会出席 (松田事務局長出席)
7月9日	平成27年度 第2回執行部会
7月17日	中央大学法曹会大阪支部総会出席 (山崎幹事長, 大澤副幹事長, 松田事務局長出席)
7月30日	平成27年度 第3回執行部会
8月5日	平成27年度 第1回常任幹事・拡大幹事会及び懇親会 中央大学法科大学院同窓会との 共催によるパネルディスカッション 「若き法曹の活動分野 ～今から始める就活戦略～」
9月16日	平成27年度 第4回執行部会
9月18日	評議員(法曹会推薦)勉強会

10月4日	中央大学比較法研究所 シンポジウム出席 (山崎幹事長, 松田事務局長出席)
10月15日	平成27年度 第5回執行部会
10月17日	中央大学学友会空手部 創部75周年記念祝賀会出席 (山崎幹事長, 松田事務局長出席)
10月25日	ホームカミングデイ (会員による無料法律相談を実施)
10月27日	司法試験合格祝賀会 (法学部, 法科大学院と共催)
	中央大学法曹会 奨学金給付制合格報告会 (山崎幹事長, 松田事務局長出席)
10月28日	法廷傍聴会
	平成27年度 第1回交流委員会
11月2日	平成27年度 第1回募金実行委員会
11月12日	平成27年度 第6回執行部会
11月21日	行政書士白門会学員会 支部昇格5周年記念講演会, 懇親会出席 (松田事務局長出席)

11月24日	平成27年度 第2回交流委員会
	平成27年度 第2回常任幹事会・拡大幹事会及び 懇親会 若手研修会 「キャリアを通じて 若手弁護士に伝えたいこと」
	11月25日 高村正彦衆議院議員35周年 記念パーティ出席 (山崎幹事長出席)
	11月26日 平成27年度 第1回若手会員活動委員会
12月5日	中央大学正法会創立80周年記念 祝典祝賀会出席 (山崎幹事長出席)
12月9日	平成27年度 第7回執行部会
12月12日	社会保険労務士会白門会 研修・忘年会 (山崎幹事長出席)
12月19日	中央大学学生会体育会 忘年懇親会 (山崎幹事長出席)
平 成 2 8 年	
1月13日	平成27年度 第3回交流委員会
1月20日	平成27年度 第8回執行部会
1月23日	法学部法曹関連科目担当者合同懇親会 (山崎幹事長出席)
1月26日	平成27年度 第3回常任幹事会・拡大幹事会及び 叙勲受章者祝賀・新入会員歓迎懇親会 パネルディスカッション 「ここが危ない弁護士業務」
	南甲倶楽部新年賀詞交換会出席 (大澤副幹事長出席)
2月15日	技術士白門会との交流会
2月18日	平成27年度 第9回執行部会
2月24日	行政書士白門会との交流会
3月2日	第1回人事委員会
	社会保険労務士白門会との交流会
3月16日	第1回会則検討委員会
	中央大学学生奨励賞合同授与式出席 (山崎幹事長出席)
	司法書士白門会との交流会
3月17日	平成27年度 第10回執行部会

3月18日	中央大学体育会総合祝勝会 (山崎幹事長出席)
	第2回人事委員会
3月26日	中央大学専門職大学院修了式出席 (山崎幹事長出席)
	体育連盟スケート部アイスホッケー部 3冠達成祝賀会出席 (山崎幹事長出席)
3月28日	第3回人事委員会
4月3日	法科大学院入学式 (山崎幹事長出席)
4月6日	平成28年度 第1回交流委員会
4月20日	東京白門ライオンズクラブ例会 (山崎幹事長出席)
4月21日	平成27年度 第11回執行部会
5月12日	平成27年度 第12回執行部会
5月17日	学生会国会白門支部総会・懇親会 (山崎幹事長出席)
5月19日	南甲倶楽部総会・懇親会 (山崎幹事長出席)
5月21日	学生会協議委員会 (山崎幹事長出席)
5月23日	叙勲受章者祝賀・栄進者披露懇親会
	平成27年度 第4回常任幹事・拡大幹事会、 平成28年度 定時総会講演 「地方自治体における弁護士の役割」 (司会) 伊達俊二弁護士 (講師) 柳井幸弁護士、 齋藤亜紗美弁護士
5月25日	学研連委員会 (山崎幹事長出席)
5月28日	中央大学評議員会
	中央大学技術士会講演会・懇親会 (松田事務局長出席)
6月4日	中央大学法曹九州・山口大会 (大澤副幹事長・松田事務局長出席)
6月7日	平成28年度 第2回交流委員会
6月17日	学生会体育会総会懇親会 (山崎幹事長・松田事務局長出席)
6月19日	行政書士白門会講演会・懇親会 (山崎幹事長出席)
6月25日	社会保険労務士会白門会・定時総会・ 研修・講演会・懇親会 (山崎幹事長出席)

6月28日	平成28年度 第1回執行部会
7月7日	第1回大学問題委員会 公認会計士白門会懇親会 (山崎幹事長出席)
7月9日	藤本幹子先生の受賞を祝う会 (山崎幹事長出席)
7月13日	学研連委員会 (山崎幹事長出席)
7月19日	法曹会大阪支部総会・懇親会 (山崎幹事長・大澤副幹事長・松田事務局長出席)
7月21日	第2回執行部会
7月22日	歴代幹事長会議
7月26日	平成28年度 第3回交流委員会
8月3日	平成28年度 第1回常任幹事・ 拡大幹事会 中央大学法科大学院同窓会との共催企画 「若き法曹の活動分野～今から始める就 活戦略～」 (司 会) 亀井俊裕弁護士 (65期) (パネラー) 永野亮弁護士 (65期) 周藤崇久裁判官 (66期) 安重洋介弁護士 (63期) 花見花澄検事 (64期) 小松淳一弁護士 (63期)
9月7日	第2回大学問題委員会 平成28年度 第4回交流委員会
9月14日	中央大学会計人会との交流会 講演会「相続分野における民法改正」 (講師) 小峯健介弁護士
9月15日	第3回執行部会
10月1日	中央大学オリンピック・パラリンピック 報告祝賀懇親会 (山崎幹事長、松田事務局長出席)
10月2日	第4回執行部会
10月23日	ホームカミングデイ 無料法律相談会
10月25日	司法試験合格祝賀会 (大学と共催)
10月28日	港白門会学術講演会・懇親会 (山崎幹事長出席)
10月31日	平成28年度 第5回交流委員会
11月5日	レスリング部創立70周年記念式典 (山崎幹事長出席)

11月12日	瑞法会創立80周年記念式典 (山崎幹事長出席)
11月17日	第5回執行部会
11月22日	平成28年度臨時総会、第2回常任幹事・ 拡大幹事会 講演「弁護士任官者から見た民事弁護」 (講師) 水野邦夫弁護士 (元東京高裁部総括判事)
11月24日	行政書士白門会との交流会 グループディスカッション
12月7日	中央大学技術士会との交流会 講演会「私が経験した問題解決方法 (PL 案件・公共事業・交通事故) (講師) 國島旭技術士
12月8日	平成28年度 第6回交流委員会
12月9日	第3回大学問題委員会
12月10日	社会保険労務士白門会「研修・望年会」 (山崎幹事長出席)
12月16日	学員体育会忘年会 (山崎幹事長出席)
12月21日	第6回執行部会
12月27日	川勝勝則会員の出版を祝う会 (山崎幹事長出席)
平 成 2 9 年	
1月17日	第7回執行部会
1月21日	法学部法曹関連科目担当者合同懇親会 (山崎幹事長出席)
1月24日	第3回常任幹事会・拡大幹事会、 叙勲受章者祝賀、新入会員歓迎懇親会 パネルディスカッション 「ここが危ない弁護士業務」 (司 会) 山川典孝弁護士 (パネラー) 長谷川正太郎弁護士 山岡篤実弁護士 (コメンテーター) 山崎司平弁護士
1月31日	第4回大学問題委員会
2月2日	平成28年度 第7回交流委員会

2月9日	社会保険労務士白門会との交流会 講演会 「弁護士と協働した労働事件等の 3事例」 (講師) 植本剛社会保険労務士 「東京都労働委員会」 (講師) 平沢郁子弁護士 「社会保険労務士の方からよく質問され る最新判例」 (講師) 加藤由美弁護士
2月15日	第8回執行部会
3月14日	第1回人事委員会
3月15日	第9回執行部会
3月16日	学員会幹事会
3月17日	法曹会賞授与式 (山崎幹事長出席)
3月18日	評議員会
3月23日	学員体育会総合祝賀会 (山崎幹事長, 松田事務局長出席)
3月26日	法科大学院修了式 (山崎幹事長, 松田事務局長出席)
4月3日	司法書士白門会との交流会 講演会 「成年後見についての司法書士会の組織 的な取り組み」 (講師) 松井秀樹司法書士 (リーガルサポート 成年後見センター前理事長)
4月4日	法科大学院入学式 (山崎幹事長, 松田事務局長出席)
4月9日	日本比較法研究所 「日独弁護士職業法シンポジウム」 (山崎幹事長出席)
4月10日	理事選考委員会, 議長・副議長選考委員会
4月11日	不動産鑑定士白門会との交流会 グループディスカッション 第2回人事委員会 選任評議員候補者推薦委員会
4月12日	第10回執行部会
4月13日	学員会幹事会
4月17日	第3回人事委員会
4月27日	第4回人事委員会

4月28日	理事選考委員会, 選任評議員選考委員会
5月1日	議長・副議長選考委員会
5月8日	理事選考委員会
5月10日	第11回執行部会
5月12日	学員会全国支部長会議
5月13日	定時協議委員会及び定時学員総会 中央大学法曹九州・山口大会 (大澤副幹事長・松田事務局長出席)
5月15日	理事選考委員会
5月17日	南甲倶楽部総会・懇親会 (山崎幹事長出席)

中央大学学員会会則

(名 称)

第1条 本会は、中央大学学員会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、学員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 奨学援助及び学術研究に対する助成
- 二 各種研究会、講演会及び見学会の開催
- 三 父母連絡会との交流
- 四 学生との交流
- 五 会報の発行
- 六 学員名簿の編纂
- 七 その他必要と認める事業

(会 員)

第4条 本会の会員は、学校法人中央大学基本規定（寄附行為）に定める学員とする。

2 会員は、一定の会費を納入するものとする。

(本部及び支部)

第5条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台3丁目11番地に置く。

2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設置することができる。

3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。

4 支部長は、支部の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|--------------|
| 一 会 長 | 1人 |
| 二 副 会 長 | 7人以上10人以内 |
| 三 常任幹事 | 20人以上25人以内 |
| 四 幹 事 | 80人以上100人以内 |
| 五 会計監事 | 4人又は5人 |
| 六 協 議 員 | 700人以上800人以内 |

2 会長及び副会長は、その在任中常任幹事及び幹事の地位につき、前項に定める数の制限を受けない。

3 会長、副会長、幹事、会計監事及び支部長は、その在任中協議員は地位につき、第1項に定める数の制限を受けない。

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、幹事及び会計監事は、協議

員会において選任する。

2 協議員は、総会において選任する。

3 前2項の選任方法は、協議員会及び総会において定める。

4 常任幹事は、幹事の互選による。

(役員任期)

第8条 役員の任期は、3年とする。

2 補欠又は補充によって選任された役員の任期は、現任役員の残任期間とする。

(役員職務権限)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。

3 常任幹事、幹事及び協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会及び協議員会において、おのおの所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査する。

5 会計監事は、常任幹事会及び幹事会に出席して、意見を述べるができる。

(名誉会長)

第10条 本会に名誉会長1人を置くことができる。

2 名誉会長は、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。

3 名誉会長は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

(名誉顧問)

第11条 本会に名誉顧問を置くことができる。

2 名誉顧問は、学校法人中央大学理事長、学校法人中央大学総長及び中央大学学長に在任する者について、会長が委嘱する。

3 名誉顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

(顧 問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長及び副会長に在任した者について、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。

3 顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

4 顧問は、特別の事情があるときを除き、終身在任する。

5 顧問は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

(参 与)

第13条 本会に参与を置くことができる。

2 参与は、特に本会の発展に苦勞があったと認められる者のうちから、幹事会の議を経て、会長が委嘱する。

3 参与は、重要な会務について、会長に対して意見を述べることができる。

4 参与の就任年齢は60歳以上とし、任期は6年とする。

ただし、特別の事情があるときは、さらに参与を委嘱することができる。この場合の任期は6年とする。

5 参与は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

(総 会)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年5月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 総会の招集は、開催日の2週間前までに学員に周知させる方法により行う。

5 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各1人により行う。

6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項について審議する。

(協議員会)

第15条 協議員会は、定時協議員会及び臨時協議員会とする。

2 定時協議員会は、毎年5月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時協議員会は、会長が必要と認めたとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 協議員100人以上が、連署をもって会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は、遅滞なく招集しなければならない。

5 前3項の招集は、開催日の2週間前までに通知を行う。

6 協議員会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各1人により行う。

7 協議員会は、次の事項を審議する。

- 一 会長、副会長、幹事及び会計監事の選任
- 二 事業計画、事業報告、予算及び決算の承認
- 三 会則の改正、規程の制定及び改廃
- 四 名誉会長及び顧問の推戴
- 五 その他本会の重要な事項

8 協議員会は、協議員の4分の1以上の出席がなければ、議事を聞き、議決することができない。

9 協議員会の議事は、特別の定めがあるときを除き、出席協議員の過半数で決し、可否同数のとき

は議長の決するところによる。

10 協議員は、書面により出席協議員に委任して、その権限を行使することができる。

(会長・副会長会議)

第16条 会長・副会長会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長・副会長会議は、会長が議長となり、第3条に規定する事業その他本会の事業の執行について協議決定する。

(幹 事 会)

第17条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会は、会長が議長となり、学員の推薦、規則及び細則の制定又は改廃その他本会の運営上必要な事項を審議する。

(常任幹事会)

第18条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項について調査・研究し、意見を具申する。

(委 員 会)

第19条 本会は、必要に応じて幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)

第20条 第3条第1号に定める事業を行うため、財団法人白門奨学会を設置する。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)

第21条 本会は、別に定める規程により、協議員会の議を経て、学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(本会の経費)

第22条 本会の経費は、学員会会費収入(以下「会費」という。)、寄附金、事業収入、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会 費)

第23条 会費は、3万円とし、第4条により学員となったときに全額を納入するものとする。

2 学生は、学員となることを前提として、予へ会費を預託することができる。

3 会費の納入及び預託に関する規程は、別に定める。

(寄 附 金)

第24条 寄附金は、特に指定されたもののほか、これを基本金に繰入れ、寄附者の氏名は、本会記録に記して、長くその厚意を彰する。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計処理)

第26条 本会の会計処理については、別に定める中央大学学会経理規程による。

(本部事務局)

第27条 本会に中央大学学会本部事務局(以下「本部事務局」という。)を置く。

2 本部事務局に局長を置き、局長は、その在任中、常任幹事、幹事及び協議員の地位につき、第6条第1項及び第2項に定める数の制限を受けない。

3 本部事務局に関する規程は、別に定める。

(会則の改正)

第28条 この会則の改正は、協議員会において、出席協議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

附 則

(改正会則の発効)

1 この会則は、協議員会において議決されたときから効力を生ずる。

(旧役員の任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでのおおその職務を行う。

(この会則により選任された役員の任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事及び会計監事の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和61年5月31日までとする。

4 この会則により、最初の選任された協議員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和61年6月30日までとする。

(参与の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第11条第3項により委嘱されたものとみなす。

(旧会則による会費完納者の取扱い)

6 昭和58年3月31日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第20条に定める会費を完納したものとみなす。

(旧会則による分割納入者の取扱い)

7 旧会則第19条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第20条の規定にかかわらず、2万円とする。ただし、昭和58年12月31日までにその残額を完納しなければならない。

(昭和58年度の会計年度)

8 昭和58年度の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、昭和58年1月1日から昭和59年3月31日までとする。

(昭和58年3月12日施行)

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成2年5月25日から施行する。

(経過措置)

2 この会則施行の際、現に在任する会長、副会長、常任幹事、幹事、会計監事及び協議員は、その在任中、それぞれこの会則により選任されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成6年5月14日から施行する。

(経過措置)

2 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第13条第4項の規定にかかわらず、終身在任するものとする。

中央大学法曹会会則

(制定昭44・5・17, 改正昭55・5・27, 平成2・5・16, 平3・5・23, 平10・5・14, 平11・5・13, 平13・5・15, 平28・11・23)

第1条 本会は、中央大学法曹会と称し、中央大学
 学会会の支部とする。

2 本会は、本部事務所を東京都内に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかり、学校法
 人中央大学(以下「中央大学」という。)の興隆と司
 法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与するこ
 とを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次
 の事業を行う。

一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申
 すること

二 会報及び会員名簿の発行

三 研究会、講演会及び座談会の開催

四 その他必要と認める事業

第4条 本会に、次の二種の会員を置く。

一 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の
 法律学を教授している講師以上の者。

二 準会員 中央大学の学員である司法修習生及
 び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目
 的に賛同して入会した者。

2 本会の会員として入会しようとする者は、常任
 幹事会の承認を得なければならない。

第4条の2 会員は、幹事長に届け出て、退会する
 ことができる。

2 会員が、次の各号の一に該当するときは、幹事
 会の議決によりこれを退会させることができる。

一 法曹の品位を失うべき非行があったとき

二 本会の秩序をみだしたとき

第5条 本会に、次の役員を置く。

一 幹事長 1名

二 副幹事長 13名

三 常任幹事 100名以内

四 幹事 2000名以内

五 会計監事 3名以内

第6条 幹事及び会計監事は、総会において選任す
 る。但し、幹事は別に定める規程により選出した
 候補者の中から選任する。

2 幹事長、副幹事長及び常任幹事は、いずれも幹
 事の互選による。

但し、副幹事長8名は、支部が選出した候補者
 のの中から選任する。

第7条 役員の任期は、2年とする。但し再選を妨
 げない。

2 補欠、補充又は増員によって選任された役員の

任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 本会に、顧問及び参与を置く。

2 顧問及び参与は、総会の議を経て幹事長が委嘱
 する。

3 顧問及び参与は、本会の管理運営につき幹事長
 の諮問に応ずるほか、幹事会及び常任幹事会に出
 席し、意見を述べることができる。

第9条 幹事長は、本会を代表し会務を掌理し、中
 央大学学会会の支部長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あ
 るときは予め定めた順序によりその職務を代行す
 る。

3 幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任
 幹事会を構成し、所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査し、常任幹事会
 及び幹事会に出席し、意見を述べるができる。

第10条 総会は、定時と臨時とに分ち、定時総会は、
 毎年5月中に幹事長が招集する。

2 幹事長が必要と認めたときは、臨時総会を招集
 することができる。

3 幹事長は、100名以上の会員が別に定める規程
 により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招
 集を請求したときは、遅滞なく、招集しなければならない。

4 総会の議事は、その都度選任された議長及び副
 議長各1名により行う。

5 議長は、幹事長より提案する議事を総会の審議
 に付する。

6 副議長は、議長を補佐する。

7 総会の議事は、出席会員の過半数によって決す
 る。

第11条 幹事会は、年2回以上幹事長の招集により
 これを開く。

2 幹事長は、幹事15名以上の連署による請求を
 受けたときは、遅滞なく、幹事会を招集しなければ
 ならない。

3 幹事会は、幹事長が議長となり、本会の運営上
 重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監
 事、評議員その他の役職員並びに中央大学学会会
 の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。

第12条 常任幹事会は、幹事長、副幹事長、常任
 幹事をもって組織し、年4回以上幹事長の招集に
 よりこれを開く。

2 幹事長は、常任幹事5名以上の連署による請求

を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

3 常任幹事会は、幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を議決する。

第13条 本会は、必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第13条の2 本会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもって定める。

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会員は、別に定める会費規則により、会費を納入しなければならない。

3 既納の会費は、返還しないものとする。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第16条 本会則は、総会において、出席会員の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

第17条 本会は、別に定める支部規程に基づき、支部を設置することができる。

2 前項の支部の設置は、幹事会の議を経て、幹事長が承認する。

3 支部長は、支部の推薦に基づき、幹事長が委嘱する。

4 支部長は、第6条第2項但書で選出された本会の副幹事長を兼務する。

5 支部に入会した正会員又は準会員は、会則第4条第2項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

第18条 定時支部長会議は、幹事長、副幹事長、支部長をもって組織し、年1回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長が必要と認めたときは、臨時支部長会議を招集することができる。

3 幹事長は、支部長3名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく臨時支部長会議を招集しなければならない。

4 支部長会議は、幹事長が議長となり、支部に関連する重要事項等を議決する。

附 則

この会則は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

第1条第2項及び第13条の2の改正規定は、平成

2年5月16日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成3年5月23日から施行する。

附 則

第4条第1項、第4条の2、第5条第3号、同第4号、第14条の改正規定は、平成10年5月14日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成11年5月13日から施行する。

附 則

第5条第2号、第6条第2項但書、第17条第4項並びに第5項の改正規定、第18条の新設規定は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成28年11月23日から施行する。

会員の請求による臨時総会招集規程

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則第10条第3項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 100名以上の会員が、会則第10条第3項により臨時総会の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第3条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第4条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則第6条第1項による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 幹事候補者は、左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。

一 東京弁護士会所属会員中より 500名以内

二 第一東京弁護士会所属会員中より 250名以内

三 第二東京弁護士会所属会員中より 250名以内

四 都内各裁判所所属会員

(判事出身の公証人を含む)中より 40名以内

五 都内各検察庁所属会員

- (検事出身の公証人を含む)中より 40名以内
- 六 その他の正会員または
準会員の中より 20名以内
- 七 左記の各支部(分会を含む)
所属会員中より 400名以内
- 1 関 東 支部(仮称) 若干名
 - 2 関西(近畿) 支部(仮称) 若干名
 - 3 中 部 支部(仮称) 若干名
 - 4 中 国 支部(仮称) 若干名
 - 5 九 州 支部(仮称) 若干名
 - 6 東 北 支部(仮称) 若干名
 - 7 北 海 道 支部(仮称) 若干名
 - 8 四 国 支部(仮称) 若干名

第3条 削除(昭和55年6月1日施行)

第4条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第5条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

第2条各号の改正規程は、平成10年5月14日から施行する。

附 則

第2条第7号の新設規程は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

第2条一乃至三の改正規定は、平成28年11月23日から施行する。

中央大学法曹会事務局規則

第1条 中央大学法曹会事務局(以下「事務局」という。)に次の職員を置く。

- 一 事務局長 1名
- 二 事務局次長 若干名

第2条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経て、幹事長がこれを任免する。

第3条 事務局長は、幹事長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当事務について事務局長を補佐する。

第4条 幹事長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び事務処理に関する細則を定めることができる。

第5条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、平成2年5月16日から施行する。

中央大学法曹会会費規則

(趣 旨)

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則(以下「本会会則」という)第14条第2項に基づき、会費の納入について定める。

(会 費)

第2条

一 都内所属会員の会費は、年額金3,000円とする。

但、入会後1年目の都内所属会員の会費は無料とする。

二 各支部は、所属会員から徴収する会費のうち、会員1名につき年額2,500円を本会の会費とする。

三 役員(本会会則第5条記載の者)は、年額金10,000円を負担する。

但、入会後10年未満の役員の会費は年額金5,000円とする。

(納入の時期・方法)

第3条 会費の納入の時期並びに方法は、幹事長の定めるところによる。

(改 正)

第4条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、平成9年12月4日から施行する。

附 則

第2条の改正規則は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

第2条の改正規則は、平成19年5月11日から施行する。

中央大学法曹会支部規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、中央大学法曹会(以下「本会」という。)会則(以下「会則」という。)第17条第1項に基づき、本会の支部の設置について定める。

(支部の設置)

第2条 本会の幹事会の承認を経て、一定の地域毎に支部を設置することができる。

(会 員)

第3条 支部は、当該地域内に住所又は勤務場所を有する左記の会員をもって組織し、支部に入会した会員は、会則第4条第2項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

1 正会員 中央大学学员である法曹又は大学の法律講義を担当している講師以上の者。

2 準会員 中央大学の学员である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に

賛同して入会した者。

(支部長)

第4条 支部長は、所属各支部の推薦に基づき幹事長が委嘱する。

2 支部長は、幹事長にその支部の役員の氏名を届ける。

(会費)

第5条

一 支部の会費は、会費規則第2条第1項但書に基づき支部において定める。

二 支部は前項に基づき定めた会費を、支部所属会員から徴収したうえ、その徴収した会費のうち、幹事長と協議して決定した一定額を本部に一括して送金するものとする。

三 前項にかかわらず、支部は会費規則第3条第3項に基づき、会費徴収業務を本部に委任することができる。その場合、幹事長と支部長協議の上、当該支部会員が本部へ納入した金員のうち支部に送金する額を定める。

(会則等の準用)

第6条 支部の総会、役員、委員会及び会計については、本会会則及び各規則、規程等を準用する。

(改正)

第7条 この規程は、幹事会の承認を経て改正することができる。

附則

この規程は、平成13年5月15日から施行する。

附則

平成16年11月25日幹事会において改正した部分については、平成17年1月1日から施行する。

2 旧第7条に基づいて既に設置されている府県単位の分会については、それを支部とみなす。

毎年度司法試験合格者に対する記念品贈呈等の内規

(目的)

第1条 この内規は、中央大学法曹会（以下「本会」という。）が、次の各号のいずれかに該当する者に対し、記念品を贈呈することにより、その榮譽を讃え、中央大学法曹として後進の指導等の中央大学の新たな発展に関する寄与を促すことを目的とする。

一 中央大学在学学生及び卒業生であって、施行年度に司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号。以下「新法」という。）附則第7条第1項の規定により行われる司法試験（以下「旧司法試験」という。）に合格した者

二 中央大学法科大学院の課程を修了し、施行年

度に新法の規定による司法試験（以下「新司法試験」という。）又は旧司法試験に合格した者

三 中央大学卒業生であって、他の法科大学院の課程を修了し、施行年度に新司法試験に合格した者

(贈呈方法)

第2条 本会は、大学又は学員会その他から合格者の氏名が公示された後、合格者に前条の記念品を贈呈する。

(費用)

第3条 本会は、毎年はじめ贈呈が予想される人数分の記念品代金を予算として計上しておくものとする。

附則

この内規は、平成10年5月から施行する。

附則

この改正規定は、平成19年10月9日における執行部会の承認を得、同年11月22日における幹事会への報告を経て、同年11月22日から施行する。

中央大学法曹会賞授与に関する内規

(目的)

第1条 中央大学法曹会（以下「本会」という。）は、一世紀を越える母校の歴史と伝統を受継ぎ、これに続こうとする後輩の直向きな研鑽の足跡を讃え、母校の新たな発展を願い、ここに中央大学法曹会賞を創設する。

(表彰方法)

第2条 本会は、中央大学（以下「大学」という。）が毎年3月に施行する卒業式において、学業成績の優秀なる卒業生または文化活動に顕著な功績を上げた卒業生に対して、副賞として記念品を添えて「中央大学法曹会賞」を授与する。

(選考方法)

第3条 大学及び本会執行部等から構成された法曹会賞選考委員会は、大学の推薦する受賞候補者の中から受賞者を決定する。

(表彰内容)

第4条 第2条の法曹会賞表彰状の内容及び副賞として贈呈する記念品については、前条の法曹会賞選考委員会において決定する。

(施行)

第5条 本内規は、平成11年3月の卒業式から施行する。

中央大学法曹会慶弔規程

平成15年3月4日 会則検討委員会承認

平成15年5月15日 定時総会承認予定

第1条 この規程は、中央大学法曹会の役員及び会員等の慶弔について、その取り扱いを定める。

第2条 顧問、参与、幹事長、副幹事長及びその経験者の死去の際は、生花又は花環1個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第3条 会員たる学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員及びその経験者の死去の際は、生花又は花環1個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員又は会員以外の役員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第4条 幹事長は、前2条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、前2条に準じ弔慰を表すことができる。

第5条 会員が受勲し又は栄進したときは、祝電を贈ることができる。

第6条 会員が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任したときは、祝電を贈ることができる。

2 会員以外の者が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任した際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第7条 幹事長は、前2条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、祝電を贈ることができる。

附 則

この規程は、平成15年5月16日から施行する。

中央大学法曹会奨学金規程

(趣 旨)

第1条 中央大学法科大学院（以下「本大学院」という。）は、中央大学法曹会の篤志を尊重し、本大学院に在学する学生の勉学並びに研究活動を支援し、将来法曹として活躍が期待される人材の育成に資するための給付奨学金制度（以下「奨学金制度」という。）を設ける。

2 前項の奨学金の給付を受ける者を法曹会給付奨学生という。

(基金の設定)

第2条 奨学金制度に要する資金を確保するために、別に定めるところにより、中央大学法曹会奨学基金を設定する。

(制度の細目)

第3条 奨学金制度に関する細目は、本大学院教授会の議を経て、法務研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。
(規程第2283号)

中央大学法曹会奨学基金規程

(基金の設定)

第1条 学校法人中央大学は、中央大学法曹会奨学金規程（以下「奨学金規程」という。）第2条に基づき、中央大学法曹会奨学基金（以下「基金」という。）を設定する。

(基金の使途)

第2条 基金から生ずる果実は、奨学金規程に定める奨学金に充てる。

2 奨学金規程に定める奨学金に充てるため必要がある場合には、予算で定めて基金の一部を取り崩すことができる。

(追加的組入れ)

第3条 この基金の趣旨に賛同する寄付金があったときは、基金に組み入れる。

(基金の管理)

第4条 基金は、最も安全かつ有利な運用を図るものとし、経理部資金課が管理する。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。
(規程第2284号)

中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、中央大学法曹会奨学金規程第3条に基づき、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関して必要な事項を定める。

(給付の対象者)

第2条 中央大学法曹会奨学金（以下「本奨学金」という。）は、法曹として将来活躍が期待される中央大学大学院法務研究科（以下「法務研究科」という。）に在籍する学生に対して給付する。

2 本奨学金以外の奨学金の給付又は貸与を受けている者であっても、本奨学金の給付を受けることができる。

(給付の人数及び額)

第3条 本奨学金の給付を受ける者（以下「本奨学生」という。）の人数及び給付の額は、法務研究科奨学委員会（以下「奨学委員会」）の議を経て、法務研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）が決定する。

(給付の方法及び時期)

第4条 本奨学金は、本奨学生に対し一括して給付する。

2 本奨学金を給付する時期は、奨学委員会が決定する。

(奨学生の募集)

第5条 本奨学金の募集については、別に定める。

(選考手続及び選考基準)

第6条 奨学委員会は、次の各号の事由に該当する者を本奨学生候補者として選考し、研究科教授会に推選する。

一 成績が優秀であること

二 将来法曹として活躍が期待できること

2 本奨学生候補者の選考手続については、別に定める。

(奨学生の決定)

第7条 研究科教授会は、奨学委員会から本奨学生候補者の推薦を受け、本奨学生を決定する。

(奨学生の義務)

第8条 本奨学生は、所定書式により給付された奨学金での活動成果・結果を奨学委員会に報告しなければならない。

(異動届)

第9条 本奨学生は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、法務研究科長に対し速やかにその旨を届け出なければならない。

一 本奨学生本人又は保証人の氏名、住所等に変更があったとき

二 休学又は退学したとき

三 停学又は退学の処分を受けたとき

(奨学金給付の辞退)

第10条 本奨学生は、本奨学金の給付を辞退することができる。

2 本奨学生が前項により本奨学金の給付を辞退する場合には、奨学委員会が指定する書式により辞退届を法務研究科長に提出しなければならない。

3 法務研究科長は、奨学委員会に対し、前項による辞退届を受理したことを速やかに報告しなければならない。本奨学生が前項により本奨学金の給付を辞退する場合には、奨学委員会が指定する書式により辞退届を法務研究科長に提出しなければならない。

(奨学生の資格喪失及びその後の処置)

第11条 本奨学生は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、本奨学生の資格を喪失する(以下、本奨学生の資格を喪失した者を「資格喪失者」という。))。

一 本奨学金の給付を受けた事由以外の理由で休学したとき

二 退学したとき

三 停学又は退学の処分を受けたとき

四 除籍となったとき

五 最終学年にある学生にあつては、本奨学金の給付を受けた年度に修了することができなかったとき

六 前条第2項による辞退願が受理されたとき

七 その他、奨学委員会が本奨学生としてふさわしくないと判断したとき

2 前項による資格の喪失は、奨学委員会の議を経て、研究科教授会が決定する。

3 法務研究科長は、前項の決定を受け、その資格喪失者に対し本奨学生の資格を喪失したことを通知する。

4 本奨学金の給付を受ける前に第2項による本奨学生の資格喪失の決定があつたときは、その資格喪失者に対する本奨学金の給付を中止する。

5 本奨学金相当額の返還に関する事項については、別に定める。

(事務所管)

第12条 この細則に関する事務は、中央大学専門職大学院事務部法科大学院事務課が所管する。

(施行についての取扱基準)

第13条 この細則に特別の定めがあるものを除くほか、この細則の実施に必要な取扱基準は別に定める。

附 則

この細則は、2008年11月19日から施行する。

中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する取扱基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する細則(以下「細則」という。)第5条、第6条第2項、第11条第5項及び第13条に基づき、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する取扱基準について必要な事項を定める。

(募集の方法)

第2条 細則5条に基づく募集方法、出願資格、時期、応募に必要な提出書類に関しては、奨学委員会がその都度定める。

(選考手続及び選考基準)

第3条 奨学委員会は、細則第6条第1項により本奨学生候補者の選考にあたり、本奨学生の募集に応じた者(以下「応募者」という。)につき、応募に必要な提出書類等に基づき審査を行う。ただし、審査にあたっては、必要に応じ面接を行うことを妨げない。

(奨学生の決定)

第4条 法務研究科長は、細則第7条による研究科教授会の決定を受けて、その結果を本奨学金の応

募者に通知しなければならない。

- 2 前項に基づき本奨学生とする旨の通知を受けた者は、奨学委員会が指定する書式により誓約書を提出しなければならない。

(資格喪失者に対する給付金相当額の返還)

第5条 本奨学金の給付を受けた後に細則第11条2項による本奨学生の資格を喪失した者は、給付を受けた本奨学金相当額を一括して返還しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、研究科教授会が、やむを得ない事由があると認めるときは、奨学委員会の議を経て、資格喪失者に対し給付を受けた本奨学金

相当額の返還を免除することができる。

- 3 返還は、資格を喪失した日から起算して1ヵ月以内に行わなければならない。ただし、相当の理由がある場合は、その返還を猶予し又は返還時期を延長することができる。

4 法科大学院事務課は、返還期日以降における未納者に対して督促を行う。

- 5 前項の督促にも関わらず未納者からの返還がない場合は、法科大学院事務課が、保証人に対して督促を行う。

附 則

この基準は、2008年11月19日から施行する。

中央大学法曹会人事委員会規則

(設置)

第1条 本会に、人事委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、本会幹事長の諮問に基づいて本会が学校法人中央大学、中央大学学員会、その他に推薦する候補者の人選を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、次の者で構成する。

- | | |
|----------------|----|
| 1 東京弁護士会ブロック | 4名 |
| 2 第一東京弁護士会ブロック | 2名 |
| 3 第二東京弁護士会ブロック | 2名 |
| 6 裁判所、公証人ブロック | 1名 |
| 7 検察庁、公証人ブロック | 1名 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再選を

妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 本委員会は、委員長1名を置く、必要に応じ副委員長若干名を置くことができる。

委員長及び副委員長は、委員で互選する。

委員長は、会議を招集し、議長となる。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長に代わる。

(会議)

第6条 本委員会は、第2条の目的を達成するため随時招集し、審議答申する。

(幹事長等の出席)

第7条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長および事務局の出席を求め意見を聴くことができる。

付 則

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

中央大学法曹会法職教育検討委員会規則

(設置)

第1条 本会に、法職教育検討委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(委員会の目的)

第2条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会及び中央大学司法特設講座運営委員会の各事業、その他、法職を目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査、検討及び協力することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、次の者で構成する。

- | | |
|---------------------------------|------|
| 1 中央大学法曹会推薦の
中央大学法職講座運営委員会委員 | 2名以内 |
| 2 中央大学法曹会推薦の
中央大学司法特設講座担当講師 | 6名以内 |
| 3 東京弁護士会ブロック | 8名以内 |
| 4 第一東京弁護士会ブロック | 4名以内 |
| 5 第二東京弁護士会ブロック | 4名以内 |

6, 裁判所ブロック 2名以内

7, 検察庁 2名以内

(委員長、副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長若干名を置く。

2 委員長及び副委員長は、前条に定める委員のうち、同条第1号及び第2号の各委員を除いた委員で互選する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、1年毎に半数を改選する。ただし、再選を妨げない。

2 委員は、任期満了後も、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(委員会)

第6条 委員会は、定例会と臨時会とし、委員長が招集する。

附 則

この規定は、平成6年12月9日から施行する。

中央大学法曹会大学問題委員会規則

(設 置)

第1条 本会に、大学問題委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、幹事長の諮問により、中央大学法曹会会則第3条第1号に定める事項を審議し、回答することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、次の者で構成する。

- | | |
|-----------------------------|-------|
| 1 中央大学法曹会選出の
学校法人中央大学評議員 | 若干名 |
| 2 東京弁護士会ブロック | 24名以内 |
| 3 第一東京弁護士会ブロック | 11名以内 |
| 4 第二東京弁護士会ブロック | 11名以内 |
| 5 裁判所ブロック | 2名以内 |
| 6 検察庁、公証人ブロック | 2名以内 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を

妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 委員長は、会議を主催し、副委員長は、補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。委員長は、委員の互選により選出する。副委員長は、委員長の指名により選出する。

(委 員 会)

第6条 本委員会の開催は、定例会と臨時会とし、委員長がこれを招集する。ただし、委員長は、10名以上の委員から開催請求があったときは、遅滞なく委員会を招集しなければならない。

(事 務 局)

第7条 本委員会に、事務局担当者を置き、委員会の設営、並びに議事録の作成等の事務を掌る。本委員会の事務局担当者は、中央大学法曹会事務局長が指名する。

付 則

この規則は、平成6年3月23日から施行する。

中央大学法曹会会則検討委員会規則

(設 置)

第1条 本会に、会則検討委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、幹事長の諮問により、本会の会則、規則、規程、細則等に関する事項を審議し、答申することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会の委員は、10人とし、中央大学法曹会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 本委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長各1名を選出する。

委員長は、会議を主催し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(細 則)

第6条 委員会の運営に関し、この規則に定めない事項については委員会で定めることができる。

付 則

本規則は、平成6年3月23日から施行する。

中央大学法曹会広報委員会規則

(設置)

第1条 本会に、広報委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、本会の会報・ニュース等を編集・発行し、本会員らに配布し、その他本会の広報活動を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会の委員は、15名以内とし、本会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第5条 本委員会は、委員の互選により委員長1名、

副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(事務局)

第6条 本委員会は、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局員若干名を置く。

3 事務局員は、委員長が委嘱する。

付 則

本規則は、平成12年5月12日から施行する。

(経過措置)

本規則制定以前からの委員の任期は、第4条の定めにかかわらず、平成13年の本会幹事会において新委員が選任される日までとする。

中央大学法曹会進路指導対策委員会規則

(設置)

第1条 中央大学法曹会(以下「本会」という。)に進路指導対策委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、学校法人中央大学及び中央大学学会と連繋して、新・旧司法試験合格者の進路指導対策に取り組み、以て本会の組織拡充を図ることを目的とする。

(指導対象者)

第3条 前条の進路指導対象者は下記の者とする。

- 1 中央大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者
- 2 中央大学出身の旧司法試験合格者
- 3 中央大学出身で他大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者

(本委員会の構成)

第4条 本委員会の委員は、100名以内とし、本会幹事会において選任する。

2 本委員会は、次の者で構成する。

- | | |
|----------------|-------|
| 1 東京弁護士会ブロック | 30名以内 |
| 2 第一東京弁護士会ブロック | 16名以内 |
| 3 第二東京弁護士会ブロック | 16名以内 |
| 4 裁判所ブロック | 6名以内 |
| 5 検察庁ブロック | 6名以内 |

6 地方支部ブロック 20名以内

7 本会幹事長が指名する者 6名以内

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、1年毎に半数を改選する。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第6条 本委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(意見の聴取)

第7条 本委員会は、必要に応じて中央大学法科大学院関係者、本会関連委員会委員等、本委員会の運営に資する者から意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 本委員会に事務局担当者を置き、本委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

附 則

1 本規則は、平成18年11月23日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、本規則施行の際、最初に選任される委員のうち半数の委員の任期は1年とし、その余の委員の任期は2年とする。

中央大学法曹会機構改革実行特別委員会規則

平成 15 年 3 月 4 日 会則検討委員会承認

平成 15 年 5 月 15 日 定時総会承認予定

(設 置)

第 1 条 本会に、機構改革実行特別委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第 2 条 本委員会は、本会の機構を改革して、本会の組織を全国規模に拡大するために、本会支部及び支部分会の設立を実行、推進し、その他本会の組織拡大に必要な諸活動を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第 3 条 本委員会の委員は 20 名以内とし、本会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第 5 条 本委員会は、委員の互選により委員長 1 名

を置き、必要に応じ委員長代行 1 名、副委員長若干名を置くことができる。

2 委員長代行、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その順により職務を代行する。

(委 員 会)

第 6 条 本委員会は定例会と臨時会とし、委員長がこれを招集し、議長となる。

(幹事長等の出席)

第 7 条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長及び事務局の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事 務 局)

第 8 条 本委員会に事務局担当者を置き、委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

付 則

本規則は、平成 15 年 5 月 16 日から施行する。

中央大学法曹会募金実行委員会規則

(平成 13 年 12 月 4 日制定)

第 1 条 正副委員長は任期 3 年とする。

第 2 条 委員長は事務局を設置することができる。事務局員の任期は 3 年とする。

第 3 条 期別責任者は 3 年毎に見直すものとする。

第 4 条 委員長は、少なくとも 3 ヶ月に 1 回委員会を招集する。委員長故障ある時は副委員長が招集する。

第 5 条 期別責任者は随時会合を開き、募金の推進をはからなければならない。

右会合の結果、募金の推進の結果について事務局長に少なくとも 2 ヶ月に 1 度文書を以って報告しなければならない。

第 6 条 委員会は平成 24 年 3 月末を以って解散する。

中央大学法曹会テミスを育む会運営委員会規則

平成 15 年 3 月 4 日 会則検討委員会承認

平成 15 年 5 月 15 日 定時総会承認予定

(設置)

第 1 条 本会に、テミスを育む会運営委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第 2 条 本委員会は、中央大学及び本会大学問題委員会と協力しながら、中央大学関係司法試験受験生を物心両面から支援するとともに、中央大学法科大学院の設立・運営に協力し、同法科大学院の学生の勉学を支援することを目的とする。

(委員会の構成)

第 3 条 本委員会の委員は 20 名以内とし、本会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第 5 条 本委員会は、委員の互選により委員長 1 名を置き、必要に応じ委員長代行 1 名、副委員長若干名を置くことができる。

2 委員長代行、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その順により職務を代行する。

(委員会)

第 6 条 本委員会は委員長がこれを招集し、議長となる。

(部会の編成)

第 7 条 本委員会は、その活動内容に従い、随時部会を置くことができる。

(基金の徴収)

第 8 条 委員会は、委員会の活動に必要と認められるときは、本会幹事会の承認を得て、会員から基金を募ることができる。

(幹事長等の出席)

第 9 条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長及び事務局の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第 10 条 本委員会に事務局担当者を置き、委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

付 則

1 テミスを育む会の基金は、これを本会に繰り入れ特別会計とする。同特別会計の決算は定時総会の承認を得なければならない。

2 本規則は、平成 15 年 5 月 16 日から施行する。

中央大学法曹会進路指導対策委員会規則

(設置)

第 1 条 中央大学法曹会(以下「本会」という。)に進路指導対策委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第 2 条 本委員会は、学校法人中央大学及び中央大学学会と連繋して、新・旧司法試験合格者の進路指導対策に取り組み、以て本会の組織拡充を図ることを目的とする。

(指導対象者)

第 3 条 前条の進路指導対象者は下記の者とする。

- 1 中央大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者
- 2 中央大学出身の旧司法試験合格者
- 3 中央大学出身で他大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者

(本委員会の構成)

第 4 条 本委員会の委員は、100 名以内とし、本会幹事会において選任する。

2 本委員会は、次の者で構成する。

- | | |
|----------------|--------|
| 1 東京弁護士会ブロック | 30 名以内 |
| 2 第一東京弁護士会ブロック | 16 名以内 |
| 3 第二東京弁護士会ブロック | 16 名以内 |
| 4 裁判所ブロック | 6 名以内 |
| 5 検察庁ブロック | 6 名以内 |
| 6 地方支部ブロック | 20 名以内 |
| 7 本会幹事長が指名する者 | 6 名以内 |

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、1 年毎に半数を改選する。ただし再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第 6 条 本委員会は、委員の互選により委員長 1 名、

副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(意見の聴取)

第7条 本委員会は、必要に応じて中央大学法科大学院関係者、本会関連委員会委員等、本委員会の運営に資する者から意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 本委員会に事務局担当者を置き、本委員会

の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

付 則

1 本規則は、平成18年11月23日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、本規則施行の際、最初に選任される委員のうち半数の委員の任期は1年とし、その余の委員の任期は2年とする。

中央大学法曹会交流委員会規則

(設 置)

第1条 中央大学法曹会(以下「本会」という。)に交流委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、中央大学の関係諸団体と交流を図り、団体相互の親睦を深めるとともに、本会の会員の研鑽、業務拡充にとって有益な企画をし、実行することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、20人以内とし、幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任

を妨げない。

(委員長・副委員長)

第5条 委員会は、委員の互選により委員長1人及び副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(細 則)

第6条 委員会の運営に関し、この規則に定めのない事項については、委員会で細則を定めることができる。

附 則

この改正規定は、平成28年11月23日から施行する。

中央大学法曹会若手会員活動委員会規則

(設 置)

第1条 中央大学法曹会(以下「本会」という。)に若手会員活動委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、若手会員にとって有益な企画をし、その実行に取り組み、もって若手会員の活動及び本会の組織の充実を図ることを目的とする。

(若手会員)

第3条 若手会員とは、本会の会員のうち毎年4月1日時点において司法修習終了後15年以内の法曹をいう。

(委員会の構成)

第4条 委員会の委員は、20人以内とし、幹事会において選任する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任

を妨げない。

(委員長・副委員長)

第6条 委員会は、委員の互選により委員長1人及び副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(細 則)

第7条 委員会の運営に関しこの規則に定めのない事項については、委員会で細則を定めることができる。

附 則

本規則は、平成21年1月22日から施行する。

中央大学法曹会執行部名簿 (平成27・28年度)

幹事長	山崎司平 (二弁)	事務局次長	藍澤幸弘 (東弁)
副幹事長	大澤成美 (東弁)	事務局次長	長谷川正太郎 (東弁)
副幹事長	若江健雄 (一弁)	事務局次長	山岡篤実 (東弁)
副幹事長	伊達俊二 (二弁)	事務局次長	田中太陽 (一弁)
副幹事長	小松淳一 (二弁 法科大学院)	事務局次長	末岡雄介 (一弁)
副幹事長	桑原豊 (大阪)	事務局次長	山川典孝 (二弁)
副幹事長	伊達健太郎 (九州)	事務局次長	平賀修 (二弁)
副幹事長	合田悦三 (裁判所)	事務局次長	坂井雄介 (二弁)
副幹事長	中澤康夫 (検察庁)	事務局次長	栗林武史 (二弁)
事務局長	松田啓 (二弁)	事務局次長	齋藤亜紗美 (二弁)

中央大学法曹会執行部名簿 (平成29・30年度)

幹事長	大谷隼夫 (東弁)	事務局次長	木村英明 (東弁)
副幹事長	大澤成美 (東弁)	事務局次長	小関勇二 (東弁)
副幹事長	神洋明 (一弁)	事務局次長	小峯健介 (東弁)
副幹事長	松田啓 (二弁)	事務局次長	田中康一 (東弁)
副幹事長	南山佳仁 (新)	事務局次長	國井友和 (東弁)
副幹事長	桑原豊 (大阪)	事務局次長	山岸久晃 (一弁)
副幹事長	伊達健太郎 (九州)	事務局次長	山口純子 (一弁)
副幹事長	合田悦三 (裁判所)	事務局次長	山川典孝 (二弁)
副幹事長	小橋常和 (検察庁)	事務局次長	山田瞳 (二弁)
事務局長	森田憲右 (東弁)		

中央大学法曹会役員名簿 (平成27・28年度)

1. 顧問・参与

(1) 顧問

東京弁護士会 (4名)

小池金市	安原正之
大高満範	坂巻國男

第一東京弁護士会 (4名)

松家里明	奈良道博
林勘市	横溝高至

第二東京弁護士会 (5名)

野宮利雄	田宮甫
小野道久	鈴木誠
千葉昭雄	

(2) 参与

東京弁護士会 (7名)

奥原喜三郎	木川統一郎
菅沼隆志	深澤武久
藤井光春	才口千晴
須藤正彦	

第一東京弁護士会 (3名)

竹村照雄	荻原静夫
川村延彦	

第二東京弁護士会 (0名)

2. 幹事 (○は常任幹事)

東京弁護士会 (244名)

秋元修二	我妻真典
阿南三千子	阿部銅
阿部正博	雨宮真也
荒井清壽	荒井洋一

[illegible]

藤井眞人	藤船村義徳
○ 藤原岩英機	○ 船戸辰勝次
堀野英機	松崎本泰正
松嶋山敬司	○ 水庫口喜裕
圓口光正	宮村田由美
源三羽上徹	村田由美
三村田島公	百森岡清
村森田英一	安矢山口
森田英一	山田俊昭
矢山岸憲哲	山田義剛
○ 山崎八千子	山本川敬夫
山田中尚平	湯吉野大
山本昌弘	吉原光
好川幸一	綿引
吉田村輝次	
脇田輝次	

第一東京弁護士会(114名)

青木一男	赤井文彌
○ 秋定和宏	○ 浅野貴志
新谷謙一	○ 安西利愈
飯田友美	○ 碇伊集院
池内稚利	石田裕久
伊藤尚雄	岩田隆之
梅澤和博	○ 大山圭介
大崎康明	○ 荻原静夫
岡本政力	小口桐武
奥平長治	小片桐賢一
落合長治	金澤添直
金澤直人	○ 川邊嘉靖
川崎史郎	川木ノ元直
○ 川村延彦	木谷明智
木戸弘子	熊谷美子
窪木登志	小林久美
神部範仁	斎藤祐一
後藤貴洋	

酒井憲郎	篠原由宏
○ 島田一彦	○ 嶋田貴文
清水修明	清水保晴
下山田聰明	白河辰男
○ 神洋明憲	○ 鈴木喜久子
○ 鈴木和謙	○ 鈴木秀一
○ 鈴木忠謙	○ 田中博孝
竹川勝己	土橋島哲
田邊孝治	寺遠山信一郎
○ 綱取吉男	中川浩輔
○ 寺中井淳志	中野正人
中野比登司	西坂原平
中村健介	○ 林勘啓一
丹羽博司	平澤隆實
八樋口收鉄	福藤原良一
廣田純一	○ 宮崎万壽夫
福藤英紀	森下憲哲
辺見紀良	○ 八木清崇
松尾智裕	○ 矢部耕純
○ 元木徹雄	○ 山山本卓也
守屋文紀子	○ 横吉高純
保田眞康	○ 若江健雄
○ 山崎源三	渡部朋広
山本孝幸	
山本昌彦	
山本昌毅	
吉岡昌公	
○ 依田一成	

第二東京弁護士会(116名)

相原英俊	青木二郎
朝倉淳也	渥美央二
阿部一夫	新井嘉昭
池田眞一郎	石井芳夫
石川幸吉	石川宏子
石黒康雄	市毛由美
一瀬晴大	伊藤圭一
井手雄央	井野賢哲
猪山美耶子	井堀健志
今中政孝	○ 岩瀬外嗣
岩崎政孝	

岩上大小尾小鍛龜笠門木清釘小小坂佐杉鈴竹田田田伊辻土友奈中	○	本原本川崎野治井井屋村塚澤海松本藤井木上代瀬中達居井部良所	公康康恵征奈真直征武勝知正淳行静雅英則英登俊幸富ル克	雄弘志司毅彦登紀人郎夫久雄勝一弘優子芳夫春敏宏里二一隆司ネ博	○	上大岡奧小香鎌嘉加北木切栗小齋笹宍鈴滝竹田多田谷田戸栃鳥中	○	野川本野笹川田本戸村村貫林林喜瀬戸木田下代田中宮谷木飼川鐵	原一敬大勝一正益茂晋雅総武幸健二慎浩雅直武雅敏重隆五	操栄郎作章雄聰已樹治暢子史夫要児郎周裕一誠武大樹文美明和博郎
-------------------------------	---	-------------------------------	----------------------------	--------------------------------	---	-------------------------------	---	-------------------------------	----------------------------	--------------------------------

○	中	吉	章	一	郎		柳	樂	晃	秀
○	棗		一	郎		○	行	方	美	彦
○	西	浦	善	彦	一		西	本	邦	男
	根	岸	清	一		○	羽	尾	芳	樹
	長	谷	見	一		○	原			誠
	播	磨	源	二		○	平	賀		修
	藤	井		篤			藤	原	真	美
	古	屋	龜	鶴			古	屋	有	子
○	堀	内	幸	夫			楨	枝	一	臣
○	増	田	徑	子			松	井	る	子
	松	田		啓			松	田	政	行
	松	本	公	介			丸	山	輝	久
	三	木		茂			水	口	洋	介
	南	山	佳	人			宮	山	雅	行
	村	重	慶	一			村	野	守	義
	室	谷	和	宏			森		誠	一
	安	井	桂	之		○	柳	澤		泰
	山	内	久	介		○	山	川	典	孝
	山	岡	義	光		○	山	崎	司	平
	山	下	清	兵		○	山	田	明	文
	山	田	忠	衛			雪	下	仲	松
	横	井	弘	男			吉	岡	讓	治
	吉	田	榮	明			吉	田	和	夫
○	吉	野	純	二			萬		幸	男
	脇	坂	一	郎						
			治	國						

3. 会 計 監 事

岸 本 有 巨 中 井 淳
(東 弁) (一 弁)

中央大学法曹会各種委員会名簿(平成27・28年度)

1. 人事委員会

委員長	(一弁)	横溝高至	
委員	(東弁)	石渡光一	稲田寛
		大高満範	坂巻國男
	(一弁)	松家里明	奈良道博
		林勘市	
	(二弁)	千葉昭雄	山崎司平

2. 広報委員会

委員長	(一弁)	八木清文	
委員	(東弁)	牧野英之	圓山司
		好川弘之	小峯健介
	(一弁)	川崎直人	窪木登志子
		八田博司	碓由利絵
		大山圭介	
	(二弁)	尾崎毅	山川典孝
		平賀修	奥野大作

3. 会則検討委員会

委員長	(東弁)	石田茂	
委員	(東弁)	小林信明	菅重夫
		高橋秀一	
	(一弁)	元木徹	山本昌彦
	(二弁)	宮山雅行	根岸清一
		土井隆	

4. 法職教育検討委員会

委員長	(東弁)	山本昌平	
委員	(東弁)	阿部銅	厚井乃武夫
		寺村温雄	溝口敬人
		森田憲右	安田隆彦
		湯川將	
	(一弁)	熊谷明彦	清水保晴
		福田純一	中井淳
	(二弁)	田中宏	鍛冶美奈登
		吉田榮二	

5. 大学問題委員会

委員長	(二弁)	千葉昭雄	
委員	(東弁)	石田茂	石渡光一
		稲田寛	太田治夫
		大高満範	大谷隼夫
		金澤恭男	坂巻國男

		白井正明	鈴木康洋
		瀬川徹	田中紘三
		中島義勝	福家辰夫
		堀合辰夫	安原正之
		山岸憲司	
	(一弁)	安西愈	荻原静夫
		島田一彦	田中茂
		寺本吉男	奈良道博
		丹羽健介	林勘市
		元木徹	横溝高至
	(二弁)	伊達俊二	田宮甫
		千葉昭雄	土井隆
		栃木敏明	行方美彦
		根岸清一	原誠
		松田啓	山崎司平

6. 機構改革実行委員会

委員長	(二弁)	嘉本益巳	
委員	(東弁)	伯母治之	太田治夫
		白井典子	鈴木康洋
		高石昌子	森徹
		森田憲右	
	(一弁)	小口隆夫	神戸範生
		島田一彦	竹川忠芳
		山本隆幸	
	(二弁)	宮山雅行	友部富司

7. 募金実行委員会

委員長	(東弁)	水庫正裕	
委員	(東弁)	佐藤勝	水津正臣
		中島義勝	長谷川武弘
		森田憲右	
	(一弁)	鈴江辰男	神洋明
		八木清文	
	(二弁)	根岸清一	大本康志

8. 進路指導対策委員会

委員長	(東弁)	小関勇二	
委員	(東弁)	阿部銅	石灰正幸
		石橋克郎	大山雄健
		佐藤雅彦	内藤貴昭
		松村卓治	松山憲秀
		森徹	

(一弁) 寺本吉男 池田友子
金澤賢一 村上智裕
大川隆之 秋定和宏
(二弁) 渥美央二郎 小川恵司
亀井真紀 河野浩
田中宏

9. 交流委員会

委員長 (二弁) 根岸清一
委員 (東弁) 石渡光一 大谷隼夫
坂巻國男 鈴木康洋
小峯健介
(一弁) 嶋田貴文 鈴木和憲
川添丈 吉岡毅
鈴木謙 藤原朋奈
横溝高至 渡辺一成

(二弁) 千葉昭雄 山崎司平
田宮武文

10. 若手会員活動委員会

委員長 (一弁) 秋定和宏
委員 (東弁) 藍澤幸弘 阿部鋼
飯塚卓也 井上朗
岡内真哉 小林力
藤原力 宮口裕幸
(一弁) 樋口收 大山圭介
五来久美子 片桐武
柳田康男 山口純子
伊集院剛
(二弁) 田瀬英敏 舟木健
小松淳一 田中雅大

中央大学法曹会各種委員会名簿 (平成29・30年度)

1. 人事委員会

委員長 (二弁) 山崎司平

2. 広報委員会

委員長 (二弁) 横井弘明

3. 会則検討委員会

委員長 (一弁) 元木徹

4. 法職教育検討委員会

委員長 (一弁) 中井淳

5. 大学問題委員会

委員長 (東弁) 石渡光一

6. 機構改革実行委員会

委員長 (東弁) 森徹

7. 募金実行委員会

委員長 (一弁) 林勘市

8. 進路指導対策委員会

委員長 (一弁) 秋定和宏

9. 交流委員会

委員長 (東弁) 内藤貴昭

10. 若手会員活動委員会

委員長 (二弁) 根岸清一

編集後記

「中大法曹」第28号をお届け致します。

法務研究科長の小木曾先生の論稿にある「法科大学院の志願者激減問題」は、日弁連でも深刻な問題となっています。日弁連では、学生向けのパンフレットやイベントなどの企画を通じて、弁護士の魅力を発信しておりますが、法学部長の中島先生の論稿にある「高校生からの法学入門」が大きな反響を得ていることは、大変心強く感じました。

中央大学及び中大法科大学院には、今まで通り、法曹養成の中心的な役割を担って頂く必要があると皆が期待するところですが、大村雅彦理事長及び酒井正三郎学長・総長には、「中長期事業計画 Chuo Vision 2025」について、力強い論稿を賜り厚く御礼申し上げます。大村理事長におかれましては、約半世紀ぶりに教学から就任された理事長であられるので、僭越ながら、大いに期待させて頂いております。

特集については、パネルディスカッション「若き法曹の活動分野～今から始める就職戦線」は、法科大学院生には大変参考になる記事であり、水野邦夫先生の「弁護士任官者から見た民事弁護」は、裁判所の外と内で弁護士の弁護活動はどのように見られるのかという弁護士としては、永遠のテーマというべき問題が大変わかり易く且つ核心を突いて記載されており、弁護士必見の記事とも言えるべきものです。

委員会活動報告では、各種委員会の地道な活動が報告されており、これにより中大法曹会の活動が支えられていることをご理解頂ければ幸甚です。

末筆になりましたが、本誌が刊行に漕ぎ着けるには、特に、広報委員会の山川典孝先生、碓由利絵先生、担当次長の田中太陽先生の熱心な活動が大きかったことを記して、厚く御礼申し上げます。

(広報委員会委員長 八木 清文)

中 大 法 曹 No.28

平成29年11月2日 印刷

平成29年11月15日 発行

(非売品)

発行人 大谷隼夫

編集人 八木清文

発行所 中央大学法曹会

印刷所 株式会社プロネート

東京都板橋区前野町 2-19-8

電話 (03) 5392-7221

中央大学法曹会

